

# 勝山市景観計画

地域資源を生かした  
魅力あるまちづくり を目指して

H23.12 策定

R5.3 改定

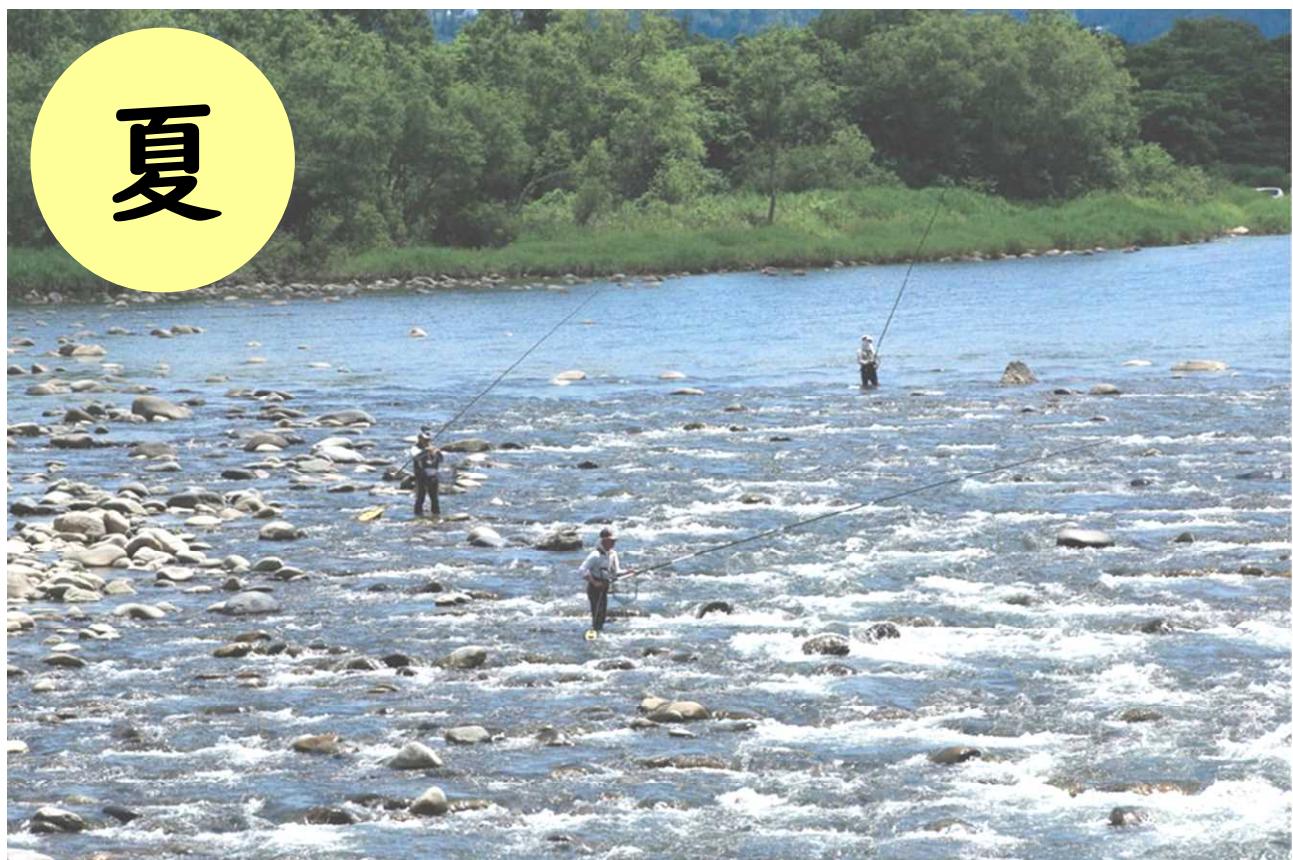
勝山市

勝山市の四季景観



春

弁天桜と加越山地



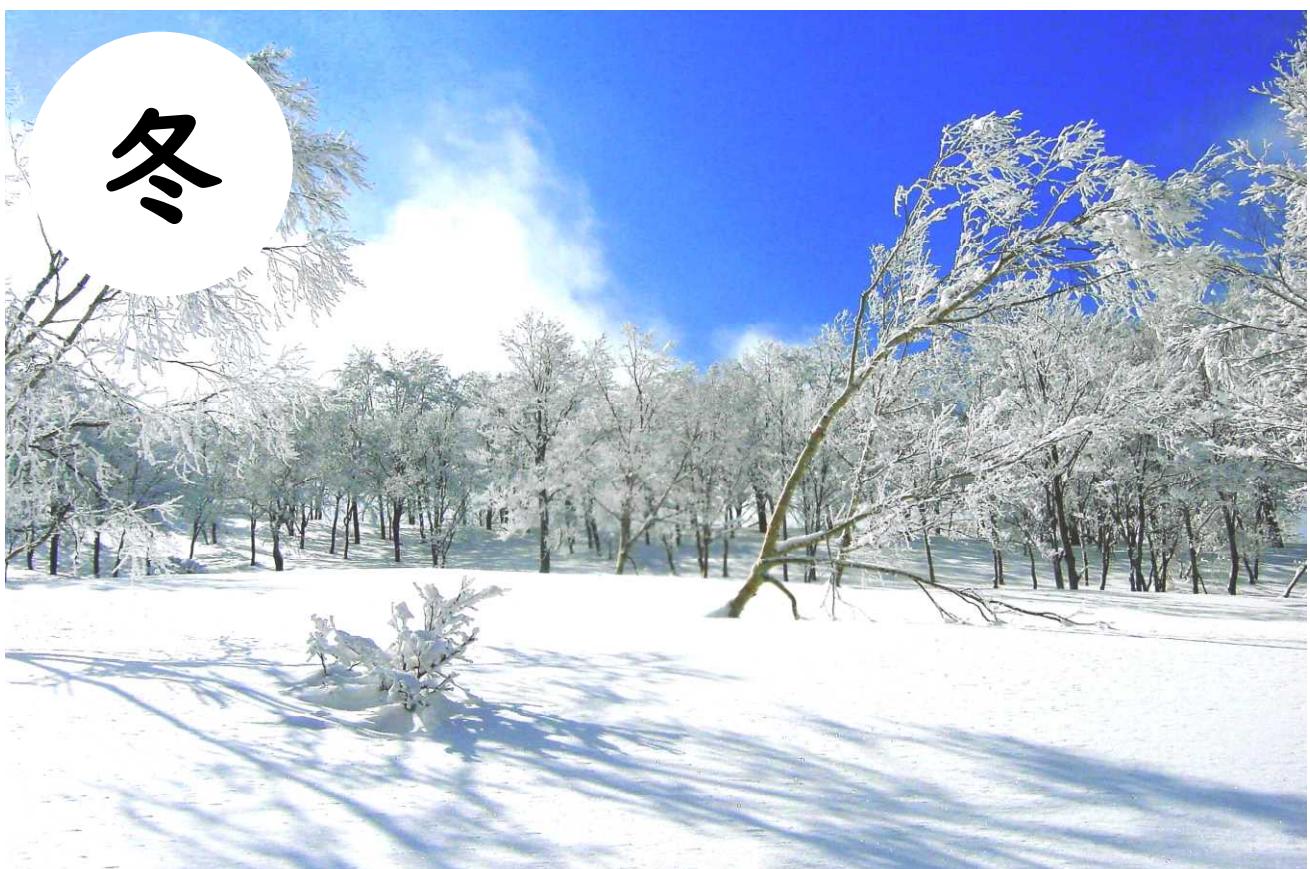
夏

九頭竜川の鮎釣り

勝山市の四季景観



稲刈りと勝山城博物館



雪化粧した法恩寺山の樹林

# 目 次

## はじめに

1. 景観とは	1
---------	---

## 第1章 勝山市景観計画の役割・構成等

1. 景観計画とは	3
2. 勝山市景観計画の策定及び改定の背景	3
3. 勝山市景観計画の役割と構成	5
4. 勝山市景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係）	6

## 第2章 勝山市の景観の特性

1. 霊峰白山を後背に稜線が重なる雄大な山並みの眺望景観	7
2. 見て触れて感じることができる自然景観	10
3. 悠久の時の流れが今に語りかける歴史景観	14
4. 暮らしの中に伝統文化が息づく優美なまちと集落景観	18
5. 勝山固有の風景に美しく調和した施設景観	21

## 第3章 良好的な景観の形成に関する目標・方針（景観法第8条第3項関係）

1. 基本目標	23
2. 基本方針	24
3. 分類別景観形成方針	25
4. 地区別景観形成方針	37
(1) 勝山の景観を印象付ける重要な地区	38
(2) 景観形成地区	39
(3) その他の地区	46

## 第4章 勝山市景観計画区域及び景観形成地区における行為の制限に関する事項

（景観法第8条第2項第2号、第61条関係）

1. 勝山市景観計画区域（景観形成地区を除く。）（景観法第8条第2項第2号関係）	53
(1) 届出の対象となる行為	53
(2) 行為の制限（景観形成基準）	55
2. 勝山市景観計画区域内の景観形成地区（景観法第61条関係）	61
2-1. 本町通り景観形成地区	61
(1) 届出の対象となる区域	61
(2) 届出の対象となる行為	62
(3) 行為の制限（景観形成基準）	64
2-2. 平泉寺区景観形成地区	66
(1) 届出の対象となる区域	66
(2) 届出の対象となる行為	67
(3) 行為の制限（景観形成基準）	69

## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条2項第3号関係)

1. 景観重要建造物の指定の方針	72
2. 景観重要樹木の指定の方針	73

## 第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条2項第4号イ関係)

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本的事項	74
---------------------------------------	----

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(景観法第8条2項第4号ロ関係)

1. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な事項	77
2. 占用許可の基準	79

## 第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条2項第4号ニ関係)

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	81
------------------------------	----

## 第9章 景観計画の推進に向けての方策

～市民と行政が育む協働の景観づくりの推進～

1. 協働の景観づくりを進める方策	83
2. 景観づくりに関する各種法制度の活用	87

## 参考資料



写真 1. 勝山市の新しい玄関口である県道勝山インター線と加越山地

# はじめに

## 1. 景観とは

「景観」は、私たちを取り巻く環境の見え方、「景色、眺め、風景」のことと、それぞれの地域において、異なる自然条件や歴史、文化等とともに、人々のさまざまな営みが積み重なって造られています。

平成16年(2004)に施行された景観法(第2条)では、良好な景観の基本理念について、次のように解説しています。

### 1 良好的な景観は

- (1) 美しく、風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものである。
- (2) 国民共通の資産である。
- (3) 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。
- (4) 地域の固有の特性と密接に関連するものである。
- (5) 観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものである。

### 2 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである。

良好的な景観は、地域の個性や特色を特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。そして、身の回りの良好な景観は、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。さらに、地域固有の良好な景観や美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担っていきます。

## ■ 「景観」を把握するモデル

景観は、下の表及び図に示す4つの要素、①視点、②視点場、③視対象、④対象場によって構成されます。①視点」は見る人、「②視点場」は見る人がいる周囲の空間、「③視対象」は人の目を引きつけたり、眺められたりするモノ、「④対象場」は眺められるモノ(視対象)がある周囲の空間を示し、「見るー見られる」の関係によって成り立っています。

視点周囲の環境や見るものとの遠近感など、視点場の違いによって視対象の見え方が変わります。このため、良好な景観のためには、視対象を良好に保つだけでなく、視点場の保全と整備も重要になります。特に人が往来する道路や歩道、展望所など、視点の数が多い視点場からの景観は、十分な配慮が必要です。

表1. 景観構成要素とは

景観構成要素	要素の意味	例
① 視点	視点は景観を見る人間自身を指しています。	市民が見る、居住者が見る、観光客が見るなど
② 視点場	景観を見る場合の視点の存在する「場」を意味し、視点近傍の空間を表しています。	道路歩道部、河岸、山頂、ビルの屋上、住宅の中など
③ 視対象	得られている景観の中で、強い影響力を持つ対象を意味しています。	まち並みの景観、道路の景観、建築物の景観など
④ 対象場	眺められている景観から、視点場や主対象を除いた全ての対象を意味しています。	住宅地、商業地、工業地、自然地、農業地域など

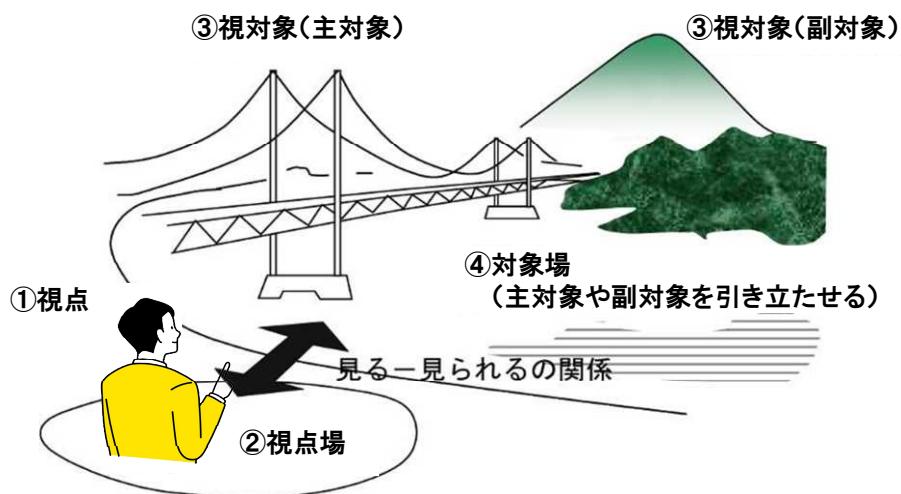


図1. 景観把握モデル図(視点場と視対象の関係)

# 第1章 勝山市景観計画の役割・構成等

## 1. 景観計画とは

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が景観行政を進めるために、良好な景観の形成のための基本的な方針、行為の制限に関する事項を定める計画です。

景観計画を策定することにより、一定規模以上の建築物の建築等の行為に対する届出や、景観重要建造物や樹木の指定、景観協定など景観法に規定する制度が活用できるようになります。

※景観行政団体:景観法に基づき、景観計画を定めることができる県及び市町村

## 2. 勝山市景観計画の策定及び改定の背景

勝山市は、周囲の山々と九頭竜川をはじめとする多くの河川からなる豊かな自然環境に囲まれています。そして、勝山市には1億2千万年前、恐竜が存在していたことや縄文時代にも人々が暮らしていたことが分かっています。この地で人々が暮らし、中世の平泉寺、近世の城下町、近代の織物業などいろいろな歴史や文化が生まれてきました。豊かな自然環境、歴史や文化、人々の暮らしなどが相まって、勝山特有の景観が生まれ、楽しみ、そして守り伝えられてきました（参考資料-8）。

平成16年（2004）に国の景観法が施行されると、勝山市は平成18年（2006）景観法に基づき景観計画を定めることができる景観行政団体となり、平成23年（2011）に「勝山市景観計画」を策定し、合わせて「勝山市景観条例」を制定しました。景観計画策定時には、眺望景観の保全を目的に、屋外広告物の禁止エリアを拡張し、撤去や改修に対し支援を行いました。さらに、景観形成地区（P37）を中心に伝統的建築物や門、石積みなどの外観改修や修景に対し継続的な支援を行い、特徴的なまちなみ景観の保全を行っています（P87及び参考資料-14）。

景観計画策定以前にも、景観に重点を置いたまちづくりが展開され、景観形成が図られてきました。その後も、図1-1に示すような景観に関連する各種計画と相互連携し、景観形成を図っています。

今後、北陸新幹線福井・敦賀開業や、中部縦貫自動車道の県内全線開通などの広域的な道路交通網の進展により、勝山市内への観光客入込数の増加が見込まれ、まちづくりへの好循環が期待されます。

その一方で、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、空き家・空き地の増加が考えられ、市民からも対策を要望する声が高まっています。さらに、近年では脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電施設や風力発電施設など）の発展・普及に伴う大規模な施設の設置や、デジタル化で需要が高まる無線通信に関する電波塔の増加など、景観への影響が懸念される事例が全国的に広がってきています。令和2年度に実施した市民アンケートからは、勝山市の豊かな自然環境の保全を重要視していることを読み取ることができます、景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化への対応が求められています。

今回、関連計画との整合・連携を図りながら、勝山市の景観を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後も勝山市の優れた景観を守り、継承し、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを実現するため、本計画を改定することとします。

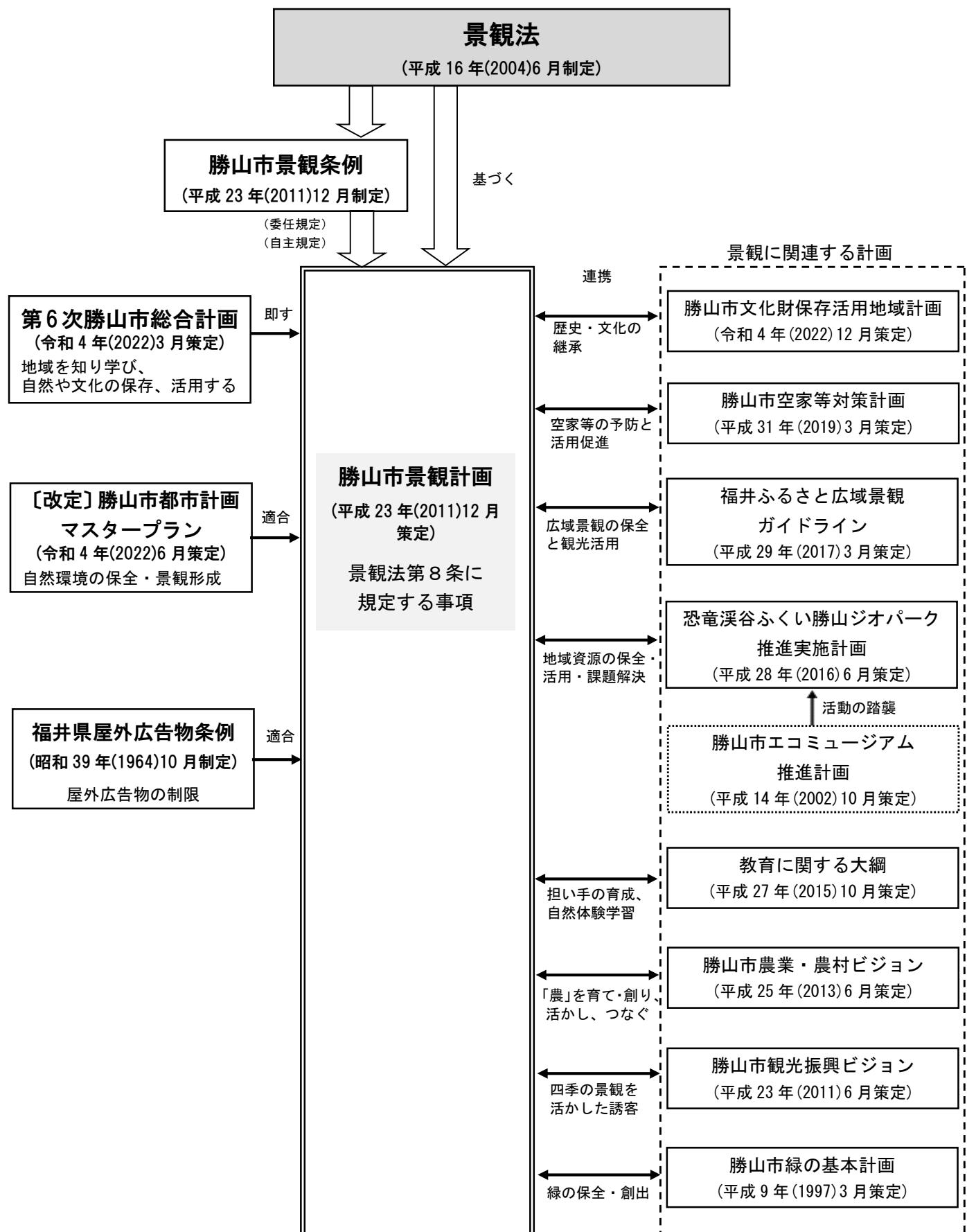


図 I-1. 勝山市景観計画の位置づけ

### 3. 勝山市景観計画の役割と構成

勝山市は、白山平泉寺旧境内、福井県立恐竜博物館、法恩寺山リゾートや、地域固有の数多くの地域資源に恵まれています。また、靈峰白山とそれにつながる加越国境の山々、盆地に広がる田園空間と盆地を縦貫して流れる九頭竜川に特徴づけられ、まさしく、まち全体が大地の公園となっています。

これら地球や動植物、人類の活動によって創られた、眺望景観やふるさとの原風景を保全・継承し、磨きをかけていくことが、現在に生きる私たちの重要な責務であります。

勝山市景観計画は、市民、団体、行政が一体となって、美しい自然景観や眺望景観、固有の歴史景観などを市民共有の資産として未来へと残し、さらにこれらと調和のとれた景観の形成を進めていくための指針の役割を果たすものです。

勝山市景観計画は、大きく下図に示すような構成となっています。

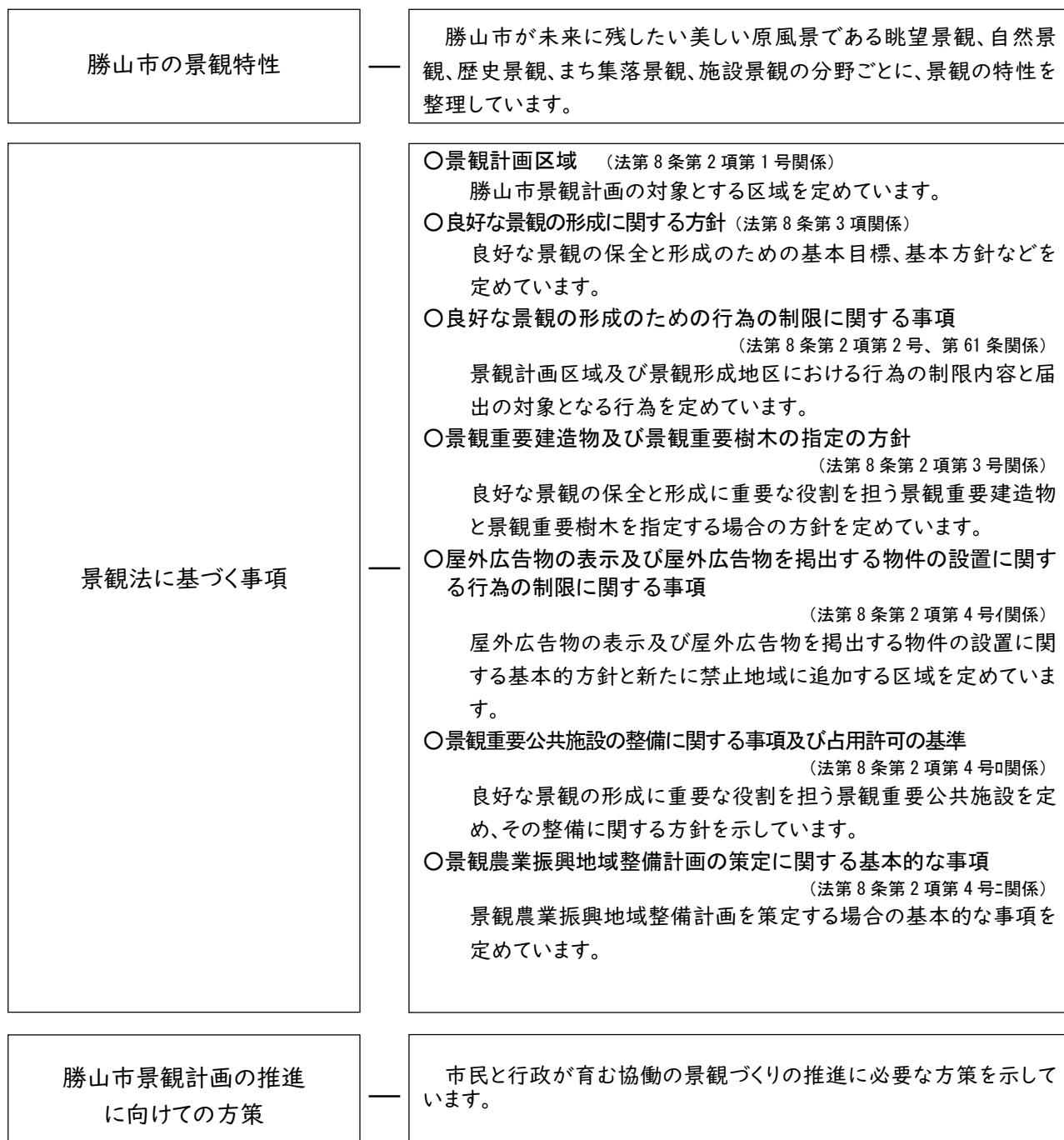


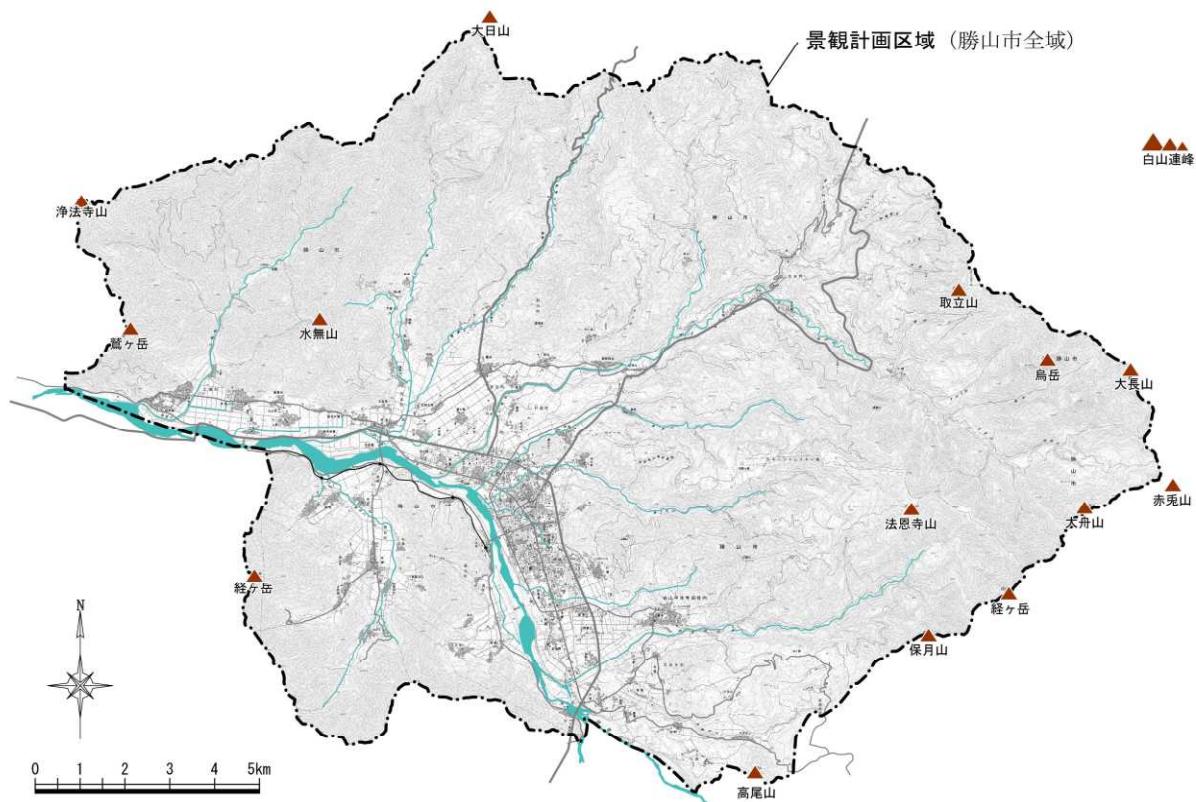
図1-2. 勝山市景観計画の構成

## 4. 勝山市景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

勝山市では、市全域において良好な景観の形成を図るために、景観計画に定める「景観計画区域」を下図に示すように勝山市全域とします。

「景観計画区域」では、一定規模を超える建築物や工作物等の建築や土地の開発等の行為について、景観形成方針及び行為の制限を定めるとともに、市への届出が必要となります。



図I-3. 勝山市景観計画区域図

## 第2章 勝山市の景観の特性

### 1. 灵峰白山を後背に稜線が重なる雄大な山並みの眺望景観

勝山市の景観は、遠景や背景となる山並みと、中景、近景にある集落や田園の風景を一体に眺めることができます。パノラマ状の「眺望景観」が大きな特徴であり、魅力となっています（写真2-1～写真2-4）。

勝山盆地の中には、市街地の周りに田園地域が広がり、田園集落が点在しています。また、右図に示すように、勝山市は雄大な九頭竜川が市街地に沿って流れ、北部の加越山地と南部の越前中央山地の山々に囲まれ、いろいろな方面からの眺望景観が広がっています。勝山市の主な眺望景観の視点場の位置図をP9 図2-3に示します。

特に九頭竜川の左岸側から見る加越山地の白山方向には、農村集落と田園風景が広がり、越前甲（大日山）、取立山、法恩寺山など標高1,000m級の雄大な山並みの稜線が連なり、さらに、その後背に靈峰白山がそびえる、パノラマ状の眺望景観が展開されています（写真2-1）。

また、勝山橋周辺においては、北に越前甲（大日山）、東に大師山と越前大仏、南に荒島岳が望め、九頭竜川、弁天緑地と一体となった眺望景観が展開します（写真2-5、写真2-6）。

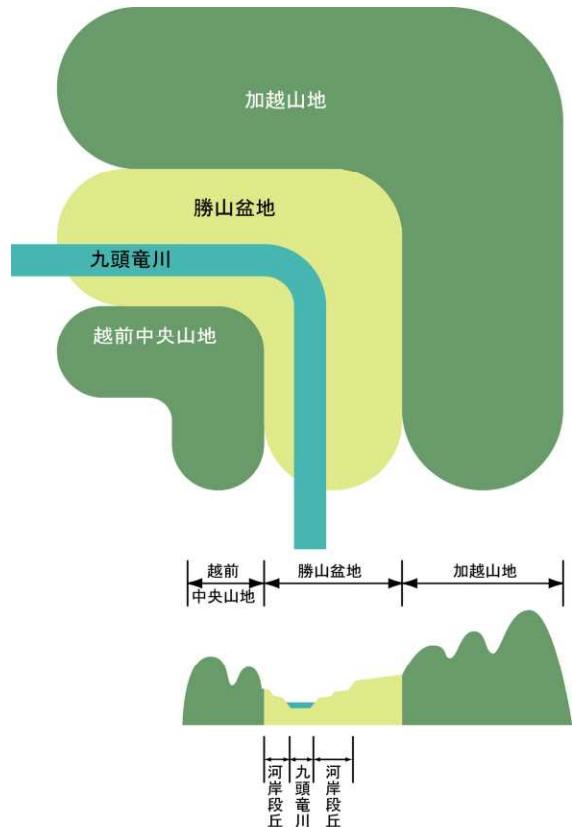


図2-1. 勝山市における3つの大きな地形区分図



写真2-1. 鹿谷町保田から見る白山方面（図2-3 眺望景観②）

さらに、福井方面からのえちぜん鉄道に乗って勝山市に入ってくると、九頭竜川が流れ、靈峰白山を後背に面的に広がる田園集落と雄大な山並みの稜線が連なる、四季折々の風景を眺めることができます（写真2-7）。この風景は、全国的にも高く評価され、平成20年（2008）「日本の鉄道車窓絶景100選（新潮社）」の一つに選定されました。

こうした勝山市に展開する景観は世界的にも評価され、平成19年（2007）アメリカの経済誌 *Forbes*\*において、勝山市は日本で唯一「The World's Cleanest Cities（世界で最もクリーンな都市ランキングトップ25）」に選定されています。

\**Forbes*（フォーブス）：平成19年（2007）にアメリカの経済紙フォーブス電子版で、勝山市は世界で9番目、アジアでは最もクリーンなまちとして掲載された。



写真 2-2. 三室山から見る市街地や越前甲(大日山)方面  
(図 2-3 眺望景観⑦)



写真 2-3. 勝山城博物館から見る市街地方面  
(図 2-3 眺望景観⑭)



写真 2-4. 龍谷公園から見る市街地方面  
(図 2-3 眺望景観⑧)



写真 2-5. 弁天緑地から見る越前甲(大日山)  
(図 2-3 眺望景観⑩)



写真 2-6. 勝山橋から見る大師山と越前大仏  
(図 2-3 眺望景観⑪)



写真 2-7. 小舟渡駅周辺から見る白山方面  
(図 2-3 眺望景観①)

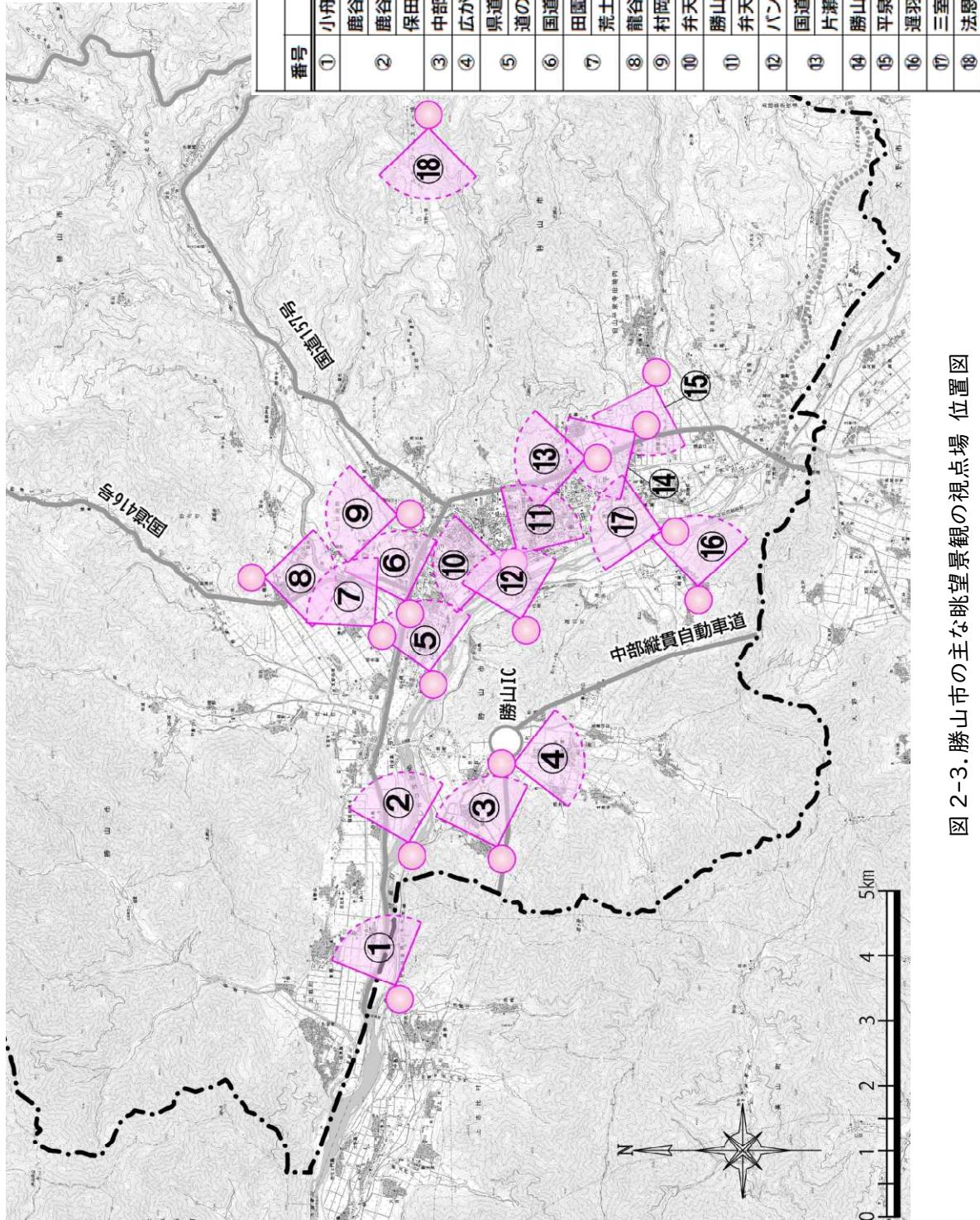


図 2-3. 勝山市の主な眺望景観の視点場 位置図

## 2. 見て触れて感じることができる自然景観

### (1) 地形

勝山市は、北部の加越山地と南部の越前中央山地に囲まれた盆地にあり、高低差に富んだ多彩な自然景観が展開しています。

西部から東部の市境を構成する加越山地は、西から淨法寺山、越前甲（大日山）、ミズバショウが自生することで有名な取立山、法恩寺山や経ヶ岳等、標高1,000m以上の山々から構成されており、一部白山国立公園や奥越高原県立自然公園に指定されています（写真2-8、写真2-9）。

越前中央山地は、加越山地より一段低い標高700m以下の山々からなり、大野市や福井市（旧美山町）の山々との稜線の重なりが美しい自然景観を形成しています。

勝山盆地は、九頭竜川の氾濫原や河岸段丘崖、滝波川や女神川等の河川の扇状地で、中央部を流れる九頭竜川まで東西に緩やかな傾斜が続いています。また、盆地内には三室山<sup>みむろ</sup>や村岡山<sup>むろこ</sup>など、島状の小丘もあります（写真2-10）。勝山市の特徴である九頭竜川の河岸段丘崖は、七里壁と呼ばれ、河岸段丘崖の上と下を結ぶ坂道も見られます（写真2-11）。



写真 2-8. 遅羽町大袋から見る経ヶ岳 (白山国立公園)

（図2-3 眺望景観⑯）



写真 2-9. 加越山地のひとつである赤兎山



写真 2-10. 三室山



写真 2-11. 九頭竜川の河岸段丘崖である七里壁

## (2) 地質（恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク※）

手取層群が広がる北谷町杉山地域一帯は、昭和63年(1988)に1億2千万年前の肉食恐竜の化石等が発見されて以来、全国でも貴重な恐竜化石の宝庫としてクローズアップされています。

この他、法恩寺山、経ヶ岳周辺に見られる火山活動の地形や、河岸段丘崖、七里壁、大清水など豊富な地質・地形遺産（ジオサイト）を有していることから、平成21年（2009）年に日本ジオパーク委員会※より「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」の認定を受けました。これらも勝山市独自の景観特性となっています（写真2-13、写真2-14）。ジオサイトの一覧表を参考資料-10に示します。

大矢谷白山神社には高さ20mを超える巨岩塊があります。これは大小多くの岩が集まったもので、数万年前にあった、経ヶ岳の山頂付近の大規模な崩壊に伴う「岩屑なだれ」によって流れてきたものです。（写真2-15）

※ジオパーク：ユネスコが提唱する学術、文化的に貴重な地質遺産（地層、岩石、断層、火山など）に親しみ、学び、楽しむ場所のことを言う。ユネスコの支援を受けている世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されており、日本では日本ジオパークネットワークが組織されている。

令和4年（2022）1月28日現在、日本の46地域が、日本ジオパーク委員会によって日本ジオパークに認定されている。

※日本ジオパーク委員会：日本におけるジオパークの公式認定機関。



写真 2-13. 恐竜化石発掘地



写真 2-14. 恐竜化石発掘地 ジオツアー

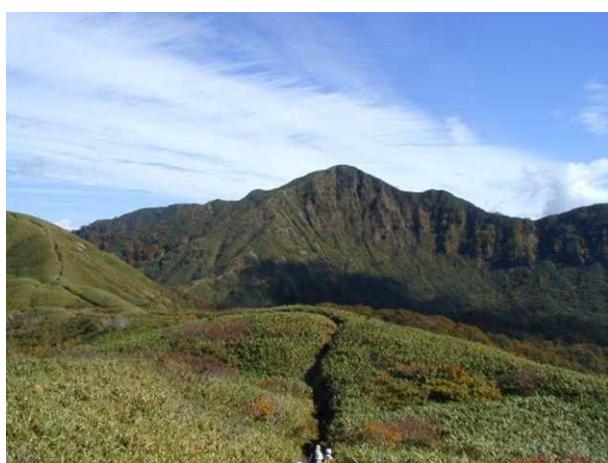


写真 2-15. 経ヶ岳

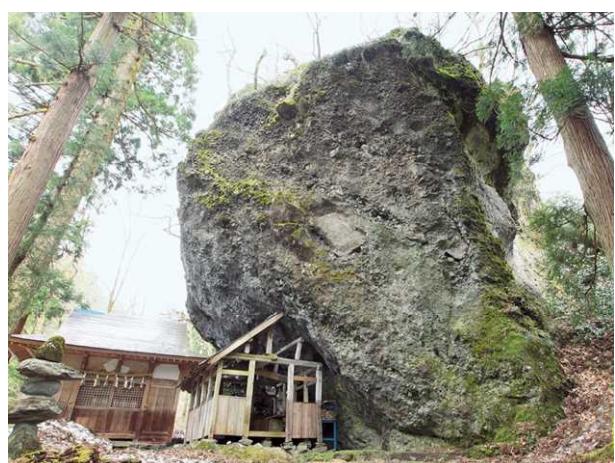


写真 2-16. 大矢谷白山神社の巨大岩塊

### (3) 気象

勝山市の気象は、一年を通して湿潤で、寒暖の差が大きいという特徴があります。夏は蒸し暑く、冬は寒く、積雪が2mを超すこともある福井県内屈指の豪雪地帯でもあります。“春一番”と呼ばれる春に吹く南東の風は、山々の残雪を溶かし、勝山市の長い冬の終わりをつけ、本格的な春を呼び込みます。その他、季節の変わり目に吹く風（季節風）は周囲の山々に新緑、紅葉、雪化粧といった季節に応じた表情をもたらし、人々は山の表情によって季節の変化を感じることができます（口絵写真「春」）。

### (4) 植生・生態系等

勝山市は動植物の生息地として、非常に多種多様で豊かな生態系を有した自然に恵まれています。

里山には、カタクリ、ミチノクフクジュソウ等の貴重な植物の群生地・自生地があり、標高1,000m以上の山地にはミズバショウやブナの原生林を見ることができます（写真2-17～写真2-19）。また、水辺では多年草の水草で福井県の準絶滅危惧種に選定されているバイカモの群生や、勝山市の至る所で、「市の木」となっているスギがみられ、特にスギの大木が並ぶ平泉寺の菩提林は、歴史的背景とともに特徴的な景観を形成しています。

市街地の身近なところでホタルが見られ、田園ではアカトンボなど現在では少なくなった昆虫も生息し、深山には貴重なイヌワシ、クマタカなどの猛禽類も生息しています（写真2-20）。さらに九頭竜川においてはコチドリやキジ等の鳥がさえずり、アユやアラゲコ、ウグイ等の魚が生息し、ヨシやネコヤナギ等の植物が繁茂するなど、市域全体が生物の宝庫となっています。

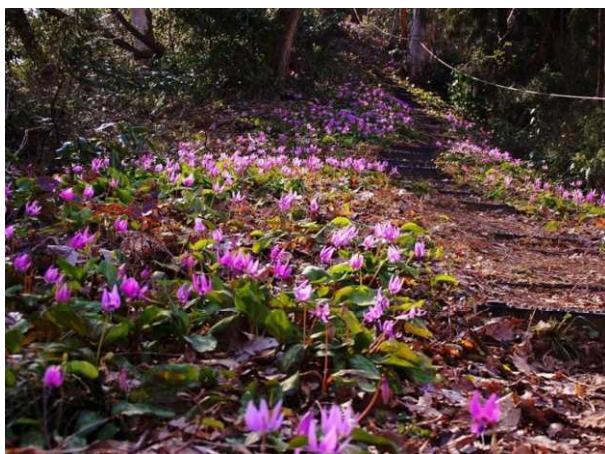


写真 2-17. バンビラインのカタクリ



写真 2-18. 木根橋のミチノクフクジュソウ



写真 2-19. 取立山のミズバショウ



写真 2-20. 岩屋川のホタル

## (5) 水辺・滝等

勝山市には九頭竜川流域の一級河川が19河川あり、上流には滝が多く見られ、水辺景観を形成しています(写真2-21)。特に、勝山盆地中央を流れる九頭竜川は、豊かな水量と生態系を有し、雄大な自然景観を形成しています。春の桜、夏のアユ釣り、秋のヨシの原、冬の雪景色と変化し、四季折々の風景で、市民の目を楽しませています。

市内に分布する滝は、火山など大地との関わりが深く、大地の成り立ちを知る自然の素材です。滝の水の姿・形は様々ですが、これら滝は、暑さの厳しい夏に、自然の清涼剤として人々の心を癒してくれています(写真2-22)。下図に19の一級河川及び7つの滝の位置と、ホタルの主な生息地を示します。



写真2-21. 一級河川 滝波川



写真2-22. 法恩寺山にある弁ヶ滝

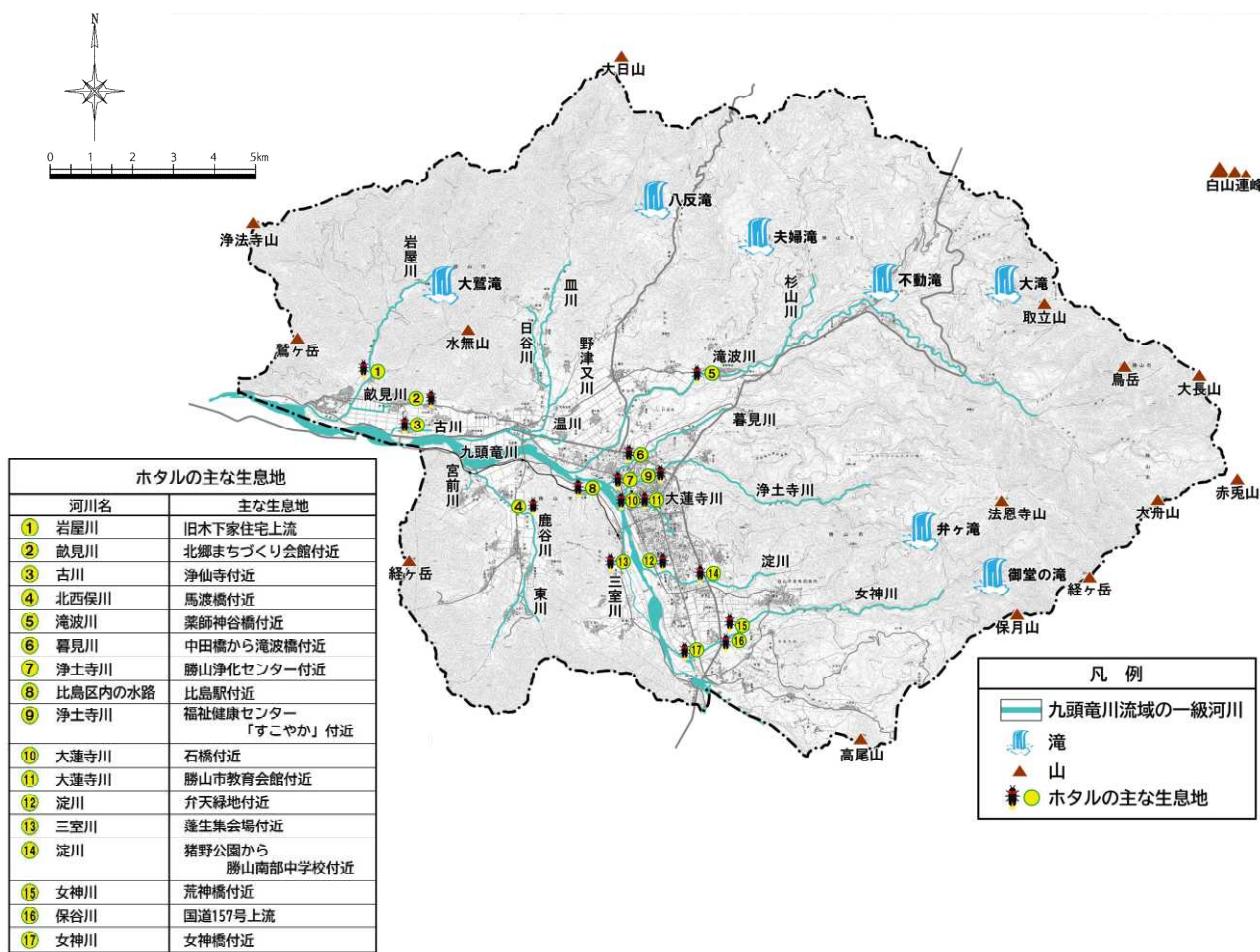


図2-4. 九頭竜川流域の一級河川、滝、山、ホタルの主な生息地 位置図

### 3. 悠久の時の流れが今に語りかける歴史景観

#### (1) 市街地の歴史と景観

市域の各地で、縄文時代の生活の跡が確認されており、九頭竜川が形成した河岸段丘上には、旧石器時代から人々の住んでいたことが近年の発掘調査によって明らかになっています。

奈良時代には、越の大徳と呼ばれた泰澄によって白山平泉寺が開かれ、白山信仰の一大拠点として、経済や文化なども大いに高まり栄えました。天正2年(1574)、白山平泉寺は一向一揆勢の焼き討ちにあい、一夜にして焼失しましたが、昭和10年(1935)に国の史跡として指定され、平成元年から始まった発掘調査で、かつての境内の遺構が検出されています。境内一面の美しい苔や菩提林と石畳道などの景観からは、当時の栄華を感じることができます(写真2-23)。

天正8年(1580)、柴田氏が一向一揆を抑え、現市街地に城を築き、江戸期には松平氏や小笠原氏などが入封し、城下町として栄えました。この時に始まったとされる勝山左義長や年の市は、現在も勝山市を代表する年中行事となっています(写真2-24)。また、城下町としての面影は、七里壁の石積みや本町通りに数多く残る伝統的な町家などに残っていて、優れた歴史景観として保全・継承されています。

##### <奈良～戦国時代>

泰澄によって開かれた白山平泉寺は戦国時代のころ隆盛を極め、「六千坊」といわれる僧侶の坊院が建ち並びました。また、近くには商人や職人が集まり、「宗教都市」が形成されました。



図2-5. 平泉寺六千坊



写真 2-23. 平泉寺白山神社境内

##### <江戸時代>

1580年に柴田勝安が城(勝山城)を築きました。そこを中心として、袋田町、後町、郡町という現在の中心市街地の原型がつくられました。また小笠原氏入封後、現在の元禄町に武家屋敷町が築かれました。



図2-6. 江戸時代の中心市街地



写真 2-24. 本町通り年の市

明治時代に入り、機業が盛んとなりました。明治末期には大規模な工場が造られ、中心市街地の東部に機業町が形成されます。現在多くの機屋があり、のこぎり屋根の特徴的な工場建築や機織りの音色は勝山市の音の風景景観となっています(写真 2-26)。

この繊維産業の歴史を保存し、後世に伝えるために平成 20 年(2008)に旧機業場を活用して整備された「はたや記念館ゆめお一れ勝山」は、勝山市指定文化財、国の近代化産業遺産\*に認定されており、勝山市のまち並みを代表する景観資源となっています(写真 2-25)。

\*近代化産業遺産:わが国産業近代化の過程を物語る存在として継承されている数多くの建造物、機械、文書などの「近代化産業遺産」について、経済産業省が、産業史・地域史を軸としたストーリーに取りまとめたもの。

#### <大正～昭和期>

明治期からはじまった勝山の機業は発展を続け、明治末期からは工場も大規模なものとなり、既存の市街地の周辺に立地はじめました。



図2-7. 大正～昭和期の工場の立地



写真 2-25. はたや記念館ゆめお一れ勝山

#### <近年>

近年、市街地開発事業(土地区画整理事業等)等によって市街地はさらに拡大を続けています。

一方、機業等は郊外へ移転をしたために、跡地がショッピングセンター等にかわっているところもあります。

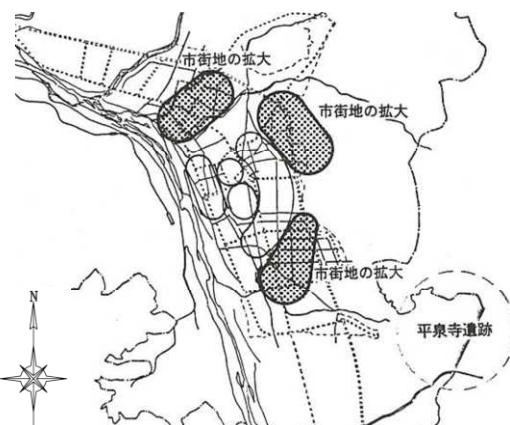


図2-8. 近年の市街地



写真 2-26. 建ち並ぶ繊維工場

## (2) 景観に関わる文化財

勝山市内には、参考資料-12に示すように、数多くの文化財があります。これらの文化財も勝山市の貴重な景観資源になっています。

### ①史跡・名勝

代表的な史跡として、国指定の白山平泉寺旧境内があり、県指定では三室遺跡、市指定では、泰澄母の墓所、勝山藩主小笠原氏廟所、谷の石畳道、畠ヶ塚（伊知地古戦場）、村岡山城跡、旧勝山城下域の七里壁等があげられます（写真 2-27、写真 2-28）。また、指定を受けていませんが、長山公園（講武台跡）等も貴重な史跡です。

名勝としては、国指定の旧玄成院庭園、県指定の平野氏庭園、市指定の龍谷公園があります。旧玄成院庭園は、室町時代に造られた枯山水の名園で、苔のみどりと静けさが調和した自然景観が形成されています（写真 2-29）。また、龍谷公園は、山の自然を活かしながら公園化され、市街地を眺望できる視点場にもなっています（写真 2-30）。



写真 2-27.国指定の白山平泉寺旧境内



写真 2-28.谷の石畠道



写真 2-29.白山平泉寺旧境内にある旧玄成院庭園



写真 2-30.龍谷公園から見る市街地方面

（図 2-3 眺望景観⑧）

## ②建造物

歴史的建造物としては、国指定重要文化財の旧木下家住宅があります。江戸時代に建てられた茅葺き「両袖造り」の民家で、周囲の集落景観の重要なポイントになっています(写真 2-31)。

また、市指定の旧勝山藩藩校の成器堂の建物や備荒倉があります。成器堂の建物は市内の神明神社などに移築保存され、備荒倉は平泉寺町と滝波町に残っています(写真 2-32)。これらも勝山市の貴重な歴史景観といえます。



写真 2-31. 旧木下家住宅



写真 2-32. 平泉寺集落にそのまま残る備荒倉

## ③旧跡

旧跡としては、江戸時代の舟渡場としてにぎわいをみせていた九頭竜川の笛の渡(下荒井)、鵜の島の渡(中島)、比島の渡、小舟渡などがあります(写真 2-33)。

また、明治時代に下袋田町(現本町通り)に建っていた市指定の金灯籠は、現在は毘沙門の境内に移されています。夕方になると火がともされ、常夜灯としてまちのシンボルとなっていました(写真 2-34)。



写真 2-33. 下荒井の笛の渡



写真 2-34. 毘沙門の金灯籠

#### 4. 暮らしの中に伝統文化が息づく優美なまちと集落景観

勝山市の市街地や多くの集落は、下図の地形断面図に示すように、九頭竜川やその流域によって形成された河岸段丘や扇状地に立地しています。他に、山の谷合の斜面を利用して形成された集落もあります。

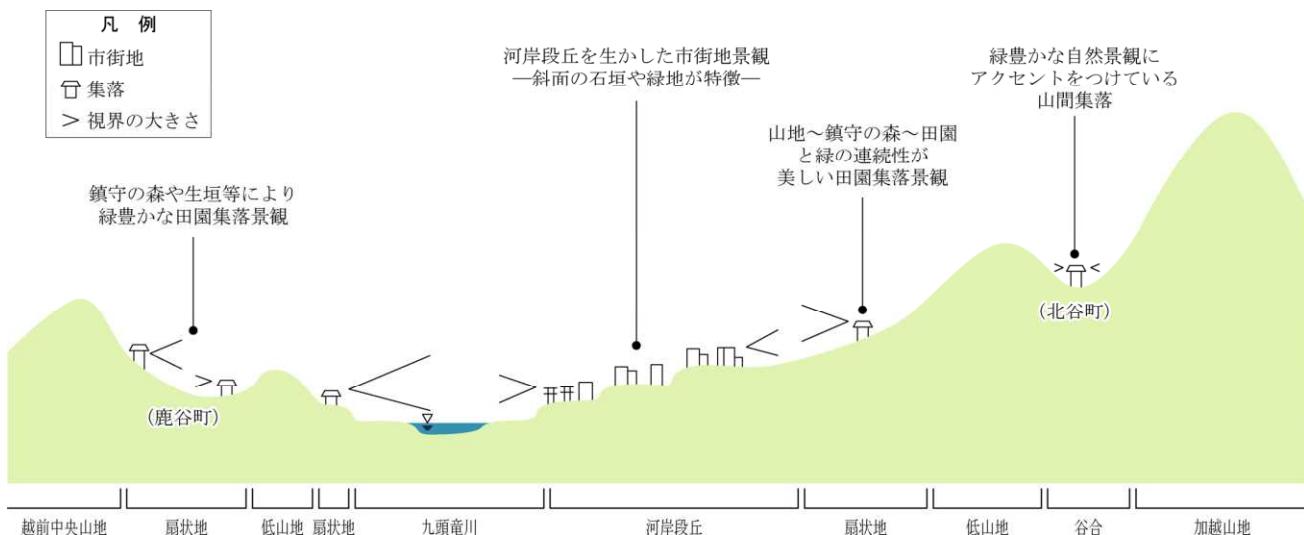


図2-9. まち・集落景観の概要

(1) 旧勝山城下

勝山市の市街地は、九頭竜川の河岸段丘や九頭竜川に注ぎ込む河川によって形成される扇状地に、九頭竜川に向って緩やかに傾斜しながら、広がりのある市街地を形成しています。

伝統的なまち並み景観が残されている地区として、本町1丁目、2丁目（旧町名：袋田町、郡町、後町、河原町）及び旧牛首街道沿いの沢町や芳野町などがあげられます。これらの地区には、切妻平入瓦葺きの2階正面の両端に袖壁を持つ町家が多く見られ、昔の城下町の景観を形成しています。

高台の元町(旧町名:元祿)には武家屋敷が残っています。七里壁の台地上の武家地と七里壁の下に広がる下町、それら高低差をつなぐ複数の坂道も勝山市の景観の特性で、情緒豊かな城下町の面影が偲ばれます。

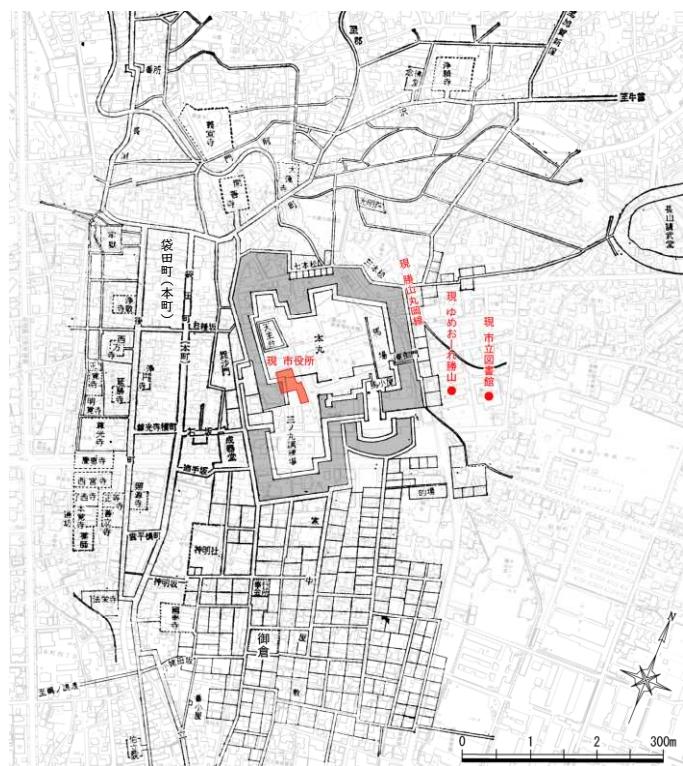


図 2-10 滕山城下の古地図(江戸時代)

## (2) 社寺

勝山市には、数多くの社寺が残され、勝山の歴史景観の要素になっています。神社はどの集落にもあり、特に平泉寺町の平泉寺白山神社、鹿谷町の日吉神社、遅羽町の春日神社、市街地の神明神社などは古い例です。

その一方、寺院は市街地に集まっています。小笠原家歴代藩主の墓がある開善寺や、勝山地方の浄土真宗門徒の信仰の中心である尊光寺などがその代表といえます(写真 2-35、写真 2-36)。また、後町通り以西は旧寺町としての風情が感じられます。



写真 2-35. 開善寺



写真 2-36. 尊光寺

## (3) 旧街道

勝山市に残る旧街道としては、市域を東西に走る幹線道路である勝山街道、勝山市から石川県白山市(旧白峰村)に至る牛首道<sup>うしくびみち</sup>、勝山街道から平泉寺参道につながる平泉寺道、下荒井から小舟渡に至る九頭竜川左岸を走る淡月道<sup>たんげつみち</sup>等があります。谷集落には牛首道の名残で現在も石畳道が残っています。

そのほかに白山信仰に関わる旧道があります。平泉寺から白山山頂に至る白山禅定道や、坂井市丸岡にある豊原寺へ通じる岩屋道等です。このような旧道沿いには、道標や示標などの歴史的遺産が点在しています(写真 2-37)。



写真 2-37. 「平せんじ道」と刻まれている道標

#### (4) 農山村集落

勝山市にある90余りの集落の多くは、九頭竜川流域の扇状地に立地しています。集落ごとに神社を有し、その多くは、緑豊かで大きく成長した樹木によって鎮守の森を形成しています(写真2-38)。また、集落の周囲に広がる田園は、季節ごとに勝山市らしい色とりどりの風景を演出しています。こうした集落景観は、山並みへの眺望景観の前景になっており重要な景観要素となっています。

この他、北谷町の谷集落や小原集落は、斜面を利用して建てられた特徴的な集落景観を形成しています(写真2-39)。



写真 2-38. 田園に現れる鎮守の森



写真 2-39. 斜面を利用して形成されている小原集落

#### (5) 風物詩

勝山市では、1月最終日曜日に行われる「年の市」に始まり、2月の「勝山左義長」、4月の「走りやんこ」や「弁天桜まつり」、8月の「顯如講」や北谷町谷の「はやし込み行列」、「大師山たいまつ登山」と「勝ち山(村岡山)ちょうちん登山」、9月の「神明神社例祭」など、1年を通して地域や季節ごとに様々な行事が開催され、長い年月を経た歴史を感じる故郷の風物詩となっています(写真2-40、写真2-43)。



写真 2-40. 勝山左義長



写真 2-41. 勝山左義長の絵行燈



写真 2-42. 勝山左義長どんど焼き



写真 2-43. 北谷町谷のはやし込み行列

## 5. 勝山固有の風景に美しく調和した施設景観

勝山市における主要な施設としては、道路、河川、公園、博物館や図書館等の施設があげられます。これら施設は、地域の景観に与える影響が大きく、景観づくりに重要な役割を担っています。

### (1) 道路

主要な道路として、中部縦貫自動車道や国道416号、国道157号、元禄線などがあげられます。中部縦貫自動車道は、高架の道路であることから、白山や越前甲（大日山）を望む眺望景観の絶好の視点場となっています（写真2-44）。また中部縦貫自動車道と市街地を結ぶ県道勝山インター線や、勝山駅と市街地を結ぶ元禄線は、勝山市の玄関口からのアプローチ道路として、勝山らしい景観づくりが求められています。

また、市街地周辺の路線で落葉樹であるアメリカカフウやイチョウなどの街路樹が整備されており、街路景観に四季の変化、彩りを添え、それぞれ特徴的な道路景観を創り出しています（写真2-45）。

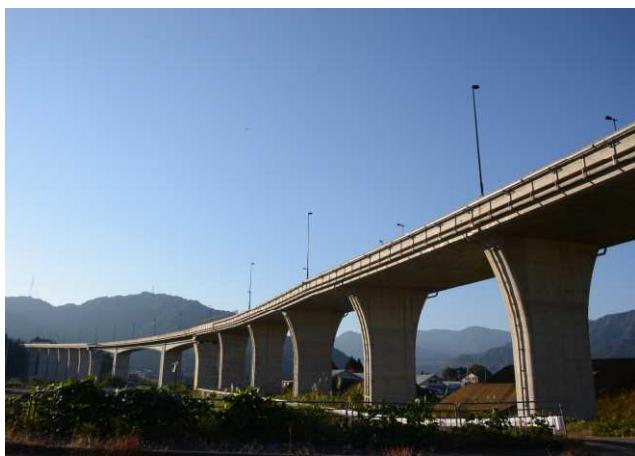


写真 2-44. 中部縦貫自動車道



写真 2-45. 旭立川線の街路樹 (アメリカカフウ)

### (2) 河川

勝山市は九頭竜川の中流域にあたり、水と緑の豊かな田園都市を形成しています。特に、市街地に隣接し桜づつみを生かした河川公園「弁天緑地」は、豊かな水の流れと自然植生を楽しめる身近な自然景観を提供しています。



写真 2-46. 冬の九頭竜川



写真 2-47. 春の弁天緑地

### (3) 都市公園

勝山市には、緑地公園 2 か所、総合公園 2 か所、近隣公園 4 か所、街区公園 23 か所、その他都市公園 2 か所の計 33 か所の都市公園が整備されています。中央公園は、市街地内の緑のオープンスペースとして人が集うだけでなく、遠景の山々と近景の樹林が市街地の景観に変化を与えています（写真 2-48）。かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）は、里山を活かした地域振興や文化的拠点の場として市内外の人々が訪れる公園となっています（写真 2-49）。



写真 2-48. 中央公園



写真 2-49. かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）

### (4) 公共の建築物

公共施設は、規模の大きなものが多く、景観に及ぼす影響も大きくなります。建設に当たっては、周囲の景観と調和した施設とすることが必要です。

平成 12 年（2000）に開館した福井県立恐竜博物館は、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）の中心的公園施設であり、特に円型（卵型）の形状は遠景の要素としても勝山市を印象付ける施設の一つとなっています。

はたや記念館ゆめおーれ勝山は、市街地の歴史的な建物を再利用した市民交流の場として整備され、機織りで栄えた勝山市の歴史を語っています（写真 2-50）。平成 24 年（2012）には白山平泉寺歴史探遊館まほろばや、平成 28 年（2016）にはスポーツの拠点として勝山市体育館ジオアリーナが建設され、新しい勝山市の景観を創っています（写真 2-51）。



写真 2-50. はたや記念館ゆめおーれ勝山



写真 2-51. 勝山市体育館ジオアリーナ

# 第3章 良好的な景観の形成に関する目標・方針

(景観法第8条第3項関係)

## 1. 基本目標

勝山市の景観は、遠景、背景となる山並みと、中景、近景にある集落や田園の風景を一体に眺めることができます。パノラマ状の「眺望景観」が大きな特徴であり、魅力となっていて、その保全と活用が求められています。

こうした、ふるさとの原風景や美しい眺望景観及び歴史的まち並みを守り、育て、さらに磨いて、後世に残すことができるよう、勝山市景観計画の基本目標・基本方針を次のように定めます。

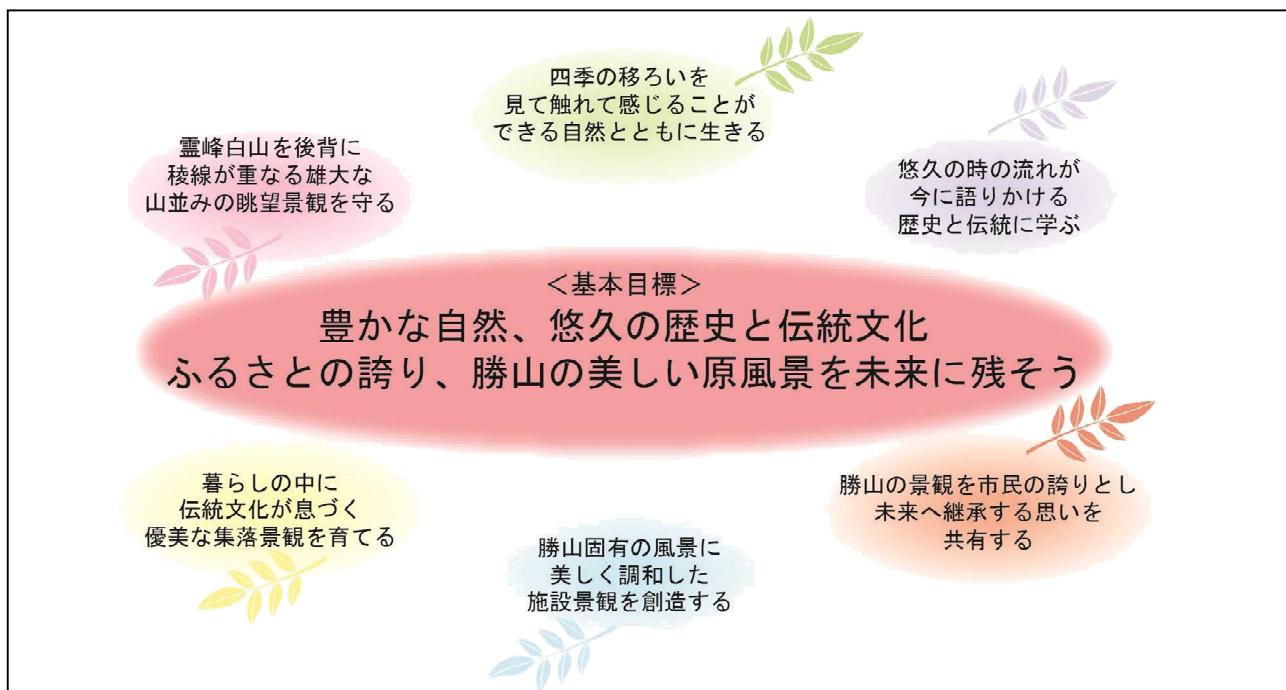


図3-1.景観計画の基本目標と基本方針



写真3-1.えちぜん鉄道沿線からの眺望



写真3-2.弁天緑地



写真3-3.勝山左義長



写真3-4.木根橋の集落景観



写真3-5.福井県立恐竜博物館



写真3-6.走りやんこ

## 2. 基本方針

---

基本目標を実現するため、次の 6 つの基本方針を設定して景観づくりを進めていきます。

### ▶ 爽峰白山を後背に稜線が重なる雄大な山並みの眺望景観を守る

- ・加越国境や越前中央山地などの美しい緑や山並みを守ります。
- ・市民の誇りである癒しの眺望景観を守ります。
- ・美しい眺めが楽しめる場所を大切にします。

### ▶ 四季の移ろいを見て触れて感じができる自然とともに生きる

- ・九頭竜川の豊かな流れと田園風景が調和した自然景観を守ります。
- ・九頭竜川や市内の河川の美しい流れ、豊かな緑、多様な生態系を守ります。

### ▶ 悠久の時の流れが今に語りかける歴史と伝統に学ぶ

- ・中心市街地では、町家や神社仏閣、七里壁などの特徴的な景観資源を活かし、勝山らしさが感じられる、魅力ある市街地景観を守り育てます。
- ・平泉寺区の周辺では、地区の歴史性と周辺の自然環境を背景とした情緒豊かな平泉寺固有の集落景観を守り育てます。

### ▶ 暮らしの中に伝統文化が息づく優美な集落景観を育てる

- ・周辺の自然と調和した緑豊かで落ち着いた住宅地景観を守り育てます。
- ・鎮守の森や田園、河川等の身近な自然をはじめ、年中行事等の伝統文化を活かしながら、地区ならではの文化が薫る集落景観を守り育てます。

### ▶ 勝山固有の風景に美しく調和した施設景観を創造する

- ・道路、公園、河川等の施設においては、市民に親しまれ、来訪者をひきつける勝山らしい施設景観を育てます。
- ・主要な歩行者空間やシンボル性の高い施設において、勝山らしい景観を育てます。

### ▶ 勝山の景観を市民の誇りとし未来へ継承する思いを共有する

- ・景観づくりへの参加意識を啓発します。
- ・市民、事業者、行政が協力して、景観づくりに取り組む機会を設けます。
- ・景観づくりに関わる活動に対する支援等を行います。

### 3. 分類別景観形成方針

#### (1) 景観の分類

勝山市の景観は、市内の様々な場所から一体的に眺めることのできるパノラマ状の「眺望景観」が大きな特徴となっています。この眺望景観は、様々な種類の景観資源と土地利用から出来ており、眺望景観を構成する要素として、下図のように、広がりのある「面的景観」と、骨格となる線的な「軸的景観」に大別することができます。そして、様々な景観特性や土地利用の状況から、面的景観はさらに3つ、軸的景観は6つに分類することができます。

この章では、基本目標・基本方針に加え、これら分類別に方針を定めます。

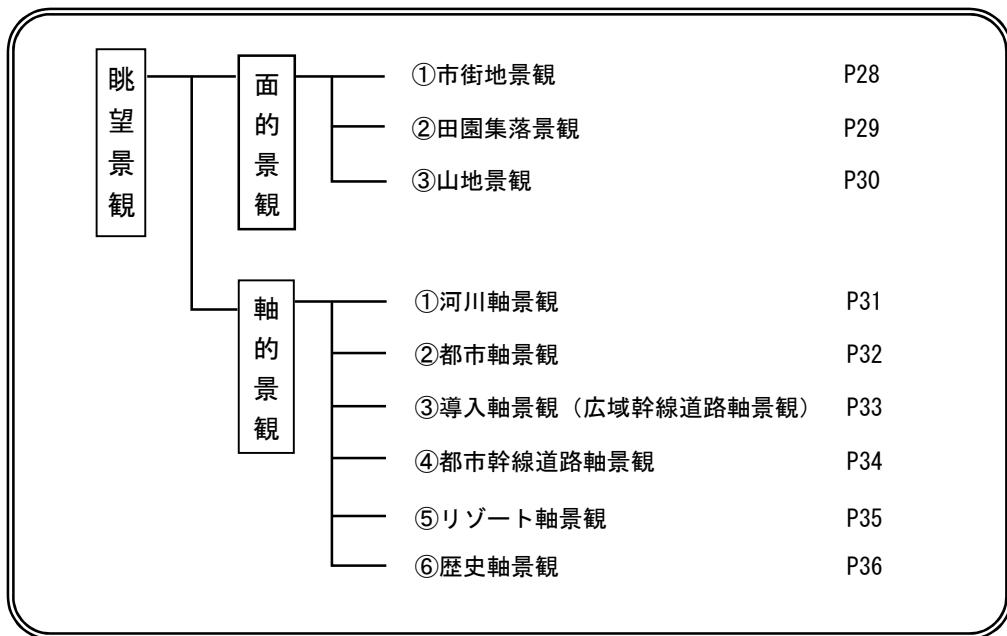


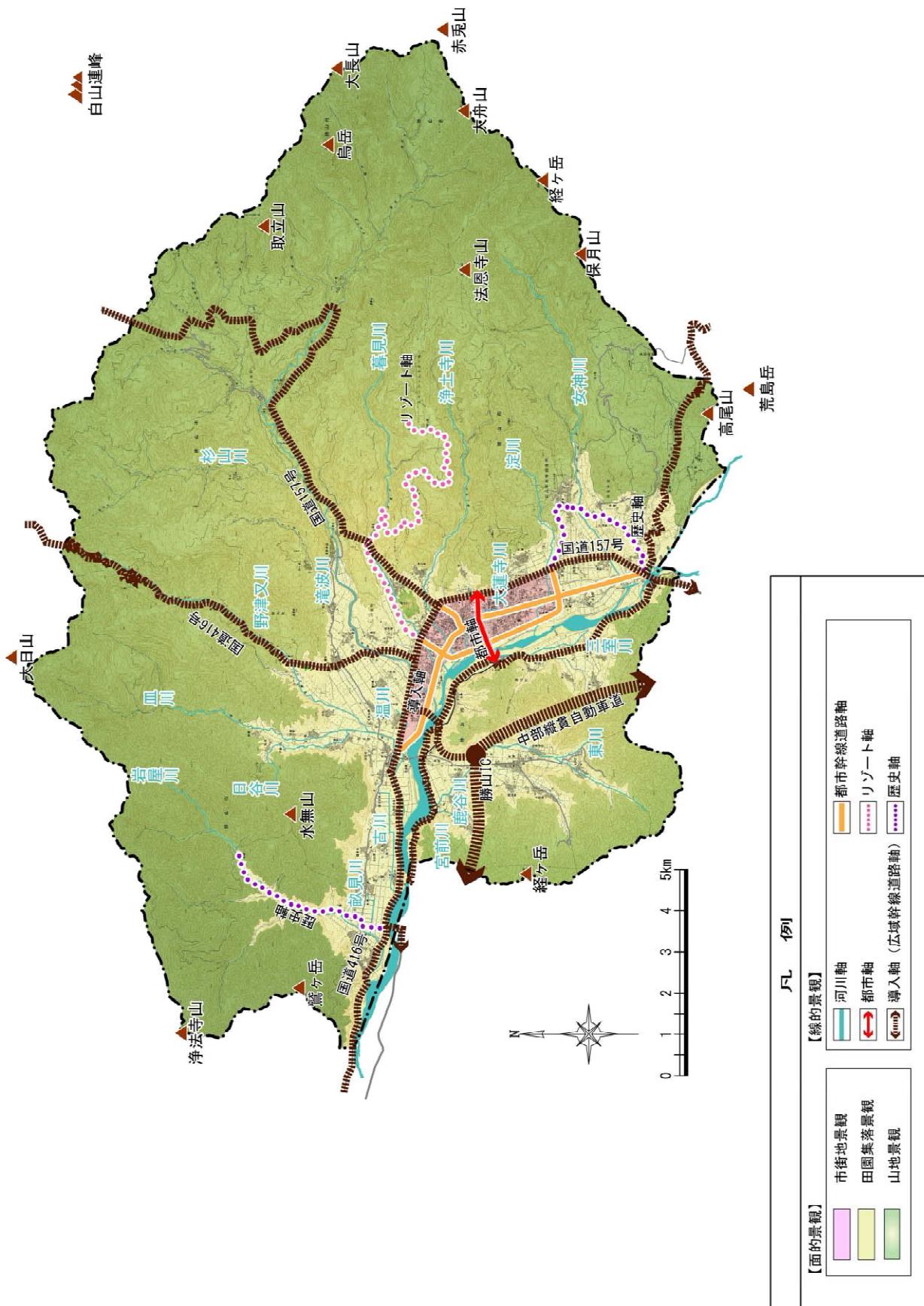
図 3-2. 勝山市の景観の分類

面的景観とは、眺望景観を構成する広がりのある景観要素で、住宅地や商業地、あるいは山地といった同一の土地利用で構成される面的な地区の景観をいい、都市機能が集積し、様々な都市活動が行われている「①市街地景観」、その周辺に点在する農地や農村集落による「②田園集落景観」、その外周にある加越山地や越前中央山地等による「③山地景観」に分類できます。

軸的景観とは、眺望景観を構成する骨格となる線的な景観要素で、主要な河川や道路等、広域に連続した景観が眺められ、面的景観の骨格を形成したり、景観の核となる地域を連絡する役割を担うものをいいます。軸となるのは河川と道路で、前者には九頭竜川とその支流による「①河川軸景観」があり、後者には、勝山市の顔となるシンボル性の高い道路軸として、えちぜん鉄道勝山駅と中心市街地を連絡する元禄線を軸とする「②都市軸景観」、勝山インターインジや周辺の市町から市街地への広域的なアクセス道路を軸とする「③導入軸景観（広域幹線道路軸景観）」、市内各地を連絡し、勝山市の都市の骨格を形成する道路を軸とする「④都市幹線道路軸景観」、リゾート地や観光地を連絡する道路を軸とする「⑤リゾート軸景観」、歴史資源を連絡する道路を軸とする「⑥歴史軸景観」に大別できます。

図 3-3 は、これら面的景観と軸的景観の位置図になります。

図3-3. 勝山市の景観の分類 位置図



## (2) 各景観の特性と景観形成方針・行為

勝山市大きな特徴である「眺望景観」の特性と景観形成方針、取り組みについては次のとおりです。

### 眺望景観　眺望景観を守る

連続したまち並みや田園、河川などの近くの景色と、背景となる山並みなど、遠くを見渡した眺めの景観



写真 3-7.鹿谷町保田から見る白山方面(図 2-3 眺望景観②)

#### ■ 眺望景観の景観特性と景観形成方針

勝山市の素晴らしい眺望景観を保全するため、その要素となっている、九頭竜川や田園集落、山並み等を保全します。

#### ■ 取り組み

主要な視点場となる国道 416 号、国道 157 号、えちぜん鉄道沿線等において、建物や屋外広告物等の高さや色彩等に対して、適切な制限や誘導を行うとともに、松枯れの発生した山林や耕作放棄地に対して適切な管理を促進します。

また、眺望景観をより多くの人が気軽に楽しむことができるよう、市民が誇りに思っている眺望景観のビューポイント(視点場)を設定し、その周辺の電線類の整理や休憩施設の配置を検討します。

#### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 大規模な建築物・工作物の建築
- 無秩序な土地の開発
- 荒廃した山林等の放棄

眺望景観を構成する「面的景観」及び「軸的景観」の各要素の特性と景観形成方針、取り組みについては次のとおりです。

### 面的景観—① 市街地景観を守り育てる

古くからの文化や歴史が感じられる中心市街地の景観



写真 3-8.本町通りの町家の佇まい

#### ■ 中心市街地景観の景観特性と景観形成方針

勝山市の中心市街地は、城下町の面影を残す町家や伝統的建造物が多く残り、左義長や年の市が開催されるなど、歴史的景観が形成されている地域です。

本町通り及びその周辺地区においては、伝統的まち並み景観の保全と活用を図り、歴史的まち並み景観の創出を進めます。

#### ■ 取り組み

主要な歩行者空間における照明施設の整備や、シンボル性の高い施設のライトアップ等によって魅力ある夜間景観の創出を図ります。

人口減少、少子高齢化の加速に伴い、喫緊の課題となっている空き家・空き店舗・空き地については、景観上ののみならず、防災・防犯・衛生・生活環境など多岐にわたり影響を及ぼすことから、「勝山市空き家情報バンク」などを利用した空き家等の活用促進をはじめ、中心市街地のまち並みと調和したポケットスペースとしての活用や維持管理の推進など、住民や事業者、市民ボランティアなどと連携し景観保全に努めます。

#### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 奇抜な意匠・色彩等の建築物の建築
- 空き家・空き店舗・空き地の放置
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置

## 面的景観—② 田園集落景観を守り育てる

集落や田畠、背後の斜面緑地等で構成され、潤いのある田園集落景観



写真 3-9.田園と布市集落と越前甲(大日山) (図 2-3 眺望景観⑦)

### ■ 田園集落景観の景観特性と景観形成方針

田園集落景観は、集落周辺の面的に広がる農地と、まとまりある家並みと背景の山並みや鎮守の森などによって構成され、勝山市の眺望景観を構成する大切な要素となっています。

これらの集落においては、農家タイプの伝統的な民家が多く残っており、これら民家と調和した建築様式の誘導や集落内の緑の保全、育成による景観の形成を促進します。

### ■ 取り組み

農業の後継者不足による耕作放棄地などについては、担い手への農地集積・集約化による農地の効率的利用を促進し、条件不利地には景観作物の作付けなど農地の利活用に取り組み、行政と市民が連携した景観の保全に努めます。

### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 奇抜な意匠・色彩等の建築物の建築
- 耕作放棄地の放置
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置

### 面的景観—③ 山地景観を守り育てる

四季折々に変化し、豊かな自然を感じる山地景観



写真 3-10.新緑の取立山歩き(取立山から見る村岡町や荒土町方面)

#### ■ 山地景観の景観特性と景観形成方針

市境を構成する北部の加越山地や南部の越前中央山地の山並みは、勝山の眺望景観を特徴付ける重要な要素です。

この豊かな自然景観を保全するため、無秩序な開発の抑制や緑地の保全に努めます。

#### ■ 取り組み

白山国立公園、奥越高原県立自然公園では、自然公園法の規定により景観的な対応を図り景観を保全するとともに、里山や山間集落においては、松枯れや自然災害、山林の放棄などにより、集落の背景となる緑豊かな山林の景観が失われることがないよう、適切な山林の保全と管理に努めます。

#### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 大規模な建築物・工作物の建築
- 無秩序な土地の開発
- 荒廃した山林等の放棄

## 軸的景観—① 河川軸景観を守り育てる

命を育む母なる大河 九頭竜川とその支流の景観



写真 3-11.鹿谷町保田から見る九頭竜川(図 2-3 眺望景観②)

### ■ 河川軸景観の景観特性と景観形成方針

勝山市のほぼ中央を流れる九頭竜川と、そこに流れ込む数多くの河川において、豊かな緑や多様な生態系を保全するとともに、水質の浄化や河川美化により一層の河川環境の改善を進めます。

### ■ 取り組み

ホタルや魚類等の生息環境に配慮した護岸整備や親水性の向上に努め、親水空間と緑のネットワークづくりを促進します。

### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 汚水の排出
- 廃棄物等の不法投棄
- 無秩序な植栽等の伐採

## 軸的景観—② 都市軸景観を守り育てる

えちぜん鉄道勝山駅と中心市街地を連絡する道路とその沿線の景観



写真 3-12.えちぜん鉄道勝山駅と市街地を繋げる勝山橋

### ■ 都市軸景観の景観特性と景観形成方針

勝山駅から市街地に架かる勝山橋からは、九頭竜川と弁天緑地を近景に、福井県立恐竜博物館、越前大仏が望め、さらに越前甲(大日山)・加越国境・荒島岳等の遠景が広がる良好な視点場となっています。また、来訪者を迎えるまちの玄関口として、市民の散策の場として親しまれています。さらに道路は、勝山橋から元禄線へ続きます。元禄線は、本町通りや河原町通りなどの歴史的なまち並み景観を有した道路と交差します。これら歴史的なまち並み景観と調和した、都市の魅力や活力が感じられる風格のある道路景観、沿道景観を創造します。

### ■ 取り組み

勝山橋から繋がる元禄線においては、統一感のある沿道の建築物や、屋外広告物の整理誘導、シンボリック※な沿道整備などに努めます。

勝山市の鉄道玄関口であるえちぜん鉄道勝山駅周辺では、平成21年(2009)度から国の登録文化財である勝山駅舎を核として、景観に配慮した交通結節点としての整備を行いました。

### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 奇抜な意匠・色彩等の建築物の建築
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置
- 大規模な建築物・工作物の建築

※シンボリック:象徴的である様。

### 軸的景観—③ 導入軸景観（広域幹線道路軸景観）を守り育てる

中部縦貫自動車道、えちぜん鉄道などの広域的な交通施設とその沿線の景観



写真 3-13.県道勝山インター線から見る加越山地(図 2-3 眺望景観⑤)

#### ■ 導入軸景観の景観特性と景観形成方針

勝山市の骨格となる主要な導入軸として、えちぜん鉄道や中部縦貫自動車道・県道勝山インター線・国道416号・国道157号などの広域幹線道路を位置付けます。

周辺の市町からのアクセス路となる導入軸は、豊かな自然と歴史に恵まれた勝山市らしさを感じさせる視点場として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進します。

#### ■ 取り組み

景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導や道路施設等の配置や高さなど周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮し、沿道から眺める眺望景観を維持・保全していきます。

九頭竜川に架かる勝山恐竜橋(県道勝山インター線)では、上流側に見える山並みへの眺望を守るため、橋上の街灯を下流側に配置しています。

#### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 大規模な建築物・工作物の建築
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置
- 屋外における資材・土石等の集積

## 軸的景観—④ 都市幹線道路軸景観を守り育てる

導入軸から市街地を連絡する都市幹線道路とその沿線の景観



写真 3-14.郡町から村岡町寺尾方面の西縦貫線

### ■ 都市幹線道路軸景観の景観特性と景観形成方針

都市計画道路※の縦貫線（県道勝山丸岡線）、西環状線等の都市幹線軸は、導入軸から市街地へ誘導する役割を果たしている道路です。そして、多くの来訪者の目に触れる道路であると同時に、私たち市民の生活道路でもあり、車窓や歩道から潤いと安らぎを感じられる空間形成を図ります。

### ■ 取り組み

沿道の建築物等の色彩やデザイン、外構の景観誘導を図り、歩道や滞留空間の緑化により、緑豊かな街路景観を形成します。

### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 奇抜な意匠・色彩等の建築物の建築
- 空き家・空き店舗・空き地の放置
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置

※都市計画道路：都市の基盤的施設として都市計画法に基づく都市計画決定による道路。

## 軸的景観—⑤ リゾート軸景観を守り育てる

法恩寺山周辺のリゾート地や福井県立恐竜博物館周辺の観光地と、導入軸を連絡する経路とその沿線の景観



写真 3-15.法恩寺山リゾート地から見る勝山盆地(図 2-3 眺望景観⑧)

### ■ リゾート軸景観の景観特性と景観形成方針

導入軸に位置付けられている東縦貫線からリゾート地に向かう市道5-21号線に入ると、田園風景が広がり、里山の風景と一体となって、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）に卵型の福井県立恐竜博物館が、視界に入ってきます。

そこからさらに法恩寺山に向かう市道5-47号線を進むと、市街地への視界が広がり、美しい眺望景観が望めます。リゾート軸として、これらの景観を保全し、リゾート地にふさわしい自然と一緒にした美しい沿道景観を形成します。

### ■ 取り組み

勝山市の重要な景観要素のひとつである田園風景や、周囲の豊かな自然景観との調和を図ります。

### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 大規模な建築物・工作物の建築
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置
- 屋外における資材・土石等の集積

## 軸的景観—⑥ 歴史軸景観を守り育てる

白山平泉寺旧境内や旧木下家住宅等の歴史資源と、導入軸を連絡する経路とその沿線の景観



写真 3-16. 勝山城博物館から見る平泉寺集落方面

### ■ 歴史軸景観の景観特性と景観形成方針

平泉寺町平泉寺区や北郷町上野区に向かうアクセス路である歴史軸は、周辺の田園景観・里山景観との調和に配慮した良好な沿道景観の形成を図り、豊かな自然の中で悠久の歴史や文化が感じられる景観づくりに取り組みます。

### ■ 取り組み

沿道の農地や林地、歴史的な風情を感じさせる佇まいに調和した景観の保全や、建築物などの色彩やデザイン・外構の景観誘導を図るとともに、屋外広告物のデザインも工夫することにより、良好な沿道景観を形成します。

### ■ 配慮が求められる主な景観要素・行為

- 奇抜な意匠・色彩等の建築物の建築
- 耕作放棄地の放置
- 奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置

## 4. 地区別景観形成方針

(景観法第 61 条関係)

勝山市には、自然、歴史、まち・集落施設などの優れた景観資源が数多く点在するだけでなく、その景観資源周辺の環境が一体となって面的な景観の広がりも見せています。

人々の暮らしの中で広がりを見せている各地区的景観は、勝山市を横断する九頭竜川と市街地周辺の田園集落景観や外郭の雄大な山並みで成り立つ、勝山市の誇る眺望景観の重要な要素となっています。

勝山市全域で景観の保全と形成を図っていくために、自分たちが暮らしている地区的特徴的な景観について考えてみることが重要です。



写真 3-17. バンビラインから見る九頭竜川と市街地  
(図 2-3 眺望景観②)



写真 3-18. 村岡山から見るかつやま恐竜の森  
(長尾山総合公園) (図 2-3 眺望景観⑨)



写真 3-19. 豪雪時の東縦貫線



写真 3-20. 道の駅「恐竜渓谷かつやま」での水遊び



写真 3-21. 平泉寺町平泉寺から見る  
勝山城博物館と田園 (図 2-3 眺望景観⑮)



写真 3-22. 北谷町北六呂師の棚田

## (1) 勝山の景観を印象付ける重要な地区

勝山市では、景観の保全や景観形成のためのルールづくりを支援し、地区の同意を得ながら、景観形成地区に指定しています。景観形成地区では、地区ごとに詳細な景観形成方針及び行為の制限を定めるとともに、建築物を建築する場合などには届出を義務付け、地区・事業者・行政が協力し、それぞれの区域内の景観を保全・創出し、地域に誇りと愛着が感じられる景観づくりを目指しています。

行政は、市民の主体的な取り組みを支援するとともに、特にこれらの地区においては、景観計画に基づく景観形成地区の指定や景観重要公共施設としての道路や河川整備など、景観計画で用意された色々な手法により積極的な景観形成を推進します。

特に勝山市の景観を印象付ける重要な対象場及び視点場の主要地区として、下のような13地区が挙げられ、景観の保全や景観形成を図っていく必要があります。これら地区的うち、「本町通り」と「平泉寺町平泉寺」の地区では既に、景観の保全や景観形成のために地域主体でのルールづくりが整っており、景観形成地区に指定されています。各地区的位置は下図のとおりです。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ① 本町通り景観形成地区及び周辺地区    | ⑧ 旧木下家住宅周辺地区          |
| ② 平泉寺区景観形成地区及び周辺地区    | ⑨ 弁天緑地周辺地区            |
| ③ 法恩寺山リゾート地区          | ⑩ 北谷地区                |
| ④ かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）地区 | ⑪ 越前大仏周辺地区            |
| ⑤ 幹線道路沿い眺望景観保全地区      | ⑫ えちぜん鉄道車窓からの眺望景観保全地区 |
| ⑥ 勝山駅周辺地区             | ⑬ 恐竜渓谷かつやまエリア地区       |
| ⑦ 勝山インターチェンジ周辺地区      |                       |
|                       | (道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺)     |

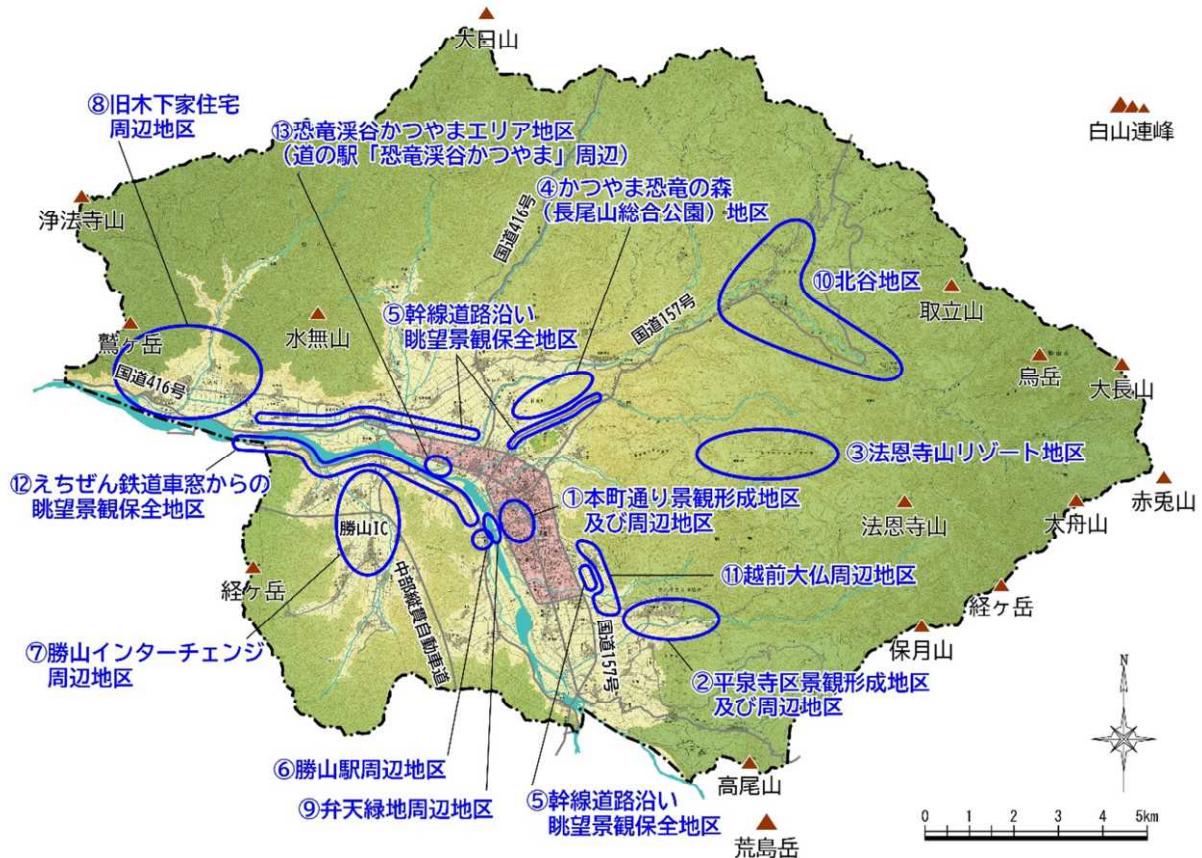


図3-4. 勝山市の景観を印象付ける地区

## (2) 景観形成地区

### ① 本町通り景観形成地区

(関連する分類別景観：市街地景観)

#### ■ 景観特性と景観形成方針

##### (景観特性)

本町通りは、七里壁の下段に広がる旧城下町の通りの一つで、通りに面して、伝統的な外観の住宅や店舗が残り、歴史的景観を形成しています。平成20年(2008)には「伝統的建築物の継承とこれら建物と調和のとれた潤いある景観形成に努める」として本町通り沿線地区である下袋田区、上袋田区、上郡区と勝山市は「まちなみ景観協定」を締結しています。

##### (景観形成方針)

旧城下町の面影を残した建築物を保全するとともに、歴史的景観に調和したまち並みの形成を促進します。

区域内の主要な回廊や緑地は、景観重要公共施設として位置付け、歴史的なまち並みとの調和に配慮し、わかりやすい誘導サインの設置、ポケットスペースや趣のある灯りの配置などによる快適に回遊できる空間づくりを図ります。

本町通り景観形成地区の届出対象及び景観形成基準については、P61からP65をご参考ください。

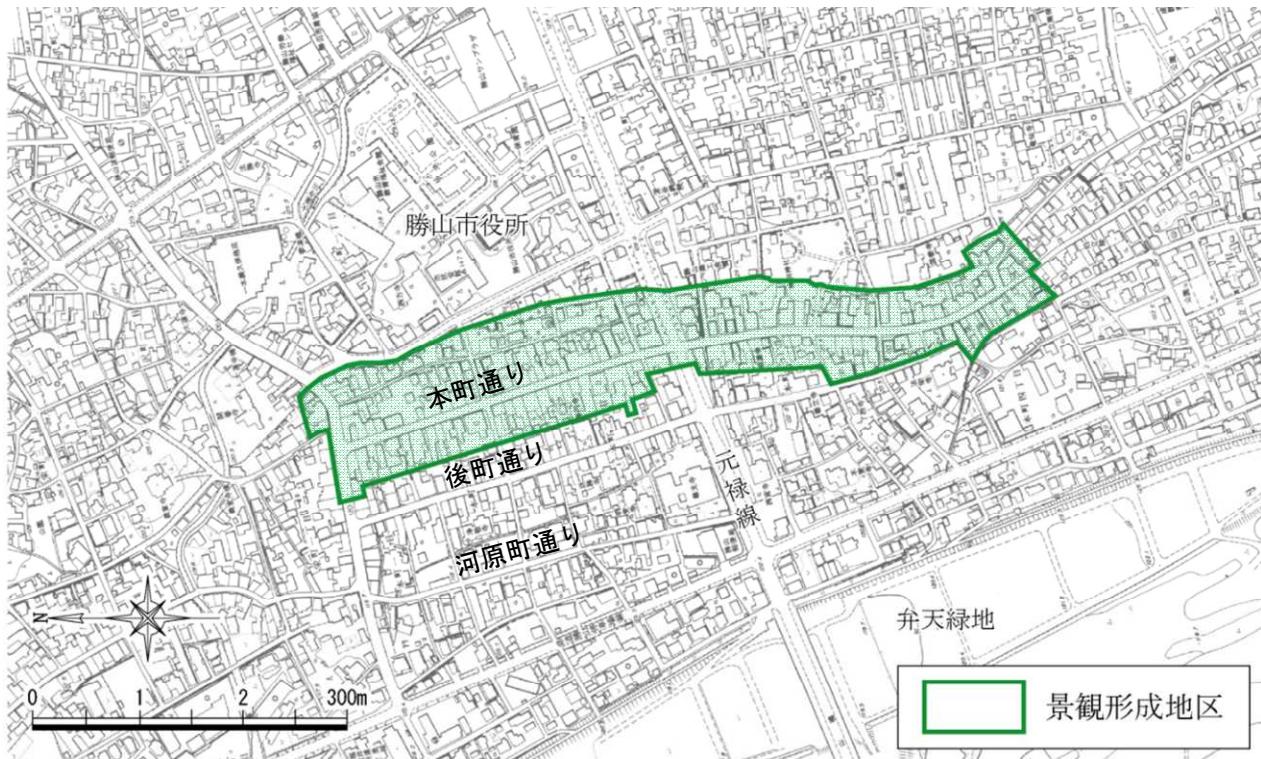


図3-5. 本町通り景観形成地区の区域

##### (今後の課題)

当時、城下町として本町通りとともに形成され発展した後町通りには、多くの職人が住んでいたといわれ、伝統的な外観の建物や寺院が点在しています。さらに西側の河原町通りは、かつて花街として栄え、今も当時の面影を残す建物が残るなど、本町通りの周辺地区は、本町通りとともに、旧城下町の面影を残した勝山市の歴史的景観が形成されている区域です。これらの建築物を保全するとともに、歴史的景観に調和したまち並みの形成を促進します。

## ■本町通りの景観を形成している取り組み事例



写真 3-23.伝統的建築物が並ぶ本町通りのまち並み



写真 3-24.伝統的建築物のお店



写真 3-25.伝統的建築物のお店



写真 3-26.伝統的建築物のお店



写真 3-27.伝統的建築物の住宅



写真 3-28.景観に配慮したお店の外観



写真 3-29.景観に配慮した住宅の外観



写真 3-30.本町通りのアクセントとなる建物



写真 3-31. 景観に配慮した車庫の外観



写真 3-32. 景観に配慮した区民会館の外観



写真 3-33. 七里壁の石積み



写真 3-34. 勝山城地と旧城下町を結ぶ坂道の一つ



写真 3-35. 景観に配慮した自動販売機



写真 3-36. 景観に配慮した街路灯

### ■本町通り周辺地区の景観を形成している取り組み事例



写真 3-37. 旧料亭花月楼



写真 3-38. 大清水

## ② 平泉寺区景観形成地区

(関連する分類別景観：田園集落景観・歴史軸景観)

### ■ 景観特性と景観形成方針

#### (景観特性)

平泉寺区は、国史跡白山平泉寺旧境内の指定地であり、中世の宗教都市として固有の歴史性を有し、周辺の田園風景や山地斜面と一体となった潤いのある集落景観を形成している地区で、平泉寺区と勝山市は「集落景観協定」を締結しています。

集落内の通り沿いには、連続した石垣があり、その上部には生垣が施されています。民家の敷地内には、住宅や土蔵、車庫など2棟以上の建物が配置されており、広い敷地と屋敷林等の緑、川から水を引いた池等により、ゆとりと落ち着きがあります。住宅や土蔵は、板張りや漆喰等の伝統的な外観の建物が多く現存しています。特に土蔵は、歴史的に庄屋の数が多く存在したためか、市内で一番多く土蔵が現存しています(図3-7)。奥越特有である軒先に「方杖」<sup>ほうづえ</sup>をもつ土蔵が多く、集落の家並みに一体感を与えるポイントとなっています(写真3-39)。また、通りの石垣の上にはお地蔵様が多く見られ、小さいお堂に安置されています(写真3-40)。お地蔵様は石垣と生垣が連続した通りと調和し、歩行者の心をなごませてくれています。花等も供えられ、住民の厚い信仰心をうかがうことができます(図3-7)。

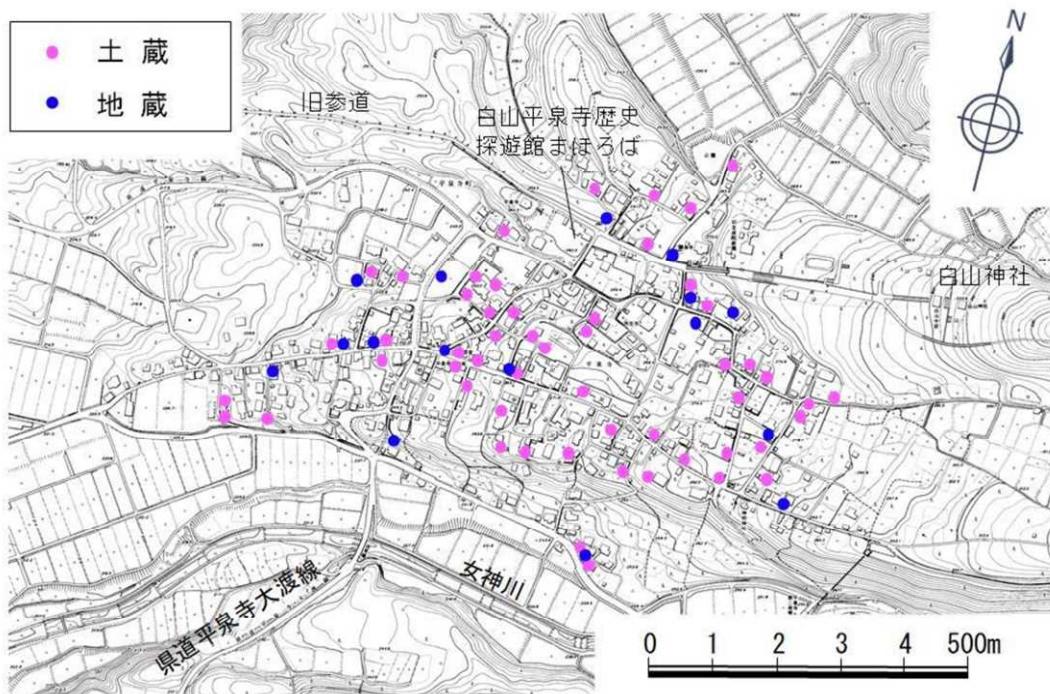


図3-7. 区域内の土蔵と地蔵の分布



写真 3-39.「方杖」<sup>\*</sup>をもつ土蔵  
※屋根を支えている部材

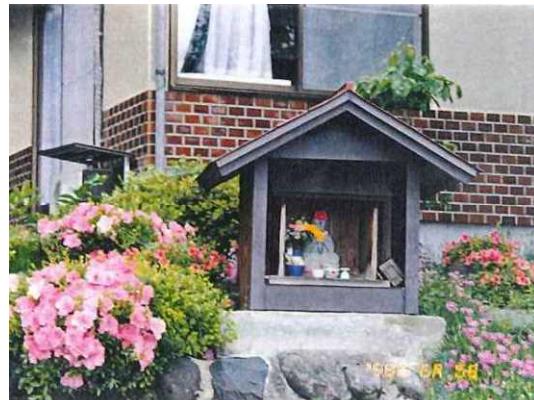
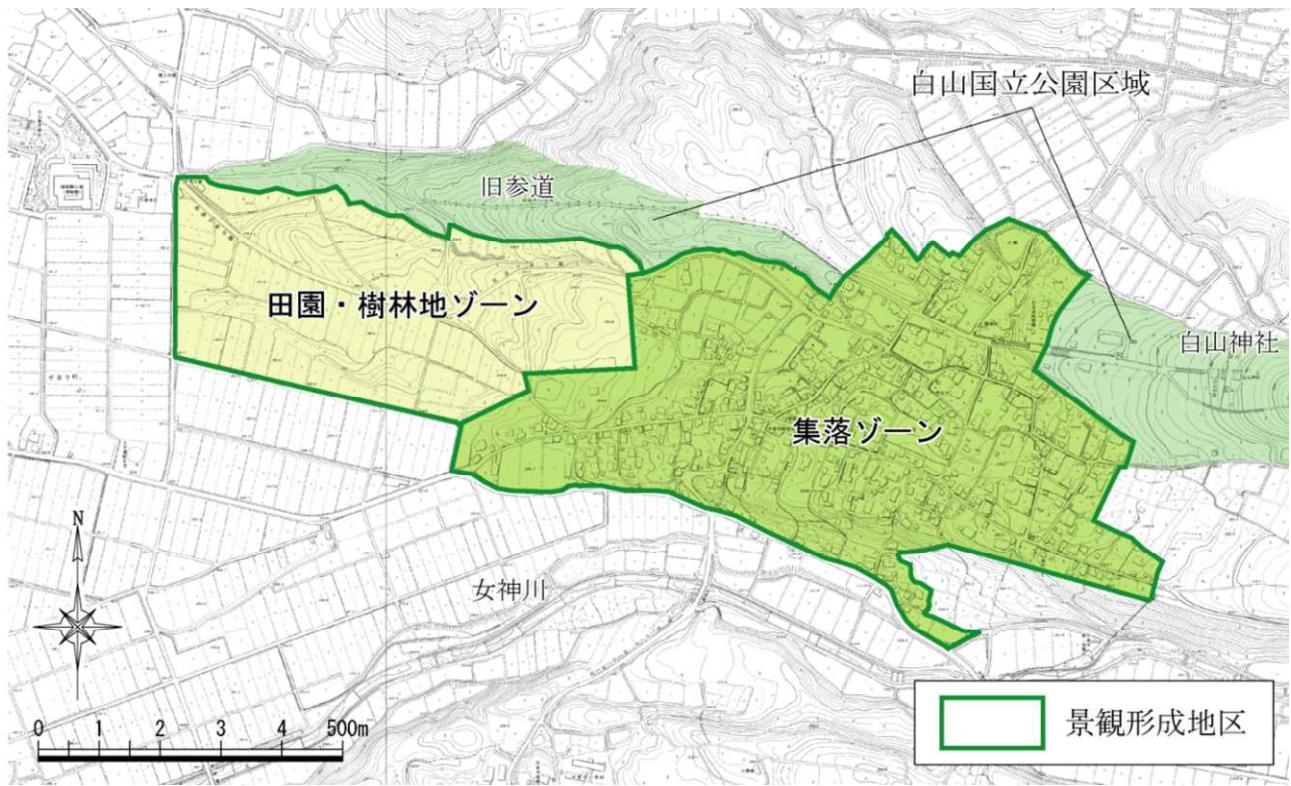


写真 3-40. 集落内の地蔵

### (景観形成方針)

歴史的な史跡の保全とあわせ、豊かな屋敷林や歴史的建造物を保全するとともに、建築物や工作物の新築や改修にあたっては、歴史的景観に配慮した外観とします。また、道路や水路の改修にあたっては、景観重要な公共施設の位置付けにより、自然石の石積みを基調とした改修を行い、歴史性を生かした施設づくり、平泉寺固有の石と緑を基調とした情緒豊かな集落景観づくりを促進します。

平泉寺区景観形成地区の届出対象及び景観形成基準については、P66 から P71 をご参照ください。



### (今後の課題)

中世、白山平泉寺旧境内の南北にある谷には、多数の坊院が建っていたと伝えられています。石畳道によって整然と区画され、側溝も設けられていました。敷地は、緩斜面を階段状に切り盛りし、石を積んで作り出されるなど、計画的にまち並みが整備されていました。

中世の宗教都市の面影が残る平泉寺地区とともに、歴史的な史跡の保全とあわせ、豊かな自然や歴史性を生かした施設づくり、平泉寺固有の石と緑を基調とした情緒豊かな景観づくりを促進します。

## ■ 平泉寺区の景観を形成している取り組み事例



写真 3-41. 勝山城博物館付近から見る  
平泉寺の田園・樹林地



写真 3-42. 集落の様子



写真 3-43. 傾斜地につくられた集落



写真 3-44. 道路に面した石垣と生垣



写真 3-45. 伝統的建築物の住宅



写真 3-46. 伝統的建築物の住宅



写真 3-47. 伝統的建築物の住宅



写真 3-48. 景観に配慮した車庫の外観



写真 3-49.バス待合所



写真 3-50.集落に多い里道



写真 3-51.景観に配慮した電波塔



写真 3-52.景観に配慮したホース収納庫

### ■ 平泉寺区周辺の景観を形成している取り組み事例



写真 3-53.菩提林入り口



写真 3-54.南谷遺跡地



写真 3-55.南谷遺跡地にある復元した門・土塀



写真 3-56.発掘前の散策路

### (3) その他の地区

その他の地区的うち③～⑫の地区については、景観の保全や景観形成のためのルールづくりを支援し、景観形成地区の指定を目指します。また⑬の地区については、都市計画法による地区計画の指定により土地利用の制限と景観形成の誘導が行われています。

#### ③ 法恩寺山リゾート地区

(関連する分類別景観：山地景観・リゾート軸景観)

法恩寺山リゾートは、勝山市を代表する自然リゾート地であり、一年を通じて自然を満喫でき、特に冬には純白の雪の世界が広がる中でスポーツを満喫できるため、多くの人々が訪れています。

自然豊かなこのリゾート地は、四季を感じる主対象であり、勝山盆地が一望できる視点場でもあります。

リゾート開発に当たっては許可制度による基準や勝山市と勝山高原開発株式会社が平成7年(1995)に締結した環境保全協定書により、建物の高さを制限したり、敷地に対して余裕のある施設配置を行うなど自然環境との調和を図りながら開発を進め、リゾート地に相応しい景観の形成を進めてきました。

今後も環境保全協定の基準による自然環境の保全と施設配置を誘導し、美しいリゾート地景観の形成を促進します。



写真 3-57.法恩寺山リゾート地から見る勝山盆地  
(図 2-3 眺望景観⑧)



写真 3-58.植生を配慮した花畠

#### ④ かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）地区

(関連する分類別景観：リゾート軸景観)

かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）は、里山文化を活かした「地域振興や文化的拠点の場」として、平成9年(1997)に都市公園として135haが都市計画決定され、良好な自然環境と調和した公園整備を進めてきました。平成12年(2000)に開館した福井県立恐竜博物館を中心的公園施設に据えて、令和元年(2019)度には年間90万人を超える来園者を迎えていました。

リゾート軸である市道5-21号線からかつやま恐竜の森（長尾山総合公園）を見ると、福井県立恐竜博物館は、森の中の大きな「タマゴ」（主対象）として目に止まります。森の中に入ると、多くの動植物が確認でき、平成15年(2003)にはその豊かな自然が評価され、「守り伝えたい福井の里地里山30」に選ばれています。

今後、福井県立恐竜博物館の機能強化や、民間活力を生かした再整備などにより更なる賑わいの増進と、滞在型観光の推進を図りますが、施設の整備においては、緑豊かで自然と調和した景観の保全と共存を図ります。



写真 3-59.福井県立恐竜博物館



写真 3-60.里山散策

## ⑤ 幹線道路沿い眺望景観保全地区

(関連する分類別景観：田園集落景観・導入軸（広域幹線道路軸）景観)

国道416号を福井方面から勝山市に入ると、九頭竜川と広がりのある田園空間と雄大な山並みが一体的に眺望でき、また、国道157号からは、越前大仏や菩提林が望めます。

これら勝山市を印象付ける眺望景観の優れた幹線道路沿いの地区を視点場とした、美しい眺望景観を後世に残すため、平成22年(2010)12月に特定用途制限地域※の指定による土地利用の制限を行いました。

今後も眺望景観に配慮し、無電柱化等の検討や周辺の景観と調和する道路付属物の設置、屋外広告物の適正な誘導を行い、良好な視点場としての整備を図ります。

※特定用途制限地域：都市計画法で定められた地域地区の1つで、用途地域の指定のない土地において良好な環境の維持・形成を図るため、特定の用途の施設等の建設が制限される地域。



写真 3-61. 国道416号から見る加越山地  
(図2-3 眺望景観⑥)

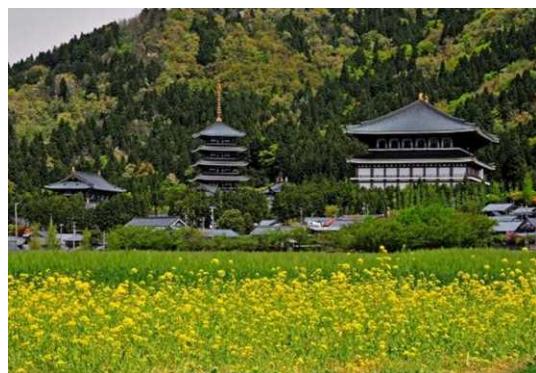


写真 3-62. 国道157号から見る越前大仏  
(図2-3 眺望景観⑬)

## ⑥ 勝山駅周辺地区

(関連する分類別景観：都市軸景観)

勝山駅周辺は、大正3年(1914)に京都電灯により北陸初の電気鉄道が整備されて以来、勝山市の鉄道玄関口として位置付けられてきました。

勝山市は、平成20年(2008)からえちぜん鉄道の利用促進と、交通結節点の強化を図るために、福井県の支援を受けながら、勝山駅周辺整備に取り組みました。

勝山駅周辺の核となる勝山駅舎は、大正3年(1914)に建築されたもので、国の登録有形文化財に指定されています。勝山駅周辺においては、主対象である勝山駅舎と調和した景観の形成を図ります。市街地に通じる県道勝山停車場線沿いは、町家の建物が並ぶ、落ち着いたまち並みの保全と市街地への導入軸としての景観形成を図ります。



写真 3-63. 県道勝山停車場線沿い



写真 3-64. 勝山駅舎

## ⑦ 勝山インターチェンジ周辺地区

(関連する分類別景観：田園集落景観・導入軸（広域幹線道路軸）景観)

中部縦貫自動車道の勝山インターチェンジは、勝山市の新たな玄関口です。中部縦貫自動車道を福井方面から保田集落にさしかかると、白山方面の眺望景観が広がり、勝山市の新たな風景スポット（視点場）となっています。さらに勝山インターチェンジ周辺では、広がりのある田園の中に集落が点在する良好な景観を見ることができます。

勝山インターチェンジ周辺の良好な集落景観を保全するため、特定用途制限地域の指定（平成22年（2010）12月）による土地利用の制限を行いました。県道勝山インターチェンジ周辺の良好な景観と調和した整備を誘導します。

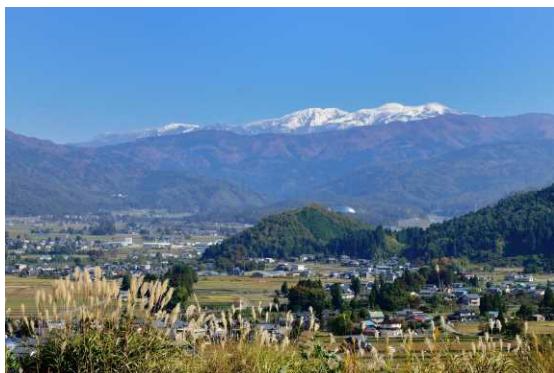


写真 3-65. 中部縦貫自動車道から見る白山方面  
(図 2-3 眺望景観③)



写真 3-66. 広がりのある田園の中の集落  
(図 2-3 眺望景観④)

## ⑧ 旧木下家住宅周辺地区

(関連する分類別景観：田園集落景観・歴史軸景観)

旧木下家住宅は、江戸時代後期の民家で、建築されて170年以上が経過した勝山市を代表する歴史的建造物の一つです。この建物は、平成22年（2010）に国の重要文化財に指定され、勝山市が保存管理しています。

旧木下家住宅が位置する北郷町上野区の集落内には、石積みや生垣が多く見られ、落ち着いた集落景観を形成しています。また、旧木下家住宅の周辺には、市指定の記念物となっている畠ヶ塚（伊知地古戦場）や岩屋の大杉があり、今後は、岩屋川の清流とのつながりの中で、歴史的な景観に配慮した一体的な景観形成を図ります。



写真 3-67. 北郷町上野区



写真 3-68. 旧木下家住宅

## ⑨ 弁天緑地周辺地区

(関連する分類別景観：河川軸景観・都市軸景観)

弁天緑地周辺を視点場として、九頭竜川の流れと加越の山々や経ヶ岳、荒島岳等を一体的に望むことができます。また、九頭竜川の両岸に広がる緑地と南北約1.5kmにおよぶ弁天桜は、市民の散策路として親しまれ、平成21年(2009)に行った市民アンケートからも、勝山橋周辺からの風景が高い評価を得ています。

これらの風景の重要な要素となる九頭竜川及び弁天緑地は、景観重要公共施設であり、景観に配慮した適切な施設配置と維持管理を行い、また弁天桜の保全を図ります。



写真 3-69.弁天緑地から見る越前甲(大日山)

(図 2-3 眺望景観⑩)



写真 3-70.弁天緑地から見る荒島岳

(図 2-3 眺望景観⑪)

## ⑩ 北谷地区

(関連する分類別景観：山地景観)

北谷町の谷区や小原区等は、斜面を利用して建てられた伝統的な佇まいと自然が調和した特徴的な山間集落景観を形成しています。しかし、一方で、豪雪等の厳しい自然環境もあり、勝山市内においても人口減少が進んでいる地区となっています。

今後、この地域にしかない自然や歴史等の風景を貴重な資源としてとらえ、地域住民とともに景観の保全と活用を図ります。



写真 3-71.小原区の山間集落景観



写真 3-72.木根橋区での豪雪

## ⑪ 越前大仏周辺地区

(関連する分類別景観：田園集落景観・導入軸（広域幹線道路軸）景観)

越前大仏の背景となる大師山は、「師山の秋月」として幕末から明治の初めにかけてつくられた勝山八景にも登場しています。また、勝山城博物館周辺においては、良好な農地が広がっており、平泉寺への入り口となる菩提林やそこから広がる岡横江方面の扇状地の田園風景と一体となった風景を見ることができます、勝山市を印象付ける風景の一つとなっています。

越前大仏や勝山城博物館周辺においては、これらの農地や林地の保全を図り、主要な回遊ルートにおける屋外広告物等について景観に配慮した適正な誘導を進めます。



写真 3-73. 片瀬から見る越前大仏と大師山  
(図 2-3 眺望景観③)



写真 3-74. 平泉寺町平泉寺から見る  
勝山城博物館と田園 (図 2-3 眺望景観⑤)

## ⑫ えちぜん鉄道車窓からの眺望景観保全地区

(関連する分類別景観：田園集落景観・導入軸（広域幹線道路軸）景観)

えちぜん鉄道車窓からの眺望景観は、「日本の鉄道車窓絶景 100 選」に選ばれるなど、市内外から高く評価されています。えちぜん鉄道の車窓からのシークエンス景観※として、九頭竜川の自然景観や沿線集落の景観を守り育てます。

※シークエンス景観：移動しながら眺める連続する景観。



写真 3-75. 小舟渡駅周辺から見る白山方面  
(図 2-3 眺望景観①)



写真 3-76. 保田駅周辺から見る白山方面  
(図 2-3 眺望景観②)

⑬ 恐竜渓谷かつやまエリア地区（道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺）

（関連する分類別景観：導入軸（広域幹線道路軸）景観）

本地区は、勝山市の玄関口の一つである中部縦貫自動車道から県道勝山インター線を北進した、一級河川九頭竜川の右岸に位置しており、福井県立恐竜博物館、スキージャム勝山、国史跡白山平泉寺旧境内など市内の観光地やまちなかへの周遊を促す交流拠点です。

本地区では、賑わいのあるエリアの実現を目指し、道の駅「恐竜渓谷かつやま」を補完する機能の適正誘導を図るとともに、背後に連なる白山連峰への眺望景観等との調和を図るため、令和5年（2023）3月に地区計画※の指定による土地利用の制限を行い、まちの新たな玄関口にふさわしい景観形成を進めます。

※地区計画：共通した特徴を持っている場所を範囲とする「地区」を単位として、道路や公園等の配置や、建築物等の用途、形態等に関する事項を一体的に定める計画。



写真 3-77.道の駅「恐竜渓谷かつやま」と  
背後に広がる白山連峰(図 2-3 眺望景観⑤)



写真 3-78.道の駅「恐竜渓谷かつやま」

# 第4章 勝山市景観計画区域及び景観形成地区における行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号、第61条関係)

景観法に基づき、景観計画区域（市内全域）における行為の制限を定めます。一定規模以上の建築や土地の開墾、屋外での土石の集積等の行為を行う場合は、計画段階で事前に、景観法に基づく市への届出が必要となります。

景観計画区域の届出の対象となる行為はP53からを確認ください。また、計画地が景観形成地区である本町通りや平泉寺区の場合には、届出となる規模等が異なります。本町通り景観形成地区はP61から、平泉寺区景観形成地区はP66からを確認ください。

- ・ 景観計画区域（景観形成地区を除く） ⇒ P53へ
- ・ 本町通り景観形成地区 ⇒ P61へ
- ・ 平泉寺区景観形成地区 ⇒ P66へ

届出の流れは、下図のとおりで、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を景観計画で定めることにより、市は、景観形成基準に適合するよう指導指針に基づいて、具体的な対処方法に係る指導・勧告・変更命令※を行うことができます。

※変更命令は、景観形成地区に係る届出を除きます。

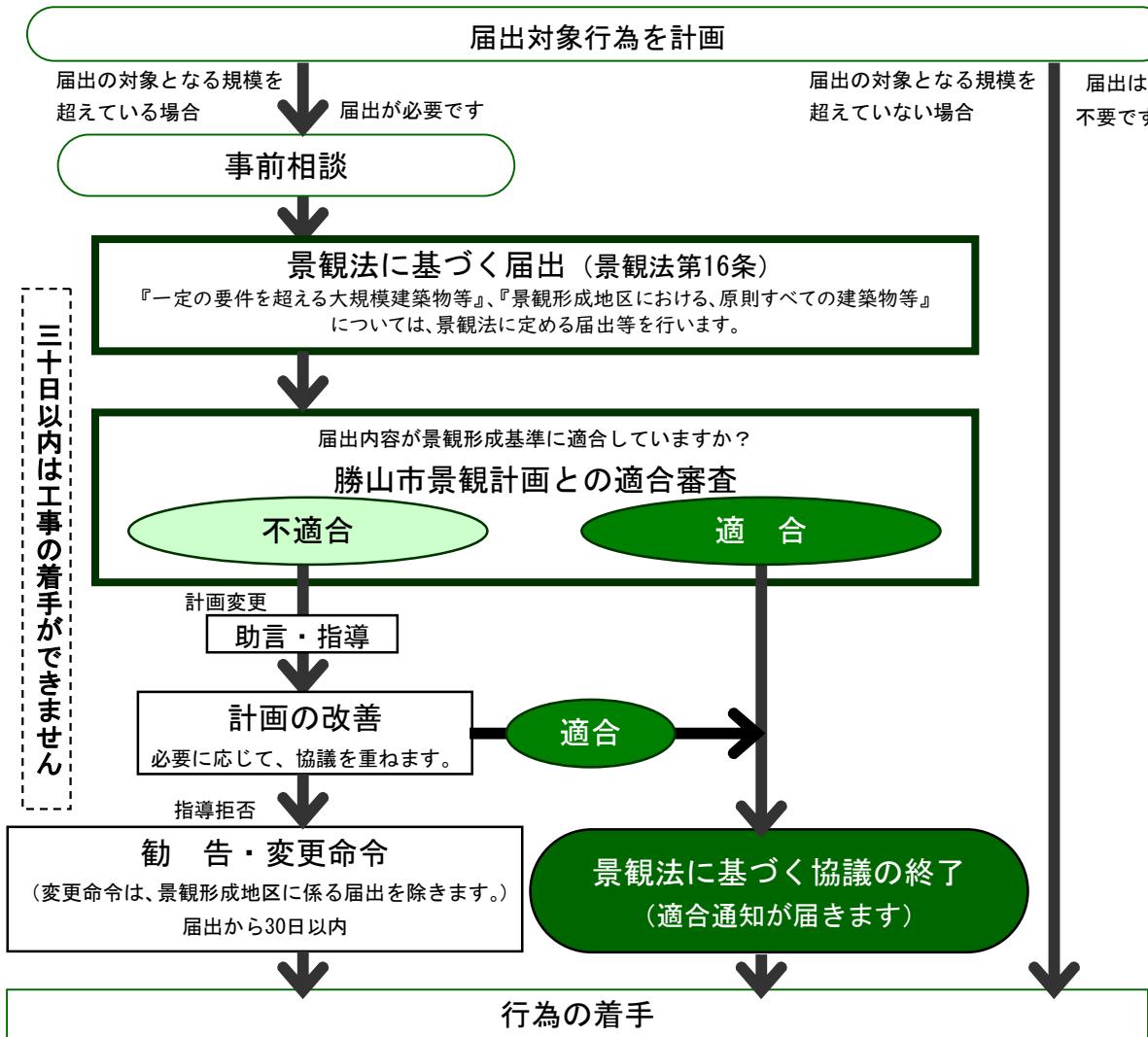


図4-1.景観形成に係る手続きの流れ

# 1. 勝山市景観計画区域（景観形成地区を除く。）（景観法第8条第2項第2号関係）

## （1）届出の対象となる行為

勝山市景観計画区域（市全域が届け出対象、景観形成地区を除く。）における、届出の対象となる行為は以下のとおりです。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤面からの高さが10mを超えるもの</li> <li>延べ床面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>一団の土地※で、延べ床面積合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>外観の変更に係る面積が400m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>太陽光発電設備等を使用又は設置する建築物は、建築物との高さの合計が10mを超えるもの又はパネル面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> <p>※一団の土地：権利を取得する人が、一連の計画の中で、一体的に利用することが想定されるひとまとまりの土地。</p>
工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さ2mかつ長さ30mを超えるもの（生垣※の部分を除く。）</li> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）で、高さが15mを超えるもの</li> <li>太陽光発電設備等で、地盤面の高さから3m以上（建築物と一体となっている場合は、その高さの合計が10mを超えるもの）又はパネル面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>風力発電設備等で、高さが10mを超えるもの</li> <li>その他の工作物で、高さ10m又は築造面積1,000m<sup>2</sup>を超えるもの（建築物と一体となっている場合は、その高さの合計が10mを超えるもの）</li> </ul> <p>※生垣：植物を並べて植えることで構成された垣。</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発しようとする土地の面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>高さが3mを超える法面を生じる切土又は盛土を伴うもの</li> </ul>
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出の対象となる建築等又は建設等に伴うもの</li> </ul>
屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが3m又はその用に供される土地の面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>当該行為の期間が90日以内のものは除く。</li> </ul>

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示 又は掲出	<p>・高さ4mを超えるもの（建築物と一緒にしている場合は、建築物との高さの合計が10m又は表示面積の合計が20m<sup>2</sup>を超えるもの）</p> <p>The diagrams show various configurations of buildings and signs. In the first row, a small sign is labeled 'H&gt;4m'. In the second row, a building with a sign on top is labeled 'H&gt;10m'. In the third row, a building with a sign on the side is labeled '表示面積A&gt;20m²'. The letter 'H' indicates height, and 'A' indicates area.</p>
その他	<p>・前各号に掲げるもののほか、景観の形成に影響を及ぼす行為で市長が必要と認めるもの</p>

#### ＜工作物の例＞

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- ・煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの。（屋外広告物に該当するものを除く。）
- ・記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの。（屋外広告物に該当するものを除く。）
- ・彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- ・高架水槽、汚水又は廃水を処理する施設
- ・メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- ・アスファルトプラント※、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- ・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

※プラント：アスファルト混合物、生コンクリート、碎石（クラッシャー）等の土木資材を製造する設備

## (2) 行為の制限 (景観形成基準)

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

### ① 配慮すべき基本的基準 (一般基準)

- ・ 主要な視点場※から背景となる山並みへの眺望を確保すること。
- ・ まち並みや自然など、周辺の環境との調和に配慮すること。

※主要な視点場: 主要な視点場とは、以下の道路とえちぜん鉄道の沿線をいいます。

国道 157 号、国道 416 号、県道平泉寺線、勝山インター線、市道 5-21 号線

### ② 項目別基準

#### ■ 建築物

		景観形成基準	指導指針
1 敷地内における位置		<ul style="list-style-type: none"><li>・優れた自然環境や歴史的建造物を背景とする敷地については、主要な視点場から景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とすること。</li><li>・道路等の公共用地に接する敷地境界からは、できる限り後退し、ゆとりのある空間の創出に配慮すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・山並みの近傍にあっては、主要な視点場から稜線を乱さない位置に配置すること。</li><li>・伝統的な家並みが残る市街地などでは、まち並みの連続性に配慮し、壁面線を揃えるなど、隣接する建築物等との調和に配慮すること。</li></ul>
2 形態・意匠	建築物全体	<ul style="list-style-type: none"><li>・まち並みや自然など、周辺の景観との調和に配慮し、違和感のないまとまりのある形態や意匠とすること。</li><li>・周囲の土地利用や地区のまちづくりを踏まえ、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態、意匠とすること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な建築物等の外壁は、圧迫感を感じさせないよう、目地等による分節化や色彩、素材などを工夫すること。</li><li>・屋根の形状は、周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、主要な視点場から眺望される範囲については、勾配屋根とするなど、周辺と調和する形態とすること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>・建築設備は、道路等の公共空間から見える位置への設置は控えること。やむを得ない場合は、遮蔽措置を行うこと。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・外壁に付属する室外機、配管等の建築設備は、道路等の公共空間から見える位置への設置は控えること。やむを得ない場合は、ルーバーなどによる遮蔽措置を行うこと。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外階段は、基本的に、建築物と一体的な形態、意匠とすること。特に、屋外階段を強調する場合には、意匠に十分配慮すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外階段は、形態・色彩の工夫などにより、安全・防犯などに配慮した遮蔽措置や設置場所等を考案し建築物との調和を図ること。</li></ul>
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋上設備は、極力設置しないこと。やむを得ない場合は、目立たない形態、意匠とすること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋上設備や塔屋などの屋上設備を設置する場合は、道路など公共の空間から見える位置への設置を控えるなど、その配置を工夫し、遮蔽措置を行うこと。</li></ul>

		景観形成基準	指導指針								
2 形態・意匠	屋外付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫、自転車置き場、倉庫、設備機械室、ゴミ集積所等の屋外付属施設等は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努めること。</li> <li>・屋外付属施設は、道路等の公共空間から見える位置への設置はできる限り控えること。やむを得ない場合は、遮蔽措置を行うこと。</li> <li>・駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、目立たないよう、その周囲は生け垣等による修景帯を設置し、周辺の景観との調和に努めること。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルや架台は、公共空間・施設から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、建築物本体と一緒に見える形態とするなど、周辺景観との調和に努めること。</li> </ul>	<p>・修景帯は植栽にこだわることなく、塀などの設置により、周辺の景観と調和させること。</p>								
3 色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色の使用を避け、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調とすること。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めること。</li> </ul>	<p>・建築物の屋根や庇、外壁などに使用する色彩は、マンセル値※による色相がR(赤)・YR(橙)系においては彩度6以下、Y(黄色)系においては彩度4以下、その他の色相(緑・青・紫系)については、彩度2以下とすること。</p> <p>ただし、特別の着色が施されていない瓦、銅板、木材、土壁、ガラスなどによって仕上げる場合、又は壁面ごとに、壁面積の1/10未満の範囲で部分的に用いる色彩を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)、YR(橙)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄色)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>★詳しくは巻末の参考資料-Iを参照。</p> <p>※マンセル値:色の表示法で、色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準として組み立てたもの。</p>	色相	彩度	R(赤)、YR(橙)系	6以下	Y(黄色)系	4以下	その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)	2以下
色相	彩度										
R(赤)、YR(橙)系	6以下										
Y(黄色)系	4以下										
その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)	2以下										
4 材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材や材料を使用すること。</li> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るために、耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に配慮すること。</li> </ul>	<p>・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、外壁や屋根の仕上げにミラーガラスなど、反射率の高い材料は極力使用しないこと。</p>								

	景観形成基準	指導指針
5 敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、緑化に努めること。</li> <li>・敷地の周辺は、中高木を基本とした列植や生垣等に努めること。</li> <li>・樹種は、本市の気候風土や四季の移りかわりなどに配慮すること。</li> </ul> <p>★敷地内の緑化について、建築物等の場合には、主要な幹線沿いのみではなく、すべての道路沿いを対象とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化の面積は、敷地面積の3%以上とすること。</li> <li>・道路の境界線から1m以上は、高木などによる一団の緑化スペースや花壇等を確保し、道路に面する部分の1/2以上は緑地帯とすること。ただし、敷地内を見えにくくする塀などの設置により、周辺の景観と調和させた場合を除く。</li> </ul>
6 樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に生育する樹林については、できる限り保全し、修景に活かすこと。やむを得ず伐採する場合は、必要最小限にとどめること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かすこと。やむを得ず伐採する場合は、移植の適否を判断し、周囲に移植するよう努めること。</li> </ul>

## ■ 工作物

	景観形成基準	指導指針
1 敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地全体のまとまりと、建築物との調和に配慮した位置とすること。</li> <li>・優れた自然環境や歴史的建造物を背景とする敷地については、主要な視点場から景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とすること。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界からは、できる限り後退し、ゆとりのある空間の創出に配慮すること。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルや架台は、公共空間・施設から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、植栽や板塀等による目隠しの修景措置により、周辺景観との調和に努めること。</li> <li>・風力発電設備等は、地域の良好な景観資源への近接を避けるとともに、主要な視点場からの眺望の確保に配慮した位置とすること。</li> <li>・風力発電設備等を複数設置する場合は、法則性を持たせ、まとまりのある配置とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山並みの近傍にあっては、主要な視点場から稜線を乱さない位置に配置すること。</li> </ul>
2 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物との一体化に配慮し、違和感を与えない形態、意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内の建築物との一体化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・道路に面して垣・柵、塀等を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努めること。</li> </ul>

	景観形成基準	指導指針								
3 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色の使用を避け、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮すること。</li> <li>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めること。</li> </ul>	<p>・法令等で定められたもの以外の色は、以下のとおりとすること。</p> <p>ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩、又は壁面積等の 1/10 未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)、YR (橙) 系</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄色) 系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>★詳しくは巻末の参考資料を参照。</p> <p>・電柱・電波塔等については、焦げ茶色の景観配慮柱を用いること。</p>	色相	彩度	R (赤)、YR (橙) 系	6 以下	Y (黄色) 系	4 以下	その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)	2 以下
色相	彩度									
R (赤)、YR (橙) 系	6 以下									
Y (黄色) 系	4 以下									
その他 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(紫青)・P(紫)・RP(赤紫)	2 以下									
4 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材や材料を使用すること。</li> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に配慮すること。</li> </ul>									
5 敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間や周辺敷地との境界部には、修景帯を設置し、周辺の景観との調和に努めること。</li> <li>・敷地内は、緑化に努め、樹種は、本市の気候風土や四季の移りかわりなどに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な幹線道路※に隣接する敷地については、道路との境界部に面する部分の 1/2 以上は修景帯を設けること。</li> <li>・修景帯は、植栽にこだわることなく、塀などの設置により、周辺の景観と調和されること。</li> </ul>								
6 樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に生育する樹林については、できる限り保全し、修景に活かすこと。やむを得ず伐採する場合は、必要最小限にとどめること。</li> </ul>									

※ 主要な幹線道路:

- ・国道 157 号の長山～暮見トンネル
- ・国道 416 号の伊波～市荒川大橋

- ・県道平泉寺線
- ・県道平泉寺大渡線
- ・県道勝山インター線

- ・すべての都市計画道路
- ・景観形成地区内の道路

## ■ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

景観形成基準	指導指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地等の形質の変更方法については、まち並みや自然など、周辺の景観を損なわないよう配慮すること。</li> <li>・盛土により擁壁を設置する場合は、低木か地被植物により植栽を施すなど、周辺との調和を図ること。</li> <li>・まち並みや自然など、周辺の景観との調和を図るため、土砂などの採取後、法面等で裸地が生じる場合は、緑化を行うこと。</li> <li>・道路等の公共空間に面する場合は、敷地周辺の緑化を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な幹線道路<sup>*</sup>に面して当該行為に係る行為の周囲には、植栽又は景観に配慮した堀を設けるなど、道路等の公共空間から見えないよう配慮すること。</li> <li>・土砂などの採取を行った場合、本市の気候風土に合った植栽を施し、周辺の状況と一体感のある状態にすること。ただし、一定の期間で原状回復を行う場合を除く。</li> </ul>

## ■ 木竹の植栽又は伐採

景観形成基準
・建築等及び建設等の景観形成基準を準用すること。

## ■ 屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵

景観形成基準	指導指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめること。</li> <li>・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とすること。</li> <li>・敷地周囲の緑化に努める等、周囲の道路等からの遮蔽に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間からの後退距離を2m以上下げ、緩衝帯を設けること。緩衝帯には緑化や景観に配慮した堀・垣・柵などを設けること。</li> <li>・主要な幹線道路<sup>*</sup>沿いにおいては、緑化等による遮蔽を行うこと。</li> <li>・遮蔽措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、周辺の地形や視点場の位置に配慮し、遮蔽措置の効果に合ったものとすること。</li> </ul>

## ■ その他

	景観形成基準	指導指針
屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、出入口を限定するとともに、目立たないよう、その周囲は生垣等による修景帯の設置に努めること。</li> <li>・樹種は、本市の気候風土や四季の移りかわりなどに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、道路等の公共空間から目立たないよう、十分配慮した位置に設けること。</li> <li>・道路の境界線から1m以上は、高木などによる一団の緑化スペースや花壇等を確保し、道路に面する部分の1/2以上は修景帯を設置すること。</li> <li>・修景帯は、植栽にこだわることなく、堀などの設置により、周辺の景観と調和させること。</li> <li>・道路に面して垣・柵・堀等を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努めること。</li> </ul>
建築物の玄関口	・建築物の玄関口には可能な限りオープンスペースを設けて緑化等によってゆとりや、やすらぎのある空間として演出すること。	
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明は、周辺の良好な夜間景観の形成・調和に努めること。</li> <li>・周辺の住環境や交通環境、生態系等に対する光害の防止に努めること。</li> </ul>	

## ■ 屋外広告物

	景観形成基準	指導指針
1 敷地内における位置	・周囲の景観に悪影響を与えないような位置とするよう努めること。	
2 形態・意匠	・まち並みや自然など、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠とすること。 ・建築物等に附帯する広告物は、必要最小限の大きさ及び箇所数にとどめ、本体建築物や周辺の景観との調和に配慮すること。	
3 色彩	・基調色として目立つ色彩の使用やコントラストの強い配色はできる限り避けて、まち並みや自然など、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・電飾等に使用する色彩は、周辺に悪影響を与えないように配慮すること。 ・建築物等に附帯する広告物は、建築物の外観の色彩との調和に配慮すること。	
4 材料	・まち並みや自然など、周辺の景観との調和に配慮した素材や材料を使用すること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に配慮すること。	
5 照明	・まち並みや自然など、周辺の良好な景観との調和に努めること。 ・周辺の住環境や交通環境、生態系等に対する光害の防止に努めること。 ・点滅又は回転する照明装置・発光装置は使用しないこと。	

## 2. 勝山市景観計画区域内の景観形成地区（景観法第61条関係）

### 2-1 本町通り景観形成地区

#### (1) 届出の対象となる区域

本町通り景観形成地区の区域は下図に示すとおりです。

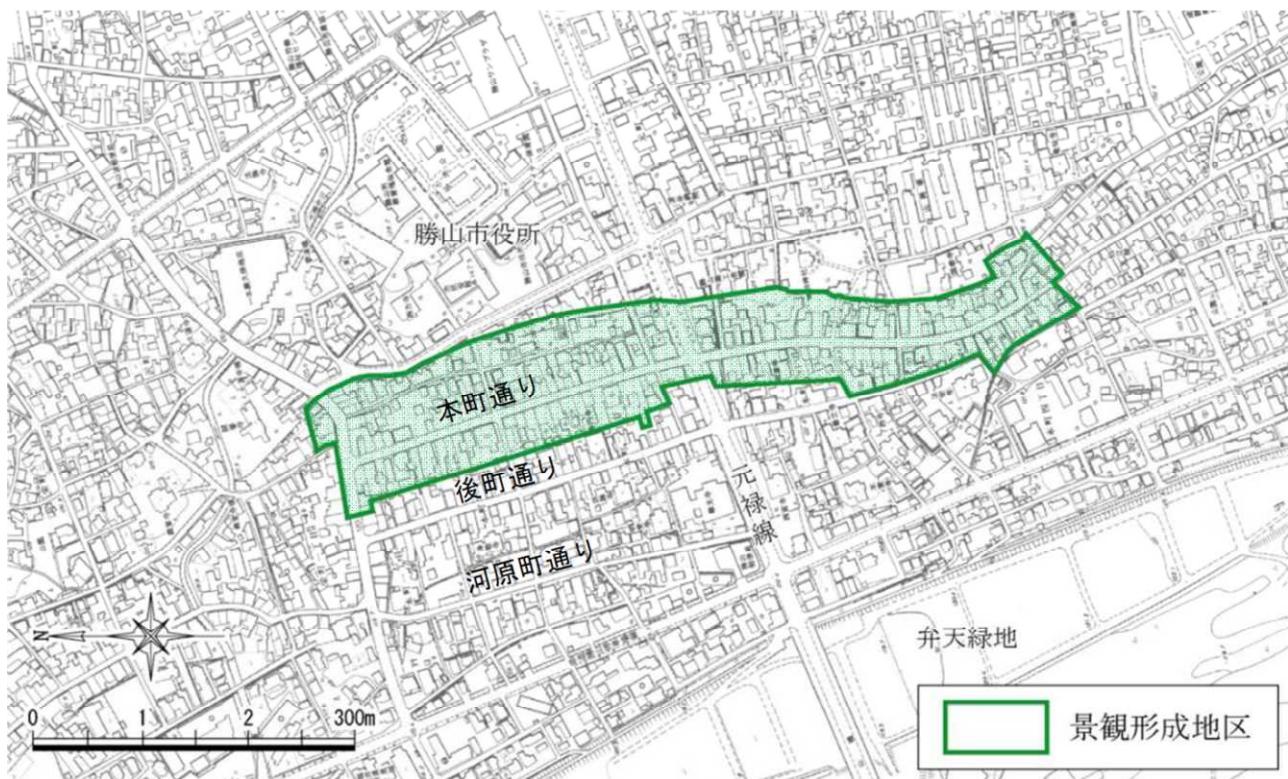


図4-2. 本町通り景観形成地区の区域

本町通り景観形成地区内の地区の区域は下表のとおりです。

地区名	地区の区域
下袋田区	下袋田区全域(勝山市92字、93字、94字、95字、96字 各字の一部)
上袋田区	上袋田区全域(勝山市95字、96字、97字、98字、本町2丁目 各字の一部)
上郡区	上郡区全域(98字、99字、102字 各字の一部)



## (2) 届出の対象となる行為

本町通り景観形成地区における、届出の対象となる行為は以下のとおりです。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が <math>10\text{ m}^2</math> を超えるもの</li> <li>外観の変更に係る部分の面積が <math>15\text{ m}^2</math> を超えるもの</li> </ul> <p style="text-align: center;"><math>A &gt; 10\text{ m}^2</math>      <math>A + B &gt; 10\text{ m}^2</math>      <math>A &gt; 15\text{ m}^2</math></p>
工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、高架水槽その他これらに類するもの、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む）を除く。）</li> <li>街路灯、照明灯その他これらに類するもの、製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが <math>3\text{ m}</math> を超えるもの又は建築面積が <math>5\text{ m}^2</math> を超えるもの</li> <li>垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが <math>1.5\text{ m}</math> を超えるもの又は長さが <math>5\text{ m}</math> を超えるもの</li> <li>記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが <math>3\text{ m}</math> を超えるもの又は表示面積が <math>3\text{ m}^2</math> を超えるもの</li> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む）の新築等で、当該行為に係る部分の高さが <math>8\text{ m}</math> を超えるもの</li> </ul>

### <工作物の例>

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- (1) 煙突、高架水槽その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの（(6)に掲げるものを除く。）
- (3) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系。（その支持物を含む。）
- (7) 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの



行為の種類	届出の対象となる行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	
木竹の植栽又は伐採	・届出の対象となる建築等又は建設等に伴うもの
屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵	・高さが3mを超えるもの又は面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの ・農林業を営むために行うものを除く。 ・集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続するもの
屋外広告物の表示又は掲出	・すべて ただし、表示又は掲出の期間が30日を超えないものを除く。(屋外広告物の表示又は掲出に限る。)

#### <適用除外>

ただし、次の行為は除きます。

行為の種類	適用除外の対象となる行為
通常の管理行為、 軽易な行為 その他の行為	(1) 工事を施工するために必要な仮設の建築物又は工作物 (2) 屋外広告物の表示又は掲出で、次に掲げるもの ア 当該行為の期間が30日を超えて継続しないもの イ 営利を目的としないもの (3) 農林業を営むために行う土地の形質の変更 (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの ア 農林業を営むために行うもの イ 行為の期間が30日を超えて継続しないもの (5) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が行う行為 (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (7) 災害のために必要な応急処置として行う行為 (8) 景観形成基準に定めていない行為 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観の形成に影響を及ぼすことがないと認める行為



### (3) 行為の制限 (景観形成基準)

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

#### ① 配慮すべき基本的基準 (一般基準)

- ・旧城下町の面影を残す町家の建物が多く存在し、「年の市」や「左義長」「神明神社の祭礼」などの伝統行事が行われ、勝山ならではの歴史性を有した地区にふさわしく、既存の町家風建築物の継承を図るとともにこれらの建築物と調和の取れた、落ち着きのある景観を形成します。

#### ② 項目別基準

##### ■ 建築物

		景観形成基準
壁面／壁面線		<ul style="list-style-type: none"><li>・本町通りに面する建築物の壁面線は伝統的町家の壁面線に揃えるように努める。</li></ul>
構 造		<ul style="list-style-type: none"><li>・構造はできる限り木造とする。これによりがたいときは外観に留意し伝統的様式と調和したものとする。</li><li>・階数は2階建て又は2階建てに見えるように努める。</li></ul>
屋 根		<ul style="list-style-type: none"><li>・勾配屋根とし、屋根の勾配は周囲の建築物と調和したものとする。</li><li>・瓦葺を基本とし、瓦は落ち着いた基調の色彩とする。</li><li>・本町通りに面した部分はできる限り平入りとする。</li></ul>
通り庇		<ul style="list-style-type: none"><li>・本町通りに面した部分にはできる限り下屋庇を設けるように努める。</li></ul>
壁面	外壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・外壁及び建具はできる限り伝統的意匠を取り入れるなど、伝統的町家の建築物と調和するよう努め、白、黒又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li></ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関戸や建具は木製又は木調の引戸とし、色彩については黒又は茶系統の落ち着いた色彩とするように努める。</li><li>・玄関戸や窓にはできる限り格子をもうける。</li><li>・車庫の開口部は通りの景観に配慮したものとするよう努める。</li></ul>
設備機器		<ul style="list-style-type: none"><li>・エアコンの室外機、ガスボンベ等の設備機器は直接見えない位置に設置するか格子等で覆い目立たないように配慮する。</li></ul>
門 塀		<ul style="list-style-type: none"><li>・門や塀を設置する場合は、コンクリートブロック（カラーブロックも含む。）は使用せず、歴史的雰囲気を創出し、まち並みの景観と調和したものとする。</li><li>・基調とする色彩は白、黒又は茶系統などを基調とし、落ち着きのあるものとする。</li></ul>



## ■ 工作物

景観形成基準	
自動販売機	・極力、落ち着いた色彩のものとし、原色の物は格子等で覆うなど景観に配慮する。
その他工作物	・歴史的な周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努める。

## ■ 屋外広告物

景観形成基準
・広告物は自家用広告のみとし、表示面積は 5 m <sup>2</sup> 以下とする。 ・ポール式の独立看板は避ける。 ・壁面に看板を設置する場合は、下屋庇上又は一階壁面とする。 ・2 階より上の屋上には設置しない。 ・プラスチック看板は避ける。 ・できるだけ自然の素材を使い、原色は避け、落ち着いた色彩とする。

## ■ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

## ■ 木竹の植栽又は伐採

## ■ 屋外における土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵

景観形成基準
・大規模の景観形成基準を準用すること。



## 2-2 平泉寺区景観形成地区

### (1) 届出の対象となる区域

平泉寺区景観形成地区的区域は下図に示すとおりです。

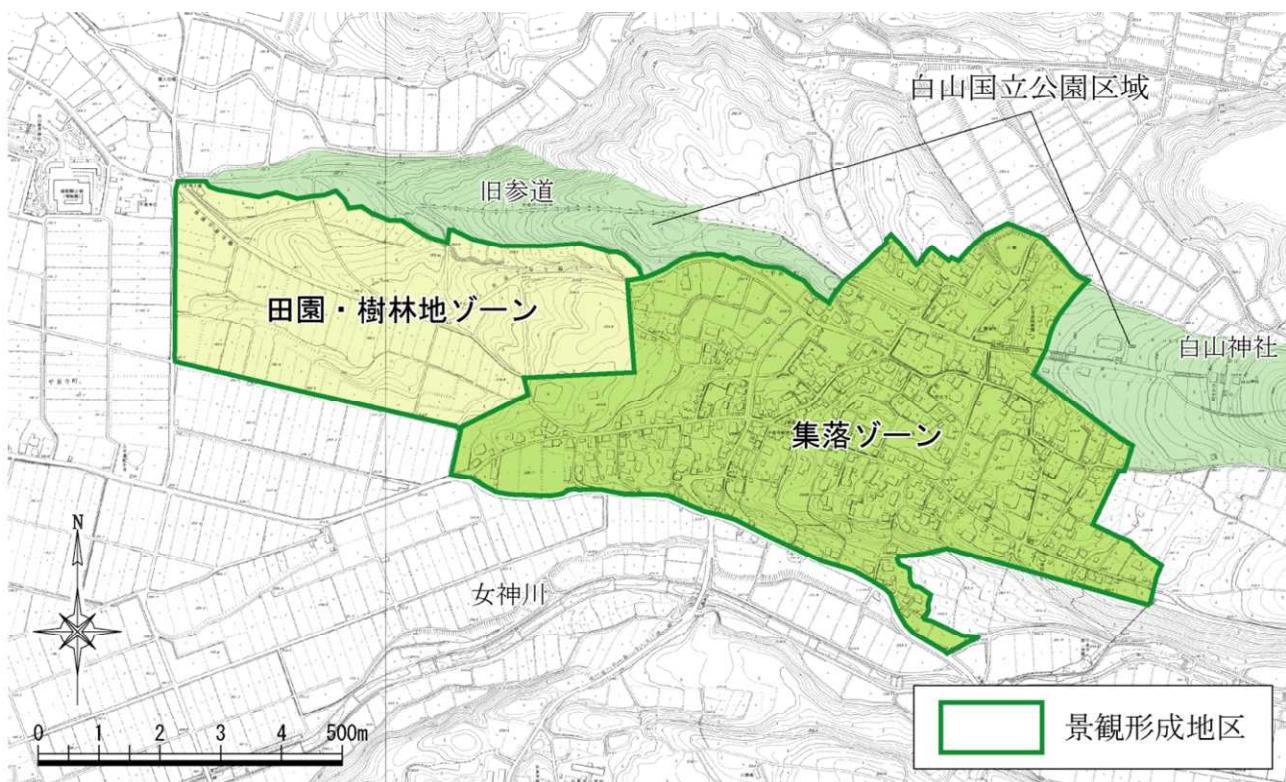


図4-3. 平泉寺区景観形成地区的区域

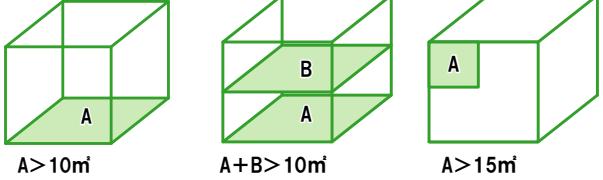
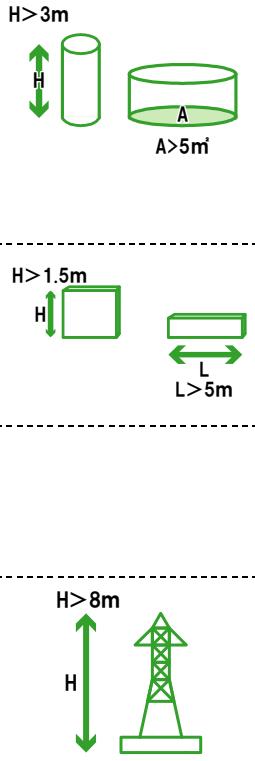
平泉寺区景観形成地区内の地区的区域は下表のとおりです。

地区名	地区の区域
平泉寺区	<p>【田園・樹林地ゾーン】 (平泉寺73字、81字、82字、84字、195字 各字の一部) (平泉寺77字、78字、79字、80字)</p> <p>【集落ゾーン】 (平泉寺40字、41字、42字、56字、61字、66字、73字、120字、121字、125字、 195字 各字の一部) (平泉寺62字、63字、64字、65字、67字、68字、69字、70字、71字、72字、 112字、114字、115字、116字、119字)</p>



## (2) 届出の対象となる行為

平泉寺区景観形成地区における、届出の対象となる行為は以下のとおりです。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が<math>10\text{m}^2</math>を超えるもの</li> <li>外観の変更に係る部分の面積が<math>15\text{m}^2</math>を超えるもの</li> </ul> 
工作物の新設、増築、改築、移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突、高架水槽その他これらに類するもの、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を除く。）</li> <li>街路灯、照明灯その他これらに類するもの、製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設等で高さが<math>3\text{m}</math>を超えるもの又は建築面積が<math>5\text{m}^2</math>を超えるもの</li> <li>垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが<math>1.5\text{m}</math>を超えるもの又は長さが<math>5\text{m}</math>を超えるもの（ただし、獣害対策のための電気柵等は届出の対象外とする。）</li> <li>記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するものの新築等で、当該行為に係る部分の高さが<math>3\text{m}</math>を超えるもの又は表示面積が<math>3\text{m}^2</math>を超えるもの</li> <li>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築等で、当該行為に係る部分の高さが<math>8\text{m}</math>を超えるもの</li> </ul> 

### <工作物の例>

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- (1) 煙突、高架水槽その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（(6)に掲げるものを除く。）
- (3) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
- (7) 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの



行為の種類	届出の対象となる行為
屋外における資材、土石、廃棄物及び再生資源等の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 3mを超えるもの又は面積が 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・農林業を営むために行うものを除く。</li> <li>・集積又は貯蔵の期間が 30 日を超えて継続するもの</li> </ul>
屋外広告物の表示又は掲出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて</li> <li>ただし、表示又は掲出の期間が 30 日を超えないものを除く。(屋外広告物の表示又は掲出に限る)</li> </ul>

### <適用除外>

ただし、次の行為は除きます。

行為の種類	適用除外の対象となる行為
通常の管理行為、 軽易な行為 その他の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事を施工するために必要な仮設の建築物又は工作物</li> <li>(2) 屋外広告物の表示又は掲出で、次に掲げるもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該行為の期間が 30 日を超えて継続しないもの</li> <li>イ 営利を目的としないもの</li> </ul> </li> <li>(3) 農林業を営むために行う土地の形質の変更</li> <li>(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農林業を営むために行うもの</li> <li>イ 行為の期間が 30 日を超えて継続しないもの</li> </ul> </li> <li>(5) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が行う行為</li> <li>(6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</li> <li>(7) 災害のために必要な応急処置として行う行為</li> <li>(8) 景観形成基準に定めていない行為</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観の形成に影響を及ぼすことがないと認める行為</li> </ul>



### (3) 行為の制限 (景観形成基準)

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

#### ① 配慮すべき基本的基準 (一般基準)

- ・国史跡白山平泉寺旧境内の指定地であり、中世の僧坊跡に固有の歴史性を有した地区にふさわしく、歴史と伝統が感じられる石積みや土蔵、伝統的民家等の継承を図るとともに、これらの建造物と調和の取れた樹木林や生垣等の多様な緑を保全し、落ち着きのある集落景観を形成します。

#### ② 項目別基準

##### a. 田園・樹林地ゾーン

###### ■ 建築物

景観形成基準	
構造等	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物及び工作物は極力設置しない。</li><li>・やむをえず建築物及び工作物を設置する場合は周囲の景観に配慮し、建築物の屋根は勾配屋根等の伝統的形式を継承する。</li><li>・使用する材料はできる限り天然素材とし、色彩は黒、茶系統の落ち着いた色合いとする。</li></ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物、工作物の周りには、生垣や平泉寺の植生にあった樹木を配置するなど景観に配慮する。</li></ul>

###### ■ 屋外広告物

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・広告物は設けない。</li></ul>



## b. 集落ゾーン

### ■ 建築物

			景観形成基準
位置			<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の境界より2m以上後退する。</li> </ul>
構造 (階数、高さ)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造はできる限り木造とする。これによりがたいときは、外観に留意し伝統的様式と調和したものとする。</li> <li>・建築物の高さは前面道路から見て2階建て以下とし、周囲の建物に高さをあわせる。</li> </ul>
屋根			<ul style="list-style-type: none"> <li>・切妻、入母屋等伝統的形式で勾配のあるものとし、勾配は周囲の建築物と調和したものとする。</li> <li>・瓦葺きを基本とし、黒又は灰色系の落ち着いた色彩を基本とする。</li> </ul>
庇			<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦葺きを基本とし、黒又は灰色系の落ち着いた色彩を基本とする。</li> </ul>
壁面	外壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>・真壁の基調を基本とし、仕上げ材には天然素材（木質材、土質材等）を可能な限り使用する。できない場合でも、塗装や吹き付け外装材等で自然の風合いに近づける工夫をする。</li> <li>・色彩は、白又は灰色、茶系統の落ち着いた色彩を基本とする。</li> <li>・土蔵の場合、腰壁部を板張り、その上部を漆喰とすることを基本とする。</li> </ul>
	建具	窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製又は茶・黒系統色のものを基本とする。</li> </ul>
	玄関 (出入口)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製又は茶・黒系統色の引戸を基本とする。</li> <li>・シャッターは極力使用せず、建築物と調和した意匠とする。</li> </ul>
設備機器			<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン室外機、ガスボンベ等の設備機器は、道路から容易に見えない位置に設置するか、格子等で覆い目立たないように配慮する。</li> </ul>
外構・緑化			<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する石垣と生垣を保全する。</li> <li>・建築物の後退によって設けられた空間にはできる限り生垣を設置し、ブロック塀等は設けない。</li> <li>・新しく石垣をつくり直す場合は、できる限り使用していた石材を再使用する。</li> <li>・屋敷林は倒木による家屋への安全を十分考慮した適切な間伐を行うことを前提とし、保全・育成に努める。</li> <li>・敷地入口部等の舗装については、歴史的な景観に配慮した仕上げに努める。</li> <li>・現在ある平泉寺の樹木林の中で、特に集落を覆う緑となっている杉の森林等を保全する。</li> </ul>

### ■ 工作物

		景観形成基準
煙突、 高架水槽、 電波塔 など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・基調とする色彩は、黒、茶系統などの落ち着きのあるものとする。</li> <li>・極力通りから見えにくい位置に設置し、通りから見える場合は、緑化等の配慮を行う。</li> </ul>
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩のものとし、原色のものは、格子等で覆うなど景観に配慮する。</li> <li>・周囲の景観に十分に配慮した位置に設置する。</li> <li>・単独での設置は行わず、建築物に添わせて設置する。</li> </ul>
車庫・小屋		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体と調和の取れたものとし、屋根は切妻屋根等の伝統的形式の勾配のあるものとする。</li> </ul>
電柱		<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶系統の落ち着いた色彩を基本とする。</li> </ul>



## ■ 屋外広告物

### 景観形成基準

- ・自家用広告物以外の広告物は設けない。自家用広告であってもできるだけ規模を抑える。
- ・広告塔、野立て看板等のように、建築物から離れた位置には極力設置しない。建築物の壁面にそわせて設置する。
- ・設置する看板は、周囲の景観と調和した意匠とし、使用する材料は、自然素材（布、木、銅、鑄物）を基調とする。
- ・派手な色彩は避け、自然素材の色合いを基調とする。

## ■ 駐車場・空き地

### 景観形成基準

- ・道路境界には、生垣など緑化の配置に努める。

## ■ 土地の形質、土砂類の採取、水面の埋め立て

### 景観形成基準

- ・変更後の状態が平泉寺集落の風致を損なわないように、緑化する等適正な処置を行う。

## ■ 土石、再生資源等の集積

### 景観形成基準

- ・植栽等により公共の空間から見えにくくするなど景観に配慮する。



# 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木は、景観の質を高める構成要素というだけでなく、地域資源を生かした魅力あるまちづくりの面からも大切な地域資源とも言えます。このため、景観計画区域内の建築物・工作物（以下「建造物」）、樹木（樹林地は除く）のうち、良好な景観形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、当該建造物及び樹木の維持、保全や継承に資することは当然ながら、これらが地域の個性ある景観づくりの核となることにより、ひいては当該建造物及び樹木を取り巻く地域の良好な景観の形成に有効なものとなります。

そこで、景観重要建造物及び景観重要樹木の管理者は、保全のための適正な維持管理を行うこととし、景観重要建造物の外観を変更したり、景観重要樹木を伐採又は移植する際には、市長の許可が必要となります。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を推進するため、管理者に対して必要な支援を行っていきます。

## 1. 景観重要建造物の指定の方針

市街地景観や田園集落景観の範囲内（P26 図3-3）において、公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。（文化財に指定されているものは、指定の対象とはなりません。）

- ① 市民に広く愛され、親しまれ、またランドマーク※やアイストップ※となっているなど、地域における景観上のシンボルとなっている建造物
- ② まち並みの雰囲気づくりに寄与するデザイン性や景観性を有し、地域固有の景観形成を促進する建造物
- ③ 創建当時の典型様式や伝統的技法が外観に見られ、地域の歴史文化を伝承し、文化財的価値を有する建造物

指定に当たっては、関連する分野の専門家又は景観審議会等の意見を聴き、当該建造物の所有者の同意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを景観重要建造物として指定し、保全・活用します。下の写真は、指定の候補となるような建造物です。



写真5-1. 勝山城博物館



写真5-2. 花月楼

※ランドマーク：その土地の目印や象徴になるような建造物

※アイストップ：目にとまる様

## 2. 景観重要樹木の指定の方針

市街地景観や田園集落景観の範囲内(P26 図 3-3)において、公共の場所から容易に望見することができる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。

- ① 市民に広く愛され、親しまれ、地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木
- ② 古木や巨樹であったり、心象に残る樹容を成すなど、地域景観の固有性を高めている樹木

指定に当たっては、関連する分野の専門家又は景観審議会等の意見を聴き、当該樹木の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを景観重要樹木として指定し、保全します。下の写真は、指定の候補となるような樹木です。



写真 5-3. 西方寺の銀杏



写真 5-4. 昆沙門の櫻



写真 5-5. 花月楼のしだれ桜

# 第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

## 1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本的事項

屋外広告物(看板等)は、主要な幹線道路沿いに特に多く設置されていますが、国道157号や国道416号沿いには、来訪者に対して勝山を印象付ける美しい眺望景観が広がっており、屋外広告物(看板等)の設置に際しては、眺望景観に対する配慮が必要です。

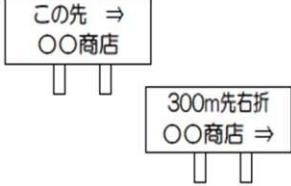
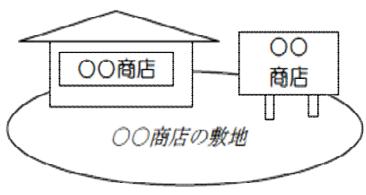
私有地であっても、その上に広がる風景は市民共有の資産です。屋外広告物(看板等)の設置に際しては、自己の所有地でも市長の許可が必要です。

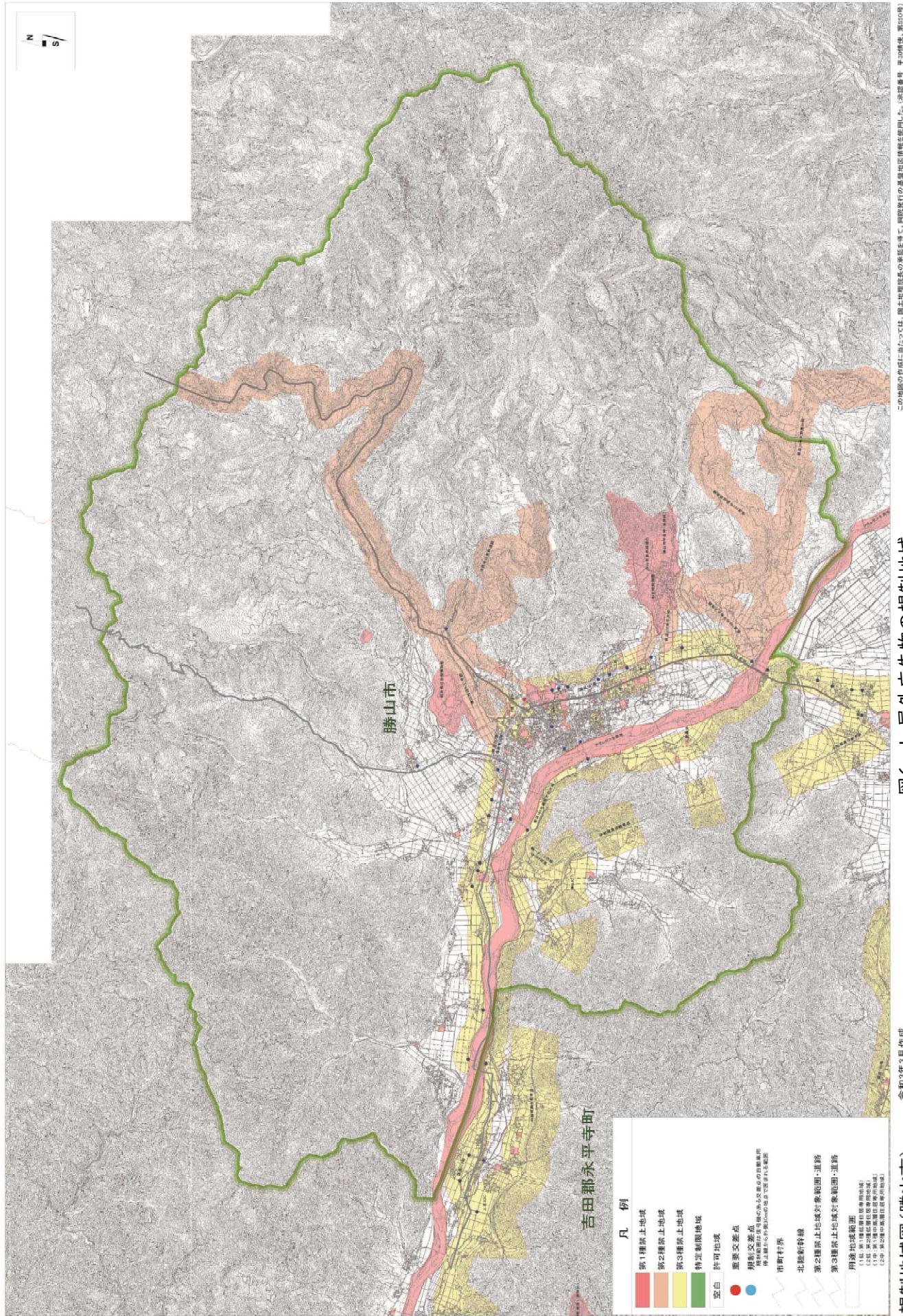
屋外広告物(看板等)の設置に際しては、公共の景観に与える影響を考慮して、周辺の良好な景観を乱さず良好な景観と調和するよう、景観計画の基本方針や分類別景観形成方針に則った、デザインや設置等を行うこととします。勝山市における景観に配慮した優れた屋外広告物の事例をP76に示します。

### <福井県屋外広告物条例について>

福井県では、屋外広告物の乱立を防ぎ、街や自然の景観を維持するために「屋外広告物法」に基づく「福井県屋外広告物条例・施行規則」により、表示(設置)を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を地域ごとに定めて規制しています。それらは、下表に示す広告物の種類によって異なります。勝山市でも、福井県の当該条例・施行規則に則って規制しており、勝山市における規制地域は、次ページ図6-1に示すとおりです。広告物を表示(設置)しようとする場合には、原則として市長の許可を受けることが必要となります。

表6-1.屋外広告物の種類

種類	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	事業所等に案内するために設置する広告物で、案内しようとする事業所の名称及び当該事業所等に案内する方向が表示されているもの	自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示(設置)する広告物	左記以外の広告物
イメージ			



規制地域図(勝山市)

図6-1.屋外広告物の規制地域

成3月和3年作

## 景観に配慮された屋外広告物(勝山市内の好事例)

### ■ 本町通りの特徴的な看板



### ■ 平泉寺区の特徴的な看板



# 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(景観法第8条第2項第4号口関係)

地区の景観形成上重要な役割を担う道路、公園、河川等の公共施設について、当該公共施設の管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。

景観重要公共施設の管理者は、施設別の整備方針に従って、景観に配慮した整備及び維持管理を行うこととします。

## 1. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な事項

### (1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次のいずれかに該当する公共施設とします。

- ① 整備を行うことにより、本市の景観形成に多大な影響を与えると考えられるもの
- ② 整備が終了又はおおむね終了しており、保全や改修などに本市の景観形成上、特殊な配慮が必要なもの
- ③ 白山、加越山地、越前中央山地など、地域を象徴されるものへの眺望などを確保する必要がある道路

### (2) 施設別の整備方針

景観重要公共施設に位置づける公共施設は P80 の図 7-1 に示すとおりで、施設ごとの整備に関する方針は下表のとおりです。

表 7-1. 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設として位置付ける公共施設 区域	景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む)	
	区域	整備方針
① 国道 416 号	・市荒川大橋から県道滝波長山線までの区間	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の市町からのアクセス路として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進し、景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導により周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮する。</li><li>・白山及びかつやま恐竜の森（長尾山総合公園）への眺望に配慮する。</li><li>・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>
② 県道 滝波長山線	・全線	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路付属物は、周辺の景観との調和、接続する道路との連続性に配慮する。</li></ul>
③ 国道 157 号	・長山交差点から下荒井トンネルまでの区間 ・長山交差点から暮見トンネルまでの区間	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の市町からのアクセス路として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進し、景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導により周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮する。</li><li>・越前大仏、勝山城博物館、菩提林への眺望に配慮する。</li><li>・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>
④ 県道 勝山インター線	・全線	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の市町からのアクセス路として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進し、景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導により周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮する。</li><li>・九頭竜川と山並みの眺望景観に配慮し、道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li></ul>

景観重要公共施設として位置付ける公共施設		景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む)
	区域	
⑤ 県道平泉寺線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁等は極力自然石の石積みとするなど、改修にあたっては、平泉寺の歴史的な景観に配慮する。</li> </ul>
⑥ 県道 平泉寺大渡線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路付属物の工夫などにより、平泉寺らしい落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。</li> </ul>
⑦ 県道 勝山停車場線	・勝山駅～元禄線までの区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>九頭竜川と山並みの眺望景観に配慮し、道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>
⑧ 市道 5-21号線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> <li>リゾート地にふさわしい自然と一体となった美しい沿道景観の形成に配慮する。</li> <li>かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）への眺望に配慮する。</li> <li>道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>
⑨ 元禄線	・全線	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の魅力や活力が感じられる風格のあるシンボルロードとする。</li> <li>山あての景観を保全する。</li> </ul>
⑩ 旧勝山城下 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>本丸線 全線</li> <li>元町線 全線</li> <li>本町通り 全線</li> <li>後町通り 全線</li> <li>河原通り 全線</li> <li>おたね坂他、高質化舗装を行った区間</li> <li>大清水広場緑地 全体</li> <li>ゆめおーれ広場 全体</li> <li>えちぜん鉄道勝山駅前広場 全体</li> <li>弁天緑地公園 全体</li> <li>中央公園 全体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧城下町の歴史的なまち並みとの調和に配慮し、多くの人が快適に散策できる施設とする。</li> <li>施設に付属する施設は、旧城下町の落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。</li> </ul>
⑪ 平泉寺区域内 の 道路・水路	・区域内の市道・水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>平泉寺区内の歴史的な景観との調和に配慮する。</li> <li>擁壁等は極力自然石の石積みとするなど、改修にあたっては、平泉寺の歴史的な景観に配慮する。</li> <li>道路付属物の工夫などにより、平泉寺らしい落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。</li> </ul>
⑫ かつやま 恐竜の森 (長尾山総合公園)	・全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設は自然環境の保全と自然景観に配慮したものとし、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）としての魅力の向上を図る。</li> </ul>
⑬ 九頭竜川 及び その他の 一級河川	・全川	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホタルや魚類等の生息環境に配慮した護岸整備や親水性の向上に努め、親水空間と緑のネットワークづくりを図る。</li> <li>河川改修にあたっては、豊かな緑や多様な生態系の保全などに配慮する。</li> <li>河川敷内の植生等は適切に管理し、景観の保全を図る。</li> </ul>



写真 7-1.国道 416 号から見る白山方面



写真 7-2.市道 5-21 号線から見るホワイトザウルスと  
福井県立恐竜博物館



写真 7-3.平泉寺区内の道路・

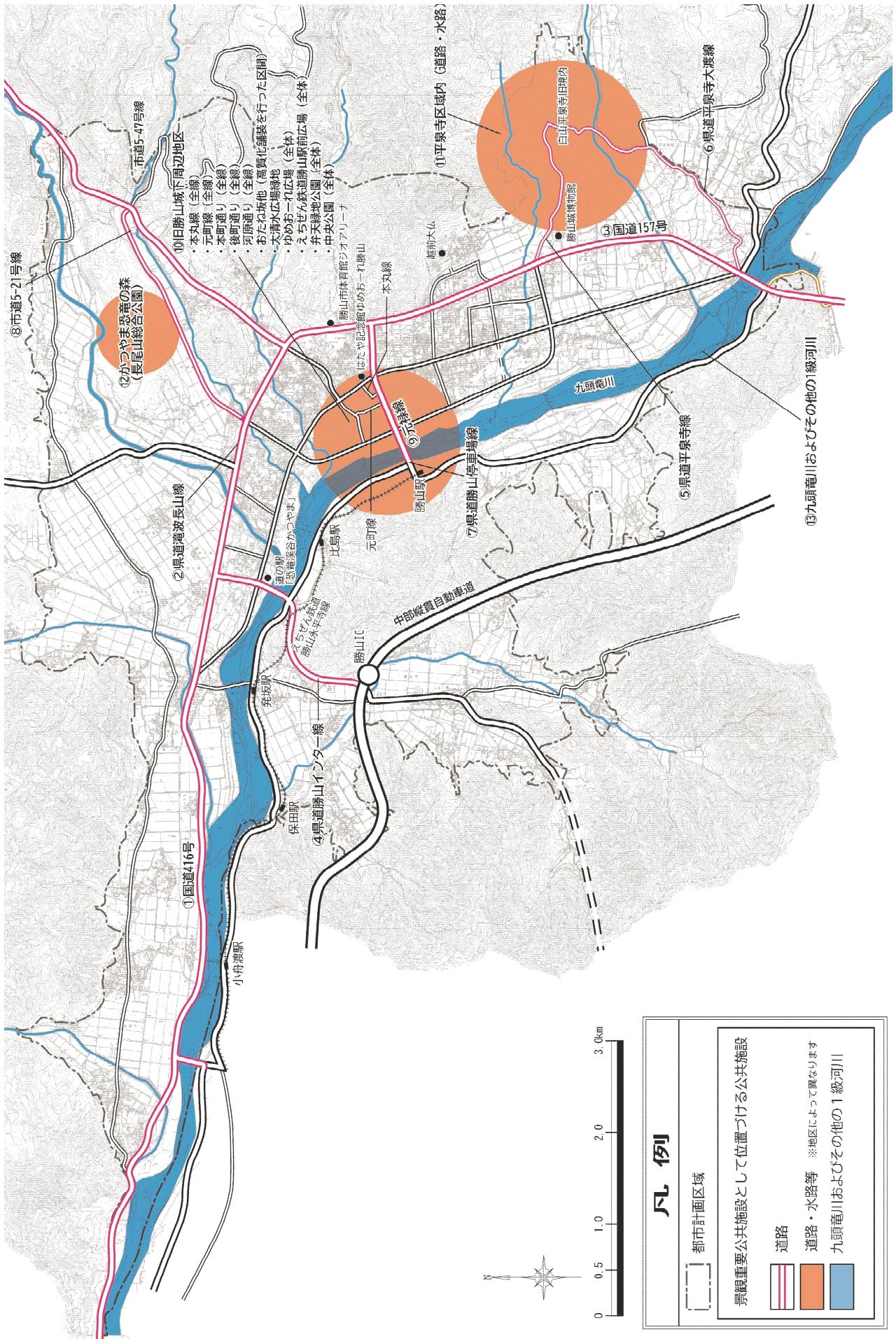


写真 7-4.九頭竜川

## 2. 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、廣告塔、バス停留所、電力機器、その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。

具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。



#### 図 7-1. 景観重要公共施設として位置付ける公共施設

## 第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号ニ関係)

勝山市の美しい眺望景観の一つに、市街地の外縁部に広がる美しい田園集落景観があげられます。(写真8-1～写真8-4)

雄大な山並みを望む眺望景観の前景となる田園・集落・鎮守の森の風景や、河岸段丘の特徴ある地形と融合した石積み、山地に溶け込むように点在する山間集落の風景など、農村地域特有の美しい景観は、人間が自然に働きかけながら永い年月をかけて創り出したもので、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって形成してきた文化的景観と言えます。こうした美しい農業景観を地域資源として位置付け、市民と行政が協働により保全と創出を図ることが求められています。

美しい農業景観の保全と創出に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、景観計画の基本目標と基本方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

### 1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観と調和の取れた良好な営農条件の確保に努めると共に、本計画に定める「基本目標」、「基本方針」、「分類別景観形成方針」に適合したものとします。



写真8-1.荒土町北新在家の麦畑



写真8-2.平泉寺町平泉寺のそば畑



写真8-3.野向町薬師神谷のコスモス畑



写真8-4.荒土町布市の水田

(図2-3 眺望景観⑦)

# 第9章 景観計画の推進に向けての方策

## ～市民と行政が育む協働の景観づくりの推進～

景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであり、勝山市に暮らす人々全てが景観づくりの担い手であることから、景観づくりを進めるにあたっては、市民と行政が協働し、役割を分担して取り組むことが重要です。

行政は、市民、事業者や各種団体と協働して、勝山市の景観づくりを進めるための各種方策に取り組みます。

### ■勝山市景観計画の基本目標

**豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化  
ふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残そう**

### ■実現のための方策

#### 《協働の景観づくり》

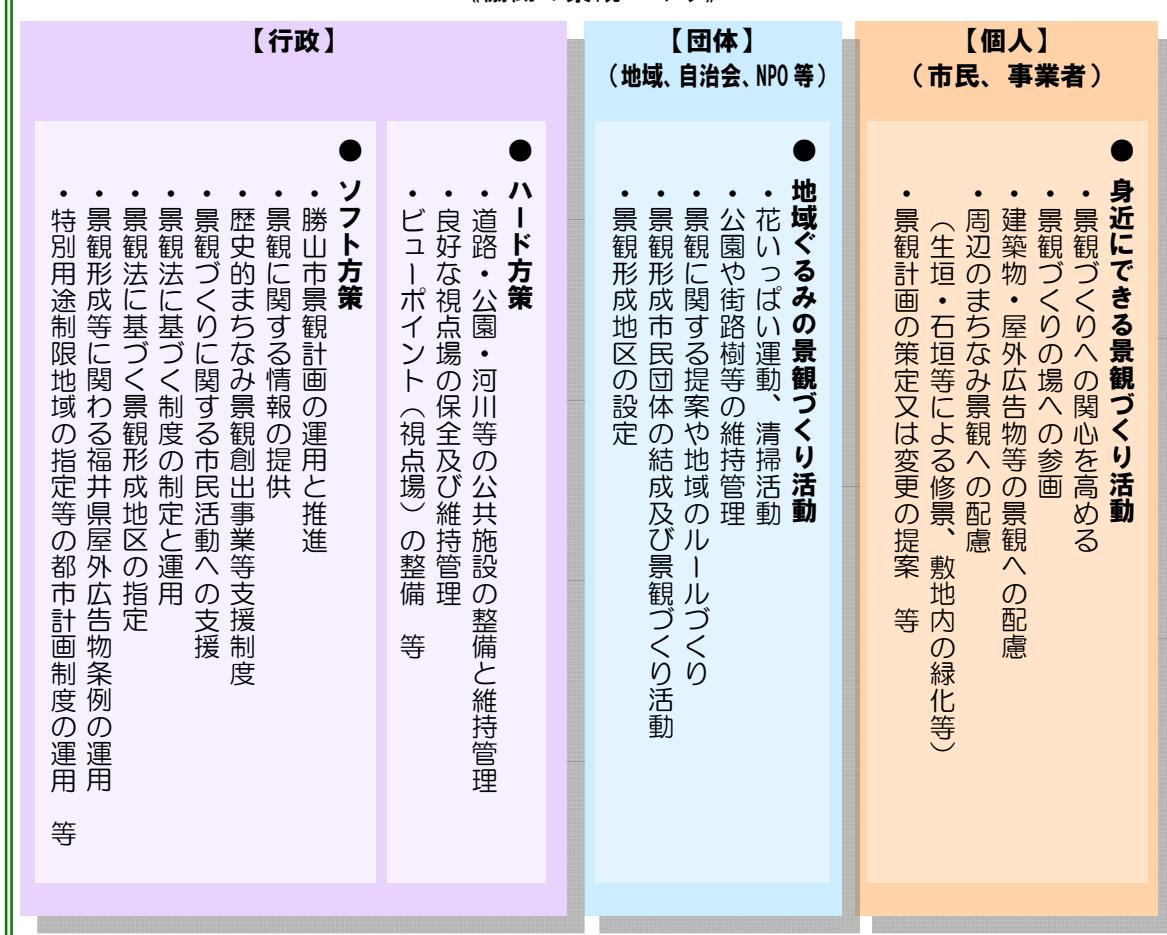


図9-1. 景観形成に向けての体制

## 1. 協働の景観づくりを進める方策

豊かな自然、悠久の歴史と伝統文化に彩られたふるさとの誇り、勝山の美しい原風景を未来に残すためには、行政とともに市民の主体的な取り組みが必要です。

行政は、市民の活動の状況や地域の実情などを把握し、市民が主体的に行う身近にできる景観づくり活動や、地域ぐるみの景観づくり活動に対し、支援を行うなど、市民と協働の景観づくりを進めます。



図9-2. 協働の景観づくりの進め方と支援制度のイメージ

## (1) 景観に関する市民意識の醸成

### ① 景観づくりに関する積極的な情報提供

広報やホームページ、パンフレットなど、多様な手段を通じて、本景観計画の周知を図り、景観に関するシンポジウム等を開催するなど、景観づくりに関する様々な情報を積極的に発信し、景観づくりに関する市民や事業者の関心を高めます。



写真 9-1.図画コンクール



写真 9-2.シンポジウム

### ② 景観づくりへの参加機会の充実

景観ワークショップやジオツアー等、様々な取り組みと連携して、地域への関心を促し、愛着を育む機会、景観づくりに参加する機会の充実を図ります。



写真 9-3.ジオツアーハーの様子



写真 9-4.座談会の様子

### ③ 景観資源情報のデータベース化

地域で市民に親しまれている景観資源は、市民共有の資産であり、主に写真の形でデータを収集し、活用を図ります。



写真 9-5.中央公園で行われている灯りまつり



写真 9-6.休耕地に植えられたコキア

#### ④ ジオパークなどの地域資源を活かした景観学習

勝山市では、小・中学生がジオパーク活動などを通したESD（持続可能な社会づくりの担い手を育むための教育）に積極的に取り組んでいます。特に、ふるさと学習で行われている環境保全活動は、勝山市の景観を保全することにつながっており、今後も、景観の基礎となる地形・地質を学ぶことができるジオパーク活動をはじめ、地域資源を活かしたふるさと学習に協力し、若い世代を含め、多世代での景観づくりを進めます。



写真 9-7.歓見川でのバイカモ保全



写真 9-8.浄土寺川でのゴミ拾い



写真 9-9.池ヶ原湿原のヨシ刈り



写真 9-10.市内学校での景観ワークショップ

#### (2) 景観に関する市民活動の支援

##### ① 景観づくり活動の推進と支援（景観形成市民団体の認定）

景観づくり活動に対する情報提供や技術的支援などを行います。

地域の景観づくりの熟度が深まり、目指すべき方向性やそれに向けた取組みが具現化しつつある地域については、景観形成市民団体となるような支援等を推進します。

（写真は、地域の景観づくり活動事業による取り組みを紹介しています）



写真 9-11.下袋田区(外壁の修景)



写真 9-12.平泉寺区(石積みの確認)

## ② 景観形成市民団体等への支援

景観形成市民団体等の活動に対し、必要な技術的援助やそれに係る経費の一部を助成します。また、「勝山市歴史的まちなみ景観創出事業」をはじめとする身近な地域の景観づくりを支える支援制度の充実を図ります。

景観法に基づく届出の際や、景観形成地区の認定、景観協定の締結、景観重要樹木や景観重要建造物の指定等に向けた活動に対して、技術的支援・情報提供等を行うために、地元の建築家や造園家、樹木医やカラリスト※、コンサルタント等の外部の専門家を派遣する『アドバイザー派遣制度』の創設を検討します。

※カラリスト：配色や色彩の効果などについて研究する専門家



写真 9-13. 平泉寺区 (ゴミステーションの修景)



写真 9-14. 歴史的まちなみ景観創出事業の実績例

## (3) 行政内体制の整備

### ① 行政内の連携による景観まちづくりの推進

市民との景観づくりを進める意識を行政内で共有します。

そのため、公共施設整備等の関係各課で構成する「庁内調整会議」を設け、本市における主要な公共施設の計画・設計内容について、主として景観づくりに係るチェックや調整、情報交換等を推進します。

## 2. 景観づくりに関する各種法制度の活用

---

### (1) その他の景観法に基づく制度

本計画第4章から第8章に定めているもののほか、景観法に基づく制度は以下のとおりです。本景観計画の適正な運用と合わせ、状況に応じこれらの制度の活用も検討します。

#### ① 景観整備機構（景観法第92条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定、景観農業振興地域整備計画の策定が行われた場合など、当該団体の能力などを勘案し、良好な景観形成を担う主体として指定することができます。

#### ② 景観協議会（景観法第15条関係）

景観重要公共施設の整備計画の検討や、一定の区域における良好な景観形成のための基準や方策等を検討する場合において、行政と公共施設管理者、地域で活動を行う景観形成団体などが、協議する場として設置することができます。

#### ③ 景観地区（景観法第61条関係）

良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として、都市計画法及び景観法に規定される都市計画の一つです。

景観地区では建築物の形態意匠の制限内容を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

地区内で建築物の新築・増築などをする場合は、市に計画の認定申請を行う必要があり、市の認定がないと建築行為に着手できないなど、より厳しい制度です。

#### ④ 景観協定（景観法第81条関係）

土地所有者等の全員の合意のもとに一定の区域を定めて締結される協定で、地域の実情を踏まえながら、地域住民による主体的な検討を促し、積極的な活用を進めることができます。

#### ⑤ 景観づくりに関する提案制度（景観法第11条）

##### （住民等による景観計画に対する提案制度）

土地の所有者等又はまちづくりNPO等が、景観法に基づき、市に対して、景観計画の変更を提案することができます。

### (2) 良好な景観形成に関連する各種制度

景観法に限らず、建築物等の形態・意匠の制限や土地の利用などについて規制・誘導するための主な手法として、次ページ表9-1のような制度が整備されています。

地域の特徴や景観特性などに応じながら、これらの制度を適正に活用して行きます。

表9-1. 良好的な景観形成に関する各種制度

制度の名称 (根拠法令)	規制・誘導の対象とすることができる行為の内容																	
	建築物										敷地		工作物	屋外広告物	自然景観・自然環境	土地		
	用途	建ぺい率	容積率	最低又は最高の高さ	建築面積の最低限度	壁面の位置	形態・意匠	色彩	歴史的建造物の保存	最低敷地規模	緑化	垣・柵等				開発行為	土地の形質の変更	木竹の伐採等
秩序ある利用への誘導	* 景観計画 (景観法)			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	用途地域 特別用途地区 特定用途制限地域 (都市計画法、建築基準法)	○	○	○	○ 一部	○ 一部				○ 一部			○					
	開発許可制度 (都市計画法)	○									○					○	○	
	農用地区域 (農振法(略))	○ 建築														○	○	
まちなみ景観と形成	地区計画 (都市計画法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	建築協定 (建築基準法)	○			○	○	○	○		○	○							
	緑地協定 (都市緑地法)										○	○						
	福井県屋外広告物条例 (屋外広告物法)												○					
自然景観の保全	風致地区 (都市計画法)		○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
	国定公園 (自然公園法)							○					○	○	○	○	○	
	林地開発 許可制度 保安林制度 (森林法)															○	○	
	史跡、名勝、天然記念物 (文化財保護法)						○		○			○	○	○	○	○	○	
歴史景観の保全	文化的景観 (文化財保護法)										○	○	○	○	○	○	○	
	登録文化財 制度 (文化財保護法)								○									

\*は本市において既に活用されている制度

## 参考資料

---

- 行為の制限(景観形成基準)における指導指針に示した色彩の色見本 参-1
- 各種制度の解説 参-4
- 先人たちが詠んだ勝山の景観 参-8
- 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのジオサイト 参-10
- 勝山市の文化財 参-12
- 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業 参-15
- 勝山市景観計画改定の経緯 参-19
- 勝山市景観審議会委員名簿 参-19

○ 行為の制限（景観形成基準）P56、58における指導指針に示した色彩の色見本

※印刷に付き、実際の色とは異なります。

JIS標準色票 光沢版【第8版（JIS Z 8721 準拠）】を基に作成

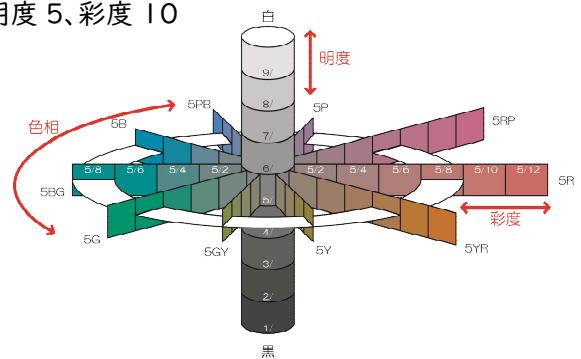
日本規格協会 JIS 色票委員会

監修／発行：（財）日本規格協会／製作：（財）日本色彩研究所

<マンセル値・色彩の三属性について>

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
- ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
- ・マンセル値 5G 5/10（ご・じー ごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10

ご・じー	ご・の	じゅう
<b>5 G</b>	<b>5 / 10</b>	
色相	明度	彩度



色相

彩度 /1 /2 /3 /4 /6 /8 /10 /12 /14

明度

↑明度

色相 2.5Rの場合、彩度 6 以下の色彩（勝山市内で使用できる色彩）の範囲は黒枠の中の色彩です。

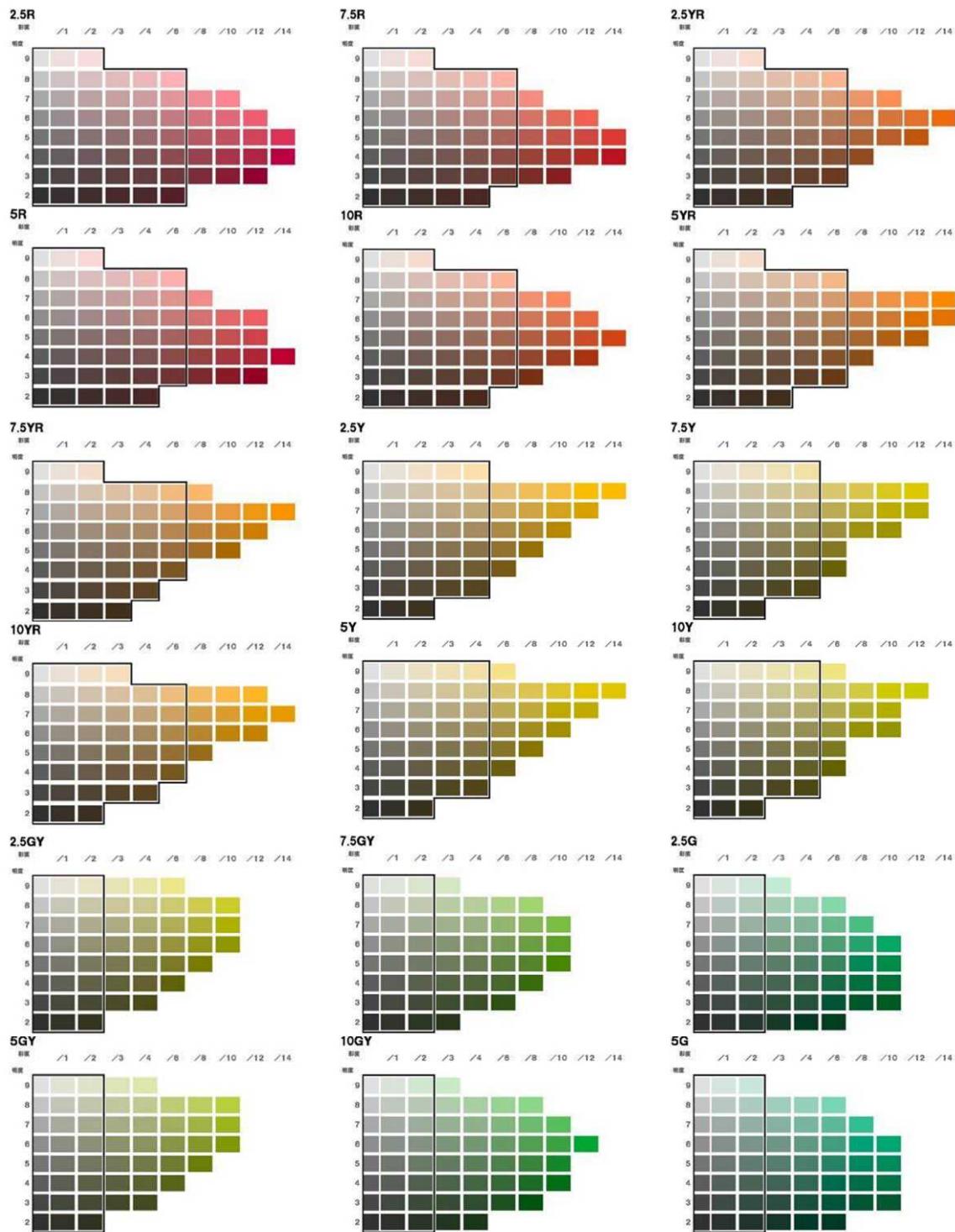
5R 彩度 /1 /2 /3 /4 /6 /8 /10 /12 /14

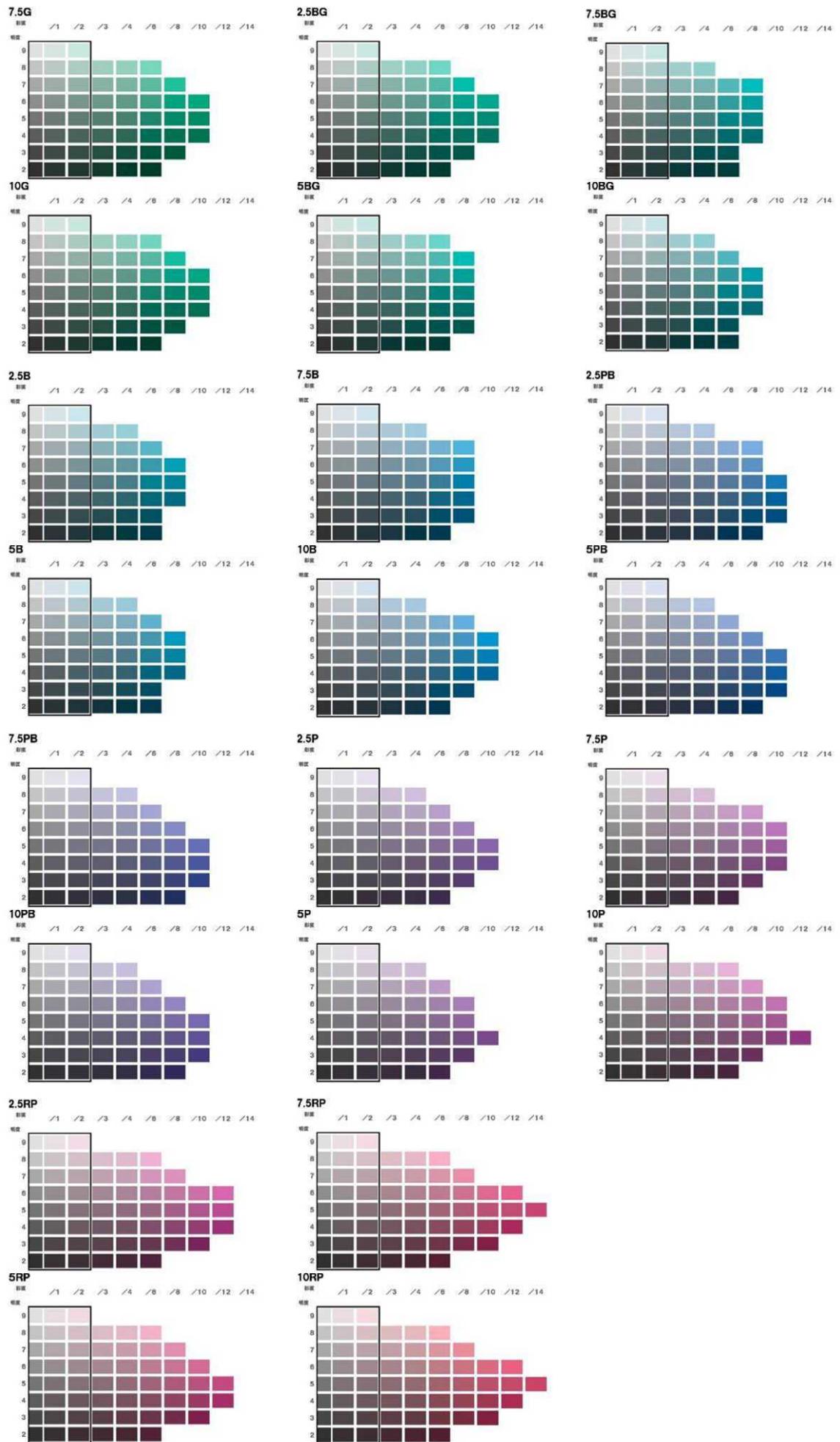
明度

勝山市景観計画区域内（市全体）の大規模建築物等の色彩基準は以下の通りです。（明度の指定はありません。）

それぞれの色相ごとに、黒枠内の色彩について、外壁等に使用することができます。

色相	彩度
R（赤）、YR（橙）系	6 以下
Y（黄色）系	4 以下
その他	2 以下
GY（黄緑）・G（緑）・BG（青緑）・B（青）・PB（紫青）・P（紫）・RP（赤紫）	





## ○ 各種制度の解説

### ① 用途地域（都市計画法第8条・建築基準法第48条）

市街地における土地利用の整序を目的として定められる地域地区制度で、土地利用に関わる都市計画の最も基本となる制度です。

12種類の用途地域があり、それぞれの地域ごとに、建築することができる建築物又は建築してはならない建築物の用途、建ぺい率や容積率が定められています。また、用途地域の種類によっては、建築物の最高の高さや壁面の位置が指定されています。

また、用途地域が定められている地域については、特別用途地区、用途地域が定められていない地域については、特定用途制限地域といった上乗せ制度があります。用途の制限のほか、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して制限することができます。

特別用途地区	・地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護など、特別の目的の実現を図るために、用途地域を補完して定める制度です。
特定用途制限地域	・用途地域外における良好な環境の維持・形成を図るため、特定の建築物の用途を制限する制度です。

### ② 開発許可制度（都市計画法第29条）

無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るため、宅地に必要な公共施設の整備を義務付けるなど、周辺の環境に配慮し、一定の水準が確保された宅地造成などの開発行為を誘導する制度です。

開発許可を受けた区域内においては、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築すること及び、改築又は用途変更により予定建築物等以外とすることは不可能とされており、土地の転売などに伴う問題が生じないような仕組みとなっています。

### ③ 農業振興地域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条）

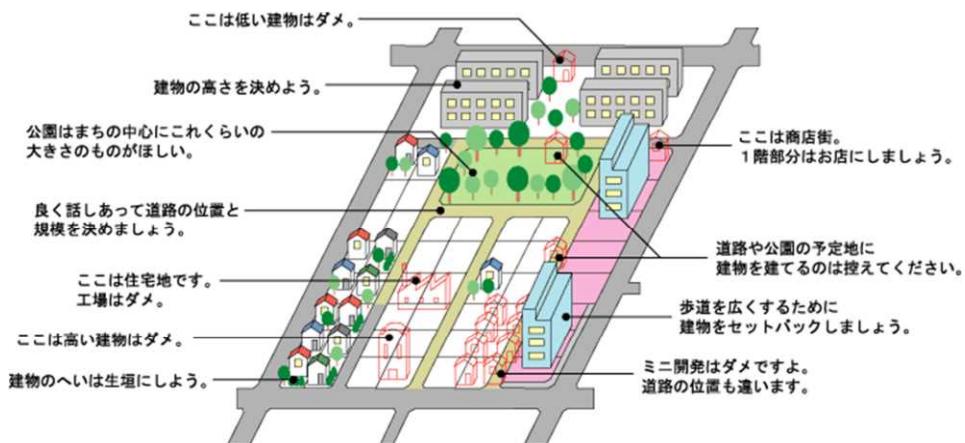
知事が指定する「農業振興地域」において、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていくとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。

農用地区域内の農地を農地以外のものに利用する場合は、農用地区域からその土地を除外した上で、農地法による転用許可を受ける必要があります。

#### ④ 地区計画（都市計画法第12条の5）

地区計画は、一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するためには指定する地区であり、建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限や、道路や公園などの公共施設などの配置を一体として定めることができます。

地区計画は、市民に密着した身近なまちづくり手法の一つであり、その目標や基準などについては、地区内の市民と一緒に定めていきます。



地区計画の活用イメージ(出典:国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課ホームページ)

#### ⑤ 建築協定（建築基準法第69条）

建築物を建築する場合には、建築基準法などで、用途、構造などいろいろな基準が定められていますが、それは一律の基準であり、地域に応じた住みよい環境づくり、個性あるまちづくりをするためには、必ずしも十分とは言えません。

そこで、地域の住民が話し合い、全員の同意のもとに建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。

建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市長の許可が必要です。開発者が1人で協定を結ぶ「1人協定」という制度もあります。



住宅地における建築協定の活用イメージ  
(出典:福井県 都市計画課ホームページ)

#### ⑥ 緑地協定（都市緑地法第45条）

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市長の許可を受けたものをいいます。

一定の手続に基づいて協定が締結された後においては、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶことになります。



自主ルールにより緑化された住宅地の例

(福井市)

## ⑦ 福井県屋外広告物条例（屋外広告物法）

屋外広告物とは、広告板や広告塔、壁面や屋上広告、電柱広告など、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいいます。

福井県では、大野市を除く県内全ての市町を対象とした屋外広告物条例を制定しており、禁止物件や禁止広告物、禁止地域などを定めています。

広告物を表示（設置）しようとする場合には、市長の許可を受ける必要があります。

屋外広告物に関する規制は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的としています。

## ⑧ 風致地区（都市計画法第8条）

良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めます。

地区内においては、建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為についての基準が定められます。

## ⑨ 国定公園（自然公園法）

国立公園・国定公園は、日本を代表する風景地及びそれに準じた地域で、いずれも環境省が指定したものです。

特別保護地区、特別地域、普通地域に区分され、それぞれの地域ごとに一定の行為の禁止、制限が行われており、建物を建てたり、土地造成などを行う場合には、県知事の許可もしくは届出が必要です。

## ⑩ 林地開発許可制度（森林法）

森林の資源や機能を保全し、健全で豊かな森林をつくることを目的とするもので、伐採しようとする森林が地域森林計画対象民有林に指定されている場合、市に対し伐採届を提出する必要があります（勝山市の場合は、国有林以外のすべての森林で保安林を除く民有林）。また、森林を伐採し、住宅、畠、駐車場、資材置場等にする行為面積が1haを超える場合は林地開発行為となり、県への許可申請が必要になり、行為面積が、0.1ha以上1.0ha以下の場合は、県へ協議書を提出する必要があります。

## ⑪ 保安林制度（森林法）

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、森林の持つ保安機能を維持増進するための制度であり、勝山市では、各地区にわたりて5,469haが指定されている。

保安林に指定された区域では、面積にかかわらず、森林の伐採や土地の形質を変えようとする場合は、県の許可が必要となります。

## ⑫ 史跡、名勝、天然記念物（文化財保護法）

動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域などで、学術上価値の高いものについて国又は地方自治体が指定します。このうち、特に重要なものは特別天然記念物に指定されます。

国の天然記念物に指定されたものは、荒らされたり、傷つけられたりすることがないよう、文化庁長官の許可がなければ採集や樹木の伐採を行うことができません。

⑬ 文化的景観、重要文化的景観（文化財保護法）

文化的景観とは、景観法の制定に合わせて、文化財保護法の改定により設けられた制度で、地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観を文化財として位置付ける制度です。

景観計画区域や景観地区内にある文化的景観のうち、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として文部科学大臣が選定します。

⑭ 登録文化財制度（文化財保護法）

文化財として指定するものには、有形・無形・民俗文化財、記念物、伝統的建造物群があり、勝山市内においても、えちぜん鉄道勝山駅本屋、えちぜん鉄道勝山駅ホーム待合所、深谷家住宅洋館、旧料亭花月楼、料亭板甚蔵座敷など、数多くの文化財が指定されています。



登録文化財は、平成 8 年の文化財保護法の改正により新たに設けられた制度で、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」などについて登録することができます。

指定文化財とは異なり、外観を大きく変えなければ内部を改装・改造することもできるなど、文化財の自由な活用を前提とした緩やかな保護のシステムと言えます

登録された文化財に配布されるプレート

## ○ 先人たちが詠んだ勝山の景観

江戸時代の人々は、日本各地で10世紀に中国の王朝で選ばれた「瀟湘八景」を倣い、地域の名所を選び、絵画の題材としたり、詩歌を詠み、地域特有の景観を楽しみました。最近では、地域住民の愛着を高めるためや、観光客への名所紹介のためにも選定されており、八景以外にも、十景や十二景など広がりを見せています。

### <江戸時代>

小笠原家の菩提寺である開善寺から、勝山城主であった小笠原長教が詠んだ「勝山十二景」の詩歌が見つかっています。



ながのり  
小笠原長教が詠った勝山十二景の木額(市指定文化財)

### <幕末から明治の初め>

下記のような勝山八景が選ばれ、大野郡誌に掲載されています。

表参1.「勝山八景」一覧

	勝山八景	説明
1	師山の秋月	大師山の秋の月
2	菩提林の夜雨	平泉寺白山神社に通じる菩提林の夜の雨
3	龍川の垂釣	九頭竜川の鮎漁で互いに獲物を競う様子
4	三角の螢火	まちから片瀬にいたる途中の野原に螢が飛び交う景色
5	鶴峯の残雪	越前甲(大日山)の残雪にみられる鶴に似た雪形
6	義宣寺の晩鐘	老杉に囲まれた境内から漏れる、風情のある鐘の音
7	庚申野の春色	庚申野とは、沢町付近の田地の春の景色
8	鵜の嶋の渡	九頭竜川の渡し船の風景

## <平成>

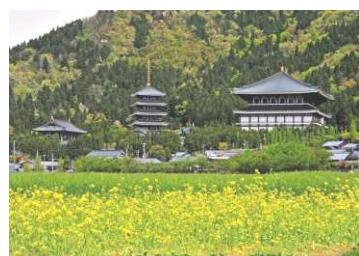
勝山市は、平成7年(1995)3月策定の「まちづくり景観条例」と合わせて、一般公募による平成勝山十景を選定し公表しました。

表参2.「平成勝山十景」一覧

	平成勝山十景	説明
1	平泉寺	白山信仰の中心として栄えたまち
2	越前大仏・五重の塔	昭和62年(1987)5月、開眼落慶
3	弁天桜	福井県でも指折りの桜の名所
4	加越国境と白山	ミズバショウの群生地で白山を眺望することができる
5	九頭竜川	県内最大の河川で鮎の漁場としても著名
6	法恩寺山リゾートからの眺望	九頭竜川に沿って勝山市のほぼ全景を眺めることができる
7	勝山左義長	春を呼ぶ奇祭、五穀豊穰と鎮火を祈願するまつり
8	越前甲(大日山)	武将が用いた兜に似ている
9	岩屋の大杉	福井県最大の巨木であり、そのすごさに圧倒される
10	弁ヶ滝と紅葉	秋の紅葉の頃が素晴らしい



平泉寺白山神社



越前大仏・五重の塔



弁天桜



加越国境(大長山)と白山



九頭竜川



法恩寺山リゾートからの眺望



勝山左義長 どんど焼き



越前甲(大日山)



岩屋の大杉



弁ヶ滝

## ○ 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのジオサイト

参考表 3. 恐竜渓谷ふくい勝山ジオパークのジオサイト一覧

番号	サイト名	名 称
1	ジオサイト※1	恐竜化石発掘地
2	ジオサイト	福井県立恐竜博物館
3	ジオサイト	不動滝（手取層群露頭）
4	ジオサイト	足羽層群大道谷層露頭
5	ジオサイト	皿川の片麻岩露頭
6	ジオサイト	堀名銀山跡
7	ジオサイト	松ヶ崎の赤岩
8	ジオサイト	岩屋の胎内くぐり岩（面谷流紋岩の岩塊）
9	ジオサイト	下荒井の九頭竜川河床
10	ジオサイト	大鷲滝（糸生累層露頭）
11	ジオサイト	八反滝（大日火山溶岩露頭）
12	ジオサイト	牛ヶ谷の植物化石産出地（牛ヶ谷層露頭）
13	ジオサイト	夫婦滝
14	ジオサイト	芳野ヶ原溶岩台地
15	ジオサイト	弁ヶ滝
16	ジオサイト	御堂之滝
17	ジオサイト	釣鐘岩
18	ジオサイト	浄土寺川ダム周辺の法恩寺火山・経ヶ岳火山噴出物
19	ジオサイト	神谷の滝
20	ジオサイト	越前甲（大日山火山）
21	ジオサイト	タラタラ山の湧水
22	ジオサイト	カクマ石採石場跡地
23	ジオサイト	保月山
24	ジオサイト	大矢谷白山神社の巨大岩塊
25	ジオサイト	弁財天川河床岩塊
26	ジオサイト	赤尾の流れ山群
27	ジオサイト	壁倉の侵食崖（樫ヶ壁）
28	ジオサイト	河岸段丘（七里壁）
29	ジオサイト	大清水
30	ジオサイト	神谷の水

番号	サイト名	名称
31	ジオサイト	高尾岳の雪崩痕
32	ジオサイト	大滝
33	ジオサイト・文化サイト <sup>※2</sup>	堀名石灰山
34	ジオサイト・文化サイト	細野口鉱山跡
35	ジオサイト・文化サイト	村岡山と村岡山城跡
36	ジオサイト・文化サイト	三室山と三室遺跡
37	ジオサイト・文化サイト	雄岩・雌岩と享保大洪水供養碑
38	ジオサイト・文化サイト	横倉の雪崩供養碑
39	ジオサイト・自然サイト <sup>※3</sup>	池ヶ原湿原と地すべり地形
40	自然サイト	谷のブナ林
41	自然サイト	温川のバイカモ
42	自然サイト	北谷町のミチノクフクジュソウ群生地
43	自然サイト	バンビラインのカタクリ群落
44	自然サイト	岩屋の大杉
45	自然サイト	取立山火山のミズバショウ群生地
46	自然サイト	西光寺の大杉
47	自然サイト・文化サイト	西光寺城跡
48	自然サイト・文化サイト	伊良神社（谷城跡）とケヤキ群落
49	自然サイト	赤尾のため池群
50	文化サイト	はたや記念館ゆめお一れ勝山
51	文化サイト	弁天堤防と弁天桜
52	文化サイト	野津又城跡
53	文化サイト	北谷町小原集落の古民家群
54	文化サイト	壇ヶ城
55	自然サイト・文化サイト	白山平泉寺旧境内と社叢林
56	ビューポイント	白山と九頭竜川の風景
57	文化財	国・県・市指定文化財 (勝山市文化財補助金の対象となる事業を除く)

※1 ジオサイト:地質・地形として価値があるもの

※2 自然サイト:ジオサイト以外の自然で価値があるもの

※3 文化サイト:歴史・民族・信仰・建築などとして価値があるもの

## ○ 勝山市の文化財

参考表 4. 勝山市の文化財一覧

区分	番号	分類	種別	名 称	指定年月日	所 在 地
国指定	1	有形文化財	建 造 物	木下家住宅付普請関係文書六点	H22.6.29	北郷町伊知地 5-3
	2	記 念 物	史 跡	白山平泉寺旧境内 (旧白山平泉寺城趾)	H9.3.10 (S10.8.27)	平泉寺町平泉寺
	3	//	名 勝	旧玄成院庭園	S5.10.3	平泉寺町平泉寺
	4	//	天然記念物	アラレガコ生息地	S10.6.7	九頭竜川(勝山市)
	5	//	//	勝山恐竜化石群及び産地	H29.2.9	村岡町、北谷町
国登録	1	有形文化財	建 造 物	えちぜん鉄道勝山駅本屋	H16.2.17	遅羽町比島 25-11
	2	//	//	えちぜん鉄道勝山駅 ホーム待合所	H16.2.17	遅羽町比島 25-11
	3	//	//	深谷家住宅洋館	H23.7.25	元町 1 丁目 9-45
	4	//	//	旧料亭花月楼(中村家住宅主屋)	H23.7.25	本町 2 丁目 6-21
	5	//	//	料亭板甚蔵座敷	H23.7.25	本町 2 丁目 5-13
	6	//	//	北谷道具博物館(旧北谷郵便)	H31.3.29	北谷町谷87字中手外 地 7-1
	7	//	//	谷集会場	H31.3.29	北谷町谷87字中手外 地 6
県指定	1	有形文化財	彫 刻	銅造阿弥陀如来坐像	S52.6.17	平泉寺町 平泉寺 56-66
	2	//	//	銅造地蔵菩薩立像	S52.6.17	平泉寺町 平泉寺 56-66
	3	//	//	木造聖観音菩薩立像	H29.3.31	平泉寺町 平泉寺 64-57
	4	記 念 物	史 跡	三室遺跡(縄文時代)	S28.3.19	遅羽町傍崎
	5	民俗文化財	無 形	勝山左義長	H20.2.22	市内 13 区
	6	記 念 物	名 勝	平野氏庭園	H28.3.25	野向町深谷 26-28
市指定	1	有形文化財	建 造 物	旧成器堂講堂	S41.10.26	元町 1 丁目 19-24
	2	//	//	旧成器堂門	S47.4.21	郡町 2 丁目 5-20
	3	//	//	旧成器堂土蔵	S47.4.21	郡町 2 丁目 5-20
	4	//	//	旧成器堂演武寮	S47.4.21	荒土町布市
	5	//	//	旧備荒倉	S47.4.21	平泉寺町平泉寺 115-1
	6	//	//	左義長櫓	H7.1.17	上袋田区、上長渕区、 下長渕区
	7	//	//	はたや記念館ゆめおーれ勝山	H18.12.4	昭和町 1 丁目
	8	//	//	比良野家離れ座敷	H21.9.2	野向町竜谷 51-24
		//	//	比良野家長屋門	H21.9.2	野向町竜谷 51-24
	9	//	絵 画	平泉寺の絵馬十六枚	S54.4.5	平泉寺町 平泉寺 56-63(平泉寺白山神 社)
	10	//	//	紙本淡彩 小笠原貞信拾得図	H3.1.8	野向町竜谷 51-24
	11	//	彫 刻	石像 不動明王像	S47.4.21	北谷町谷 168 大西谷 7
	12	//	//	木造如意輪觀音菩薩坐像	H3.1.18	沢町 2 丁目(光明院)
	13	//	//	銅造 旧成器堂講堂孔子像	H3.1.18	元町 1 丁目 5-6
	14	//	工 芸 品	毘沙門の金燈籠	S50.10.15	本町 2 丁目 96 字 20 (毘沙門境内)
	15	//	//	小笠原長守雅印	H3.1.18	元町 1 丁目 17-8
	16	//	書 跡	連歌懐紙	S60.5.7	元町 1 丁目 10-37
	17	//	//	藩侯藩士等書跡屏風	S60.5.7	元町 1 丁目 10-37

区分	番号	分類	種別	名 称	指定年月日	所 在 地
市 指 定	18	有形文化財	書 跡	小笠原貞信徒然草残簡	S60.5.7	元町 1 丁目 5-6
	19	//	//	小笠原長教勝山十二景木額	S60.5.7	元町 1 丁目 5-6
	20	//	//	紙本墨書 小笠原貞信七言古詩	H3.1.18	野向町竜谷 51-24
	21	//	//	小笠原貞信和歌短冊	H3.1.18	本町 2 丁目 2-24
	22	//	古 文 書	斎藤甚右衛門家文書1括	S54.4.5	北谷町河合 20-21
	23	//	//	小笠原一玄書状	S60.5.7	元町 1 丁目 10-37
	24	//	//	小笠原貞信・信辰寄進状	S60.5.7	元町 2 丁目 1-13
	25	//	//	野木加右衛門書状	H3.1.18	沢町 1 丁目 4-29
	26	//	//	元禄時代勝山町図	H26.7.10	
	27	//	//	松平光寄進状、松平直基安堵状、 松平成政安堵状	H31.2.7	
	28	//	考 古 資 料	御物石器	S47.4.21	元町 1 丁目 5-6
	29	//	//	押型文尖底深鉢形土器	S54.4.5	元町 1 丁目 5-6
	30	//	//	深鉢型土器	S54.4.5	元町 1 丁目 5-6
	31	//	//	槍先形尖頭器	H3.1.18	元町 1 丁目 5-6
	32	//	歴 史 資 料	備荒倉扁額二面	S47.4.21	滝波町 3 丁目 1103 平泉寺町平泉寺 115-1
	33	//	//	小笠原礼法版木	S50.10.15	永平寺町せせらぎ 201-1
	34	//	//	勝山製糸場扁額	S54.4.5	元町 1 丁目 9-5
	35	//	//	成器堂扁額	S54.4.5	元町 3 丁目 10-38
	36	//	//	新建成器堂記扁額	S54.4.5	昭和町 1 丁目 6-81
	37	//	//	比良野帰雲坊の蔵書と遺品	S60.5.7	野向町竜谷 51-24
	38	//	//	旧中尾発電所第 1 号発電機	H7.1.17	昭和町 1 丁目
	39	//	書 画	歴代藩侯書画	S60.5.7	元町 1 丁目 10-37
	40	民俗文化財	有 形	無尽さん	S47.4.21	野向町北野津又 142 字 1-1
	41	//	//	いざり機・バッタン機	S50.10.15	元町 1 丁目 9
	42	//	//	糸繰り機	S63.2.10	元町 1 丁目 1-1
	43	//	//	(1)絹紋倫子織物 (2)KK クレープ (3)人絹生機織物見本帳 (4)絹紬紋付羽織 男物 (5)絹紬衿着物(上羽織) (6)絹紬衿着物(ハ掛けづき) (7)絹金紗長襦袢 (8)絹柄織茶羽織	S56.4.7	元町 1 丁目 9 元町 1 丁目 9 元町 1 丁目 9 栄町 3 丁目 4-5 元町 1 丁目 9 旭町 2 丁目 1-16 旭町 2 丁目 1-16 元町 1 丁目 9
	44	//	無 形	長柄節		
	45	//	//	滝波のお面さん祭り		村岡町滝波
	46	//	//	谷のお面さん祭り		北谷町谷
	47	//	//	観音さまのおすすめ		遅羽町北山
	48	//	//	走りやんこ		
	49	記 念 物	旧 跡	(1)小舟渡 (2)比島の渡 (3)鵜の島渡 (4)笞の渡	S41.10.26	北郷町森川地籍 遅羽町比島～村岡町滝 波地籍 遅羽町比島～本町地籍 平泉寺町大渡～遅羽町 下荒井地籍
	50	//	史 跡	泰澄母の墓所石塔五基		下毛屋 8-3
	51	//	//	柴田監物墓		北谷町河合
	52	//	//	小笠原家累代廟所		沢町 1 丁目 2-3(開善 寺境内)
	53	//	//	平泉寺墓地		平泉寺町平泉寺 157 字 9

区分	番号	分類	種別	名 称	指定年月日	所 在 地
市 指 定	54	記念物	史 跡	谷の石畳道	S50.10.15	市道4-11号線内
	55	//	//	紅梅塚・桜塚	S50.10.15	野向町竜谷65-10
	56	//	//	伊知地古戦場	S56.4.7	畠ヶ塚 北郷町伊知地43 鶯ヶ岳山頂 伊知地93
	57	//	//	村岡山城跡	H31.2.7	村岡町寺尾
	58	//	//	旧勝山城下域の七里壁	R3.4.13	勝山市栄町3丁目～ 元町2丁目
	59	//	名 勝	龍谷公園	S54.4.5	野向町竜谷48-20 21, 45, 46, 47
	60	//	天然記念物	西光寺の大杉	S41.10.26	鹿谷町西光寺18-1 (白山神社)
	61	//	//	岩屋の大杉	S41.10.26	北郷町岩屋(岩屋観音 堂境内)
	62	//	//	法恩寺のねまり杉	S50.10.15	勝山市170字奥山1-38
	63	//	//	薬師の大いちょう	S54.4.5	野向町薬師神谷48-1 (白山神社)
	64	//	//	化石トリゴニオイデス等包含層	S57.7.5	北谷町杉山川 中野俣52字～杉山13字
	65	//	//	片瀬の大杉	S63.2.10	片瀬17-6
	66	//	//	伊良神社のケヤキの群生	S63.2.10	北谷町谷87-2
	67	//	//	ミチノクフクジュソウ自生地	H3.1.18	北谷町木根橋18-4-1 15-1-1, 3, 4 18-3-1

○ 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業

表参 4. 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業 実績一覧

平成18年度～令和3年度

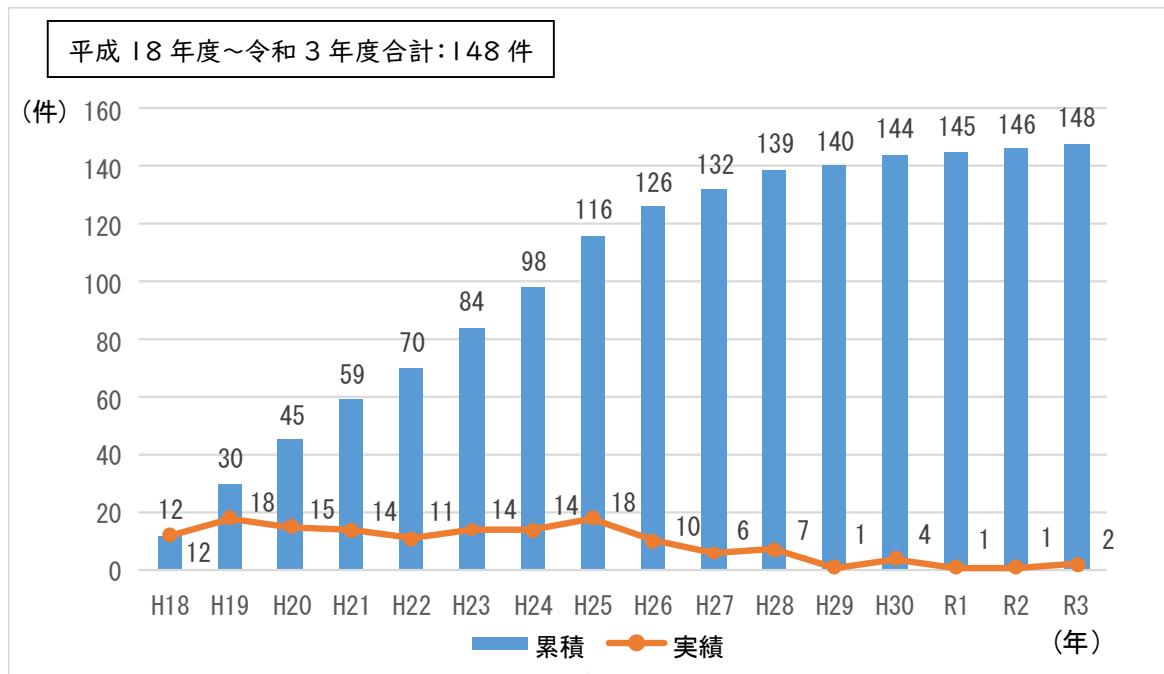
番号	交付年度	所在地	種別
1	H18	本町1丁目	石積みの修景
2	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
3	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
4	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
5	〃	沢町1丁目	塀の修景
6	〃	本町1丁目	歴史的建造物の改修
7	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
8	〃	元町1丁目	一般建築物の修景(新築)
9	〃	本町3丁目	○推 歴史的建造物の改修
10	〃	本町3丁目	○推 外部土間の修景
11	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
12	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
13	H19	本町2丁目	伝統的民家の改修
14	〃	本町2丁目	一般建築物の修景
15	〃	本町2丁目	一般建築物の修景
16	〃	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景(新築)
17	〃	本町2丁目	歴史的建造物の改修
18	〃	本町2丁目	伝統的民家の改修
19	〃	本町3丁目	○推 一般建築物の修景
20	〃	本町1丁目	土蔵の改修
21	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
22	〃	本町2丁目	○推 伝統的民家の改修
23	〃	本町2丁目	一般建築物の修景
24	〃	元町1丁目	外部土間の修景
25	〃	本町2丁目	○推 一般建築物の修景
26	〃	本町2丁目	○推 外部土間の修景
27	〃	本町2丁目	○推 屋外広告物の修景
28	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
29	〃	本町1丁目	○推 伝統的民家の改修
30	〃	本町4丁目	門・塀の修景
31	H20	本町2丁目	○推 土蔵の改修
32	〃	本町4丁目	一般建築物の修景
33	〃	本町2丁目	○推 外部土間の修景
34	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
35	〃	本町1丁目	外部土間の修景
36	〃	本町1丁目	一般建築物の修景
37	〃	平泉寺町平泉寺	○推 門・塀の修景
38	〃	沢町1丁目	土蔵の改修
39	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
40	〃	本町2丁目	○推 外部土間の修景
41	〃	本町2丁目	伝統的民家の改修

番号	交付年度	所在地	種別
42	H20	本町3丁目	○推 伝統的民家の改修
43	〃	本町1丁目	○推 伝統的民家の改修
44	〃	本町1丁目	○推 伝統的民家の改修
45	〃	本町3丁目	○推 伝統的民家の改修
46	H21	本町2丁目	○推 伝統的民家の改修
47	〃	本町4丁目	屋外広告物の修景
48	〃	本町2丁目	○推 伝統的民家の改修
49	〃	本町2丁目	○推 外部土間の修景
50	〃	元町2丁目	一般建築物の修景
51	〃	本町2丁目	○推 一般建築物の修景
52	〃	平泉寺町平泉寺	○推 歴史的建造物の改修
53	〃	元町1丁目	伝統的民家の改修
54	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的建造物の改修
55	〃	本町2丁目	○推 一般建築物の修景
56	〃	本町1丁目	○推 一般建築物の修景(新築)
57	〃	本町4丁目	○推 一般建築物の修景
58	〃	本町2丁目	○推 一般建築物の修景
59	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
60	H22	平泉寺町平泉寺	○推 歴史的建造物の改修
61	〃	荒土町細野口	伝統的民家の改修
62	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
63	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的建造物の改修
64	〃	元町1丁目	塀の修景
65	〃	荒土町堀名中清水	伝統的民家の改修
66	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
67	〃	本町1丁目	○推 塀の修景(新設)
68	〃	元町2丁目	歴史的建造物の改修
69	〃	沢町1丁目	伝統的民家の改修
70	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
71	H23	鹿谷町保田	伝統的民家の改修
72	〃	昭和町1丁目	伝統的民家の改修
73	〃	元町1丁目	伝統的民家の改修
74	〃	平泉寺町平泉寺	○推 歴史的建造物の改修
75	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
76	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
77	〃	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景
78	〃	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
79	〃	滝波町3丁目	伝統的民家の改修
80	〃	荒土町細野口	伝統的民家の改修
81	〃	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景(新設)
82	〃	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
83	〃	野向町北野津又	伝統的民家・土蔵の改修
84	〃	栄町2丁目	伝統的民家の改修

番号	交付年度	所在 地	種 別
85	H24	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
86	//	遅羽町蓬生	伝統的民家の改修
87	//	遅羽町嵯崎	土蔵の改修
88	//	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景(新築)
89	//	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
90	//	北市	土蔵の改修
91	//	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
92	//	平泉寺町平泉寺	○推 歴史的建造物の改修
93	//	本町 3 丁目	○推 一般建築物の修景
94	//	猪野口	伝統的民家の改修
95	//	荒土町別所	塀の修景
96	//	立川 1 丁目	一般建築物の修景
97	//	野向町龍谷	土蔵の改修
98	//	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景
99	H25	毛屋町	伝統的民家の改修
100	//	本町 4 丁目	○推 伝統的民家の改修
101	//	本町 2 丁目	歴史的建造物の改修
102	//	荒土町布市	土蔵の改修
103	//	平泉寺町平泉寺	○推 歴史的建造物の改修
104	//	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
105	//	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
106	//	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
107	//	猪野	土蔵の改修
108	//	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
109	//	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景(新築)
110	//	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
111	//	平泉寺町平泉寺	○推 伝統的民家の改修
112	//	荒土町細野口	伝統的民家の改修
113	//	元町 3 丁目	伝統的民家の改修
114	//	芳野町 2 丁目	○推 一般建築物の修景
115	//	本町 2 丁目	○推 一般建築物の修景
116	//	本町 2 丁目	伝統的民家の改修
117	H26	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景
118	//	元町 1 丁目	一般建築物の修景
119	//	元町 1 丁目	一般建築物の修景
120	//	荒土町布市	土蔵の改修
121	//	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景
122	//	北郷町森川	土蔵の改修
123	//	元町 2 丁目	土蔵の改修
124	//	平泉寺町平泉寺	○推 塀の修景
125	//	北郷町東野	一般建築物の修景
126	//	栄町 2 丁目	伝統的民家の改修

番号	交付年度	所在 地	種 別
I27	H27	平泉寺町平泉寺	伝統的民家の改修
I28	//	片瀬	伝統的民家の改修
I29	//	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景
I30	//	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
I31	//	平泉寺町平泉寺	○推 歴史的建造物の改修
I32	//	本町 1 丁目	○推 一般建築物の修景
I33	H28	元町 2 丁目	歴史的建造物の改修
I34	//	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
I35	//	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
I36	//	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
I37	//	荒土町新保	伝統的民家の改修
I38	//	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
I39	//	平泉寺町平泉寺	○推 一般建築物の修景(新築)
I40	H29	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
I41	H30	本町 2 丁目	○推 門・塀の修景
I42	//	北郷町東野	伝統的民家の改修
I43	//	野向町龍谷	土蔵の改修
I44	//	荒土町北宮地	門・塀の修景
I45	R1	平泉寺町平泉寺	○推 石積みの修景
I46	R2	本町 2 丁目	○推 伝統的民家の改修
I47	R3	平泉寺町平泉寺	○推 土蔵の改修
I48	//	本町 4 丁目	○推 塀の修景(新設)

※「○推」は、福井県から伝統的民家群活用推進地区に認定された地区を示します。勝山市では、本町通り景観形成地区及び平泉寺区景観形成地区が認定されています。



図参 I. 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の累積数及び各年度の実績数

## ○ 勝山市景観計画改定の経緯

事 項	時 期	備 考
第15回勝山市景観審議会	令和3年12月24日	勝山市長より勝山市景観計画の改定について諮問
第16回勝山市景観審議会	令和4年 5月20日	素案の審議
第17回勝山市景観審議会	令和4年 6月24日	原案の審議
第18回勝山市景観審議会	令和5年 2月20日	原案の審議
パブリック・コメントの実施	令和5年 2月27日～ 令和5年 3月24日	
第61回勝山市都市計画審議会	令和5年 3月 6日	原案について意見聴取
第19回勝山市景観審議会	令和5年 3月30日	原案の審議
市長への答申	令和5年 3月30日	
告示・縦覧	令和5年 3月31日	

## ○ 勝山市景観審議会委員名簿

令和3年4月1日より

役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名
会 長	吉田 純一	FUT 福井城郭研究所顧問
副 会 長	三寺 潤	福井工業大学教授
委 員	船谷 佳克	福井県奥越土木事務所建築課長
委 員	北川 博正	勝山市文化財保護審議会長
委 員	南部 謙治	福井県建築士会勝山支部
委 員	和田 耕三	勝山商工会議所会頭
委 員	山内 政司	勝山市エコミュージアム協議会
委 員	谷口 美和子	男女共同ネットワーク
委 員	藤田 季世	勝山市観光まちづくり株式会社
委 員	富士根 信子	市議会議員
委 員	久保 幸治	市議会議員

## **勝山市景観計画**

改定 令和5年3月

編集 勝山市 建設課

〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1-1

TEL : 0779-88-8107 FAX : 0779-88-8119

E-mail : [kensetu@city.katsuyama.lg.jp](mailto:kensetu@city.katsuyama.lg.jp)